

令和2年度
包括外部監査結果報告書

監査テーマ

教育事業に関する財務事務の執行及び管理について

令和3年3月

大津市包括外部監査人

公認会計士 吉田 享 司

包括外部監査結果報告書 目次

「教育事業に関する財務事務の執行及び管理について」

第1. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
（1）包括外部監査対象	1
（2）包括外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の実施期間	2
5. 監査の要点	2
6. 主な監査手続	2
7. 新型コロナウイルス感染症禍における監査対応	3
8. 包括外部監査人を補助した者	3
9. 利害関係	3
第2. 監査対象の概要	4
1. 大津市の教育の概要	4
（1）大津市の教育にかかわる組織	4
（2）教育施策の概要	8
（3）学校の概要	11
（4）教職員の概要	12
（5）児童生徒の概要	13
2. 学校アンケート	14
（1）概要	14
（2）調査結果	15
（3）その他のアンケート結果	18
3. 児童生徒の学ぶ力	19
（1）児童生徒の学力の状況	19
（2）新学習指導要領	26
（3）情報活用能力と ICT 教育	28

(4) 国際理解教育・外国語教育	33
4. 教員の指導する力と働き方改革	39
(1) 教員の研修制度	39
(2) 働き方改革	42
5. 学校施設と統廃合	52
(1) 学校施設の耐震化	52
(2) 学校施設の老朽化	53
(3) 学校の統廃合	55
6. 学びの支援	59
(1) 学校給食	59
(2) いじめ問題対策	65
(3) 新型コロナウイルス感染症禍における対応	70
(4) 特別支援教育	74
(5) SDGs への取組	79
第3. 監査の結果及び意見	82
1. 児童生徒の学ぶ力	83
(1) 学力の向上	83
(2) ICT 教育	97
(3) 国際理解教育・外国語教育	102
2. 教員の指導する力と働き方改革	116
(1) 教員の指導する力	116
(2) 働き方改革	128
3. 学校施設と統廃合	137
(1) 実施した監査手続	137
(2) 監査の結果及び意見	137
4. 学びの支援	146
(1) 学校給食	146
(2) いじめ問題対策	150
5. 学校現地調査の結果	154
(1) 監査の概要（往査対象校）	154

(2) 実施した監査手続	154
(3) 監査の結果及び意見	154
6. 物品管理	169
(1) 概要	169
(2) 監査の結果及び意見	170
7. 学校徴収金	172
(1) 概要	172
(2) 実施した監査手続	173
(3) 監査の結果及び意見	173
第4. 総括意見	183

(注1:本報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示している。そのため、文中や表中における内訳金額を加減算した場合、合計金額と一致しない場合がある。また、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。)

(注2:文中や表中に「市」と記載している箇所については「大津市」を表している。)

(注3:「監査の結果及び意見」において、監査上の問題点等の指摘事項について、「結果」と「意見」とに区分して述べている。「結果」は、一連の事務手続の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、あるいは違反ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。「意見」は、一連の事務手続の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項、あるいは法令等違反ではないが改善が望まれる事項を記載している。)

(注4:令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の期間の表記において、平成31年度と記載している場合がある。)

第1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項及び大津市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成20年条例第44号）第2条に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）包括外部監査対象

教育事業に関する財務事務の執行及び管理について

（2）包括外部監査対象期間

令和元年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和2年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

昨今の高度情報化やグローバル化の進展、少子高齢化と人口減少や核家族化の進行、地球温暖化をはじめ食糧・エネルギー問題等の地球環境問題の深刻化、さらには経済・雇用状況の変化と雇用形態の多様化等、社会の急激な変化に伴い、教育の現場では、高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっており、学校教育において求められる教育の在り方について変化への対応が必要となっている。

子どもたちが自身の生き方を主体的に選択し、次代を生き抜くための力を育成するため、これからの学校教育は、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力や習慣の形成等を重視する必要がある。

加えて、新学習指導要領、幼稚園教育要領が全面改訂され、小中学校では平成30年度（2018年度）からの移行期間を経て、小学校は令和2年度（2020年度）から、中学校は令和3年度（2021年度）から全面実施となる。この新学習指導要領では、小学校における英語教育の教科化やプログラミング教育、特別の教科としての道徳等の新たな課題に対応した新たな学びが必要となっている。

これに伴い、このような新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員像の確立も求められているところである。また、国においては働き方改革が謳われ、教職員の多忙さが深刻な問題となっていることから、教職員の勤務時間の適正化等、教員の働きやすい環境づくりも必要となっている。

一方、いじめ・不登校等への対応、特別支援教育の充実、子どもの貧困等、子どもを取り巻く環境の諸課題への対応も必要となっている。

このような状況下にあつて、特に市では、全国学力・学習状況調査の結果を重視しつつ、学力向上に取り組んでいくこととしている。

以上を踏まえ、「教育事業に関する財務事務の執行及び管理について」を、令和2年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 包括外部監査の実施期間

自 令和2年7月22日 至 令和3年3月3日

5. 監査の要点

- ・教育事業に関する事務は、法令等に準拠しているかどうか。
- ・教育事業に関する事務は、経済的、効率的かつ有効に実施されているかどうか。
- ・教育事業に関する財産の管理・運営は、適切に行われているかどうか。
- ・学校の事務は、経済的、効率的かつ有効に実施されているかどうか。

6. 主な監査手続

- ・関係法令、条例、規則等の根拠規程の確認
- ・関連資料の閲覧
- ・担当者への状況聴取
- ・質問書の回答入手及び内容分析
- ・管理台帳の閲覧、必要に応じて関連資料と照合
- ・全小中学校アンケートの実施・回収・分析
- ・小中学校現地調査（小学校3校、中学校3校）
- ・学校給食施設（東部学校給食共同調理場）現地調査

7. 新型コロナウイルス感染症禍における監査対応

新型コロナウイルス感染症拡大の現状に鑑み、今年度の監査においては、監査チームをグループ化することにより往査人数を制限し、テレワークやWebによる会議を活用し監査業務を遂行した。

8. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士	西野 裕久
公認会計士	上森太一郎
公認会計士	有馬 浩二
公認会計士	松井 淳二
公認会計士	黄 壽容
弁護士・公認会計士	豊田 孝二
税理士・公認会計士	四宮 健多
公認会計士試験合格者	藤本 亮

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

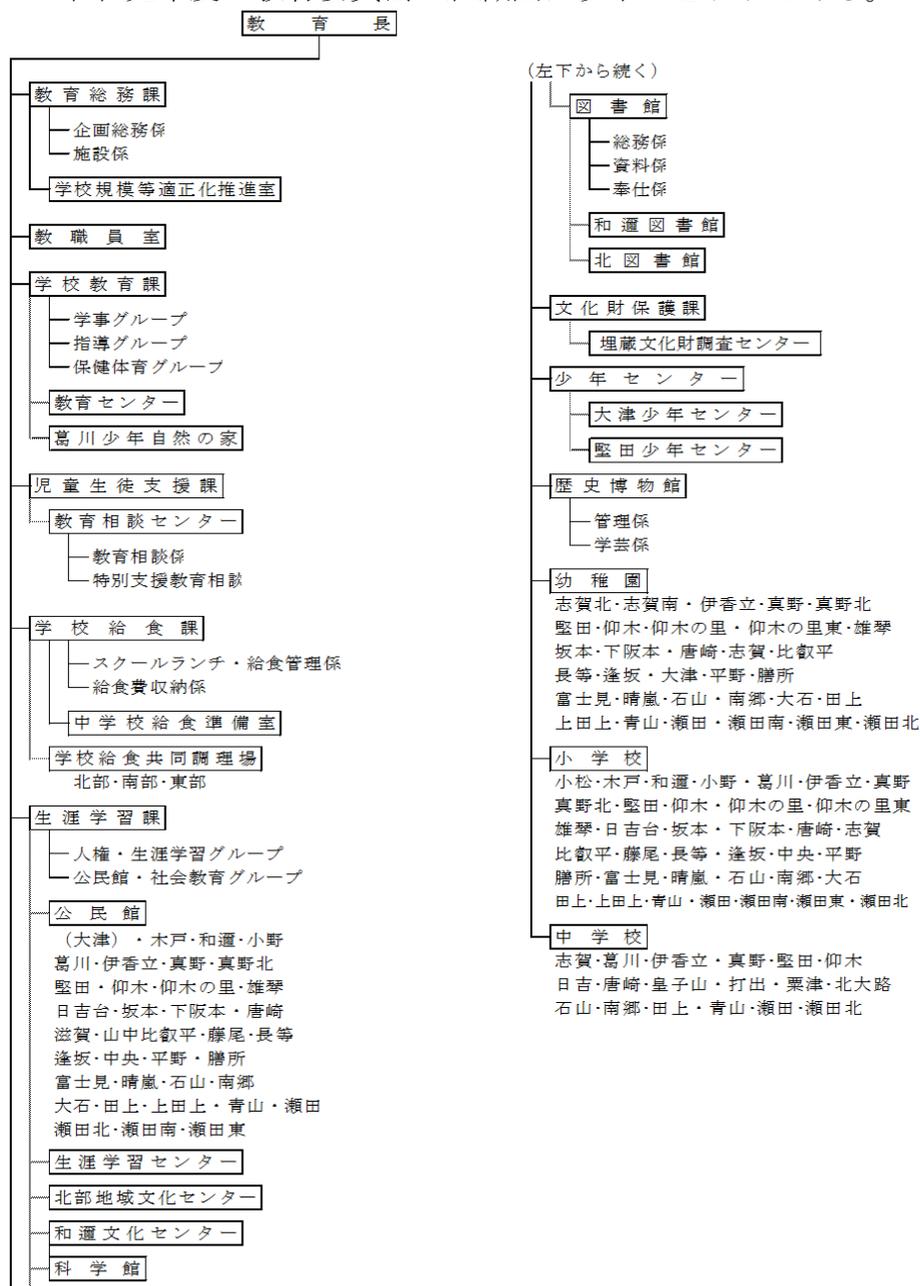
第2. 監査対象の概要

1. 大津市の教育の概要

(1) 大津市の教育にかかわる組織

①教育委員会

令和元年度の教育委員会の組織図は以下のとおりである。



(出典：「教育要覧」より抜粋)

教育委員会事務局の分掌事務は教育委員会行政組織規則第4条に定められており、分掌内容は下記のとおりである（分室は除く）。教育機関の分掌事務は同規則第6条に定められているが、記載は省略する。

教育総務課	企画総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育行政に係る総合企画及び調査研究に関すること。 (2) 教育委員会所管の事務事業及び予算に係る連絡調整に関すること。 (3) 教育に係る基本方針及び計画に関すること。 (4) 教育委員会の会議に関すること。 (5) 教育委員会所管職員（県費負担教職員及び幼稚園の職員を除く。第7号及び第8号において同じ。）の任免、服務及び給与に関すること。 (6) 教育委員会所管職員（県費負担教職員を除く。）の分限及び懲戒に関すること。 (7) 教育委員会所管職員の福利厚生に関すること。 (8) 教育委員会所管職員の研修に関すること。 (9) 教育委員会所管職員（幼稚園の職員を除く。）の保健衛生及び安全管理に関すること。 (10) 秘書、表彰、請願及び陳情に関すること。 (11) 職員団体及び労働組合に関すること。 (12) 公印の管理に関すること。 (13) 教育に係る広報、調査及び統計に関すること。 (14) 教育行政に関する相談及びこれに係る教育委員会内の連絡調整に関すること。 (15) 他課等の所管に属さない事項に関すること。 (16) 課及び学校ICT支援室の一般庶務に関すること。
	施設係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校（幼稚園を除く。以下この条において同じ。）の建設計画及びこれらに係る渉外調整に関すること。 (2) 学校の規模等の適正化に関すること。 (3) 学校施設（幼稚園の施設を除く。以下同じ。）の設置及び廃止に関すること。 (4) 学校施設の管理及び設備に関すること。 (5) 学校施設の借地契約等に関すること。 (6) 学校施設の目的外使用に関すること。 (7) 学校の各種管理委託業務に関すること。 (8) 学校施設に係る各種補助業務に関すること。

<p>学校教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学齢簿の編成管理に関する事。 (2) 児童及び生徒の就学及び転入に関する事。 (3) 就学援助費に関する事。 (4) 学校の予算管理及び経理に関する事。 (5) 教材、教具等学校の物品の調達、処分及び整備計画に関する事。 (6) 学校教育の指導助言及び教育課程に関する事。 (7) 学校人権教育の推進に関する事。 (8) 学習指導及び進路指導に関する事。 (9) 教科書その他の教材の取扱いに関する事。 (10) 教育資料の調査、作成及び出版に関する事。 (11) 通学区域の設定及び変更に関する事。 (12) 学校選択制に関する事。 (13) 児童及び生徒の就学に係る指定校の変更、区域外就学等に関する事。 (14) 通学区域審議会に関する事。 (15) 大津市奨学資金に関する事。 (16) 学校の保健、安全及び環境衛生に関する事。 (17) 学校体育の指導助言及び教材の取扱いに関する事。 (18) 学校体育の指導者の研修、養成及び育成に関する事。 (19) 学校体育団体の育成指導に関する事。 (20) 学校の保健及び体育に係る調査及び統計に関する事。 (21) 教育センターとの連絡調整に関する事。 (22) 葛川少年自然の家との連絡調整に関する事。 (23) 課及び特別支援教育室の一般庶務に関する事。
<p>児童生徒支援課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生徒指導に関する事。 (2) 通学路の安全対策に関する事。 (3) 学校の危機管理に関する事。 (4) 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会に関する事。 (5) いじめの防止に関する行動計画に関する事。 (6) 教育相談センターとの連絡調整に関する事。 (7) 課の一般庶務に関する事。

<p>学校給食課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 調理員の研修に関する事。 (2) 学校給食の献立の作成に関する事。 (3) 学校給食の調理及び栄養指導に関する事。 (4) 学校給食物資の購入及び副食物の配送計画に関する事。 (5) 学校給食の巡回指導に関する事。 (6) 学校給食に係る調査及び統計に関する事。 (7) 学校給食費の徴収に関する事。 (8) 学校給食共同調理場との連絡調整に関する事。 (9) 学校給食共同調理場の維持管理及び修繕に関する事。 (10) 課及び学校給食共同調理場の一般庶務に関する事。
<p>生涯学習課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習に係る総合企画及び総合調整に関する事。 (2) 人権学習の推進に関する事。 (3) 社会教育及び家庭教育の推進に関する事。 (4) 社会教育関係団体等の育成等に関する事。 (5) 青少年及び成人の学習活動の促進並びに指導者の育成に関する事。 (6) 子ども読書活動の推進に関する事。 (7) 社会教育委員に関する事。 (8) 社会教育施設の設置及び管理に関する事。 (9) 公民館の企画に関する事。 (10) 天津公民館及び和邇公民館並びに小野公民館分館の施設整備等に関する事。 (11) 公民館運営審議会に関する事。 (12) 天津公民館の指定管理者による管理に関する事。 (13) 公民館、生涯学習センター、北部地域文化センター、和邇文化センター、科学館及び図書館との連絡調整に関する事。 (14) 生涯学習センター、北部地域文化センター及び和邇文化センターの施設の管理手法の検討に関する事。 (15) 課及び公民館の一般庶務に関する事。
<p>文化財保護課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の調査及び保護に関する事。 (2) 文化財の啓発及び活用に関する事。 (3) 伝統的建造物群保存審議会に関する事。 (4) 埋蔵文化財調査センターとの連絡調整に関する事。 (5) 課の一般庶務に関する事。

(出典：「天津市教育委員会行政組織規則」より抜粋)

(2) 教育施策の概要

①第3期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱

第3期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱においては、「新しい価値と可能性を追求する大津の教育～多様性を尊重し自立する人～」を基本理念に設定し、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間、市の教育振興の基本方針を下記のとおり5つ掲げ、新たな時代に対応した教育を進めている。

■ 基本方針1 次代を生き抜く力を育みます

社会の多様化・複雑化が加速する次代を生き抜くためには、知識及び技能の習得にとどまらず、未知の状況においても思考、判断及び表現することができる力、学びを人生や社会に生かそうとする力等、「自分の人生を自分で切り拓いて生きていく力」を知徳体の観点を大切にしながら総合的に育成する必要があります。

■ 基本方針2 子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます

子どもが抱える課題の解決に向け、学校組織として対応するとともに、子ども一人一人に焦点を当て、きめ細かで最適な方策や手立てを講じながら、子どもの命を輝かせ、安心につながる対応を図ります。

■ 基本方針3 次代を見据え、大津の教育を活性化する教育改革を行います

学校は、保護者を始めとする市民の期待や願いを受け、子どもが安心して学べ、学力や体力を確実に培い、知徳体の調和の取れた人間性を総合的に育み、子どもが健やかに成長できる場であることが重要です。学校教育に関わる全ての者が、これからの未来を担う子どもの成長にとって重要な役割を有することを認識し、保護者や市民の「信頼」につながる教育改革を進めていく必要があります。

■ 基本方針4 社会全体で子どもを育てます

子どもへの教育は、社会的自立に向けた基礎的・基本的な資質及び能力の育成を図るとともに、人としての基礎づくりであるため、その教育は、家庭、地域及び学校がそれぞれの役割を果たし、互いに連携・協働し、社会全体で子どもの成長を支えていく必要があります。

■ 基本方針5 共に生きる地域づくりのための社会教育を推進します

少子高齢化や人口減少等、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、地域の自立的・持続可能なまちづくりに向けて、地域での課題解決力や教育力の向上が求められています。

そこで、個人の成長とともに、地域のまちづくりや人づくりにつなげるため、自らの学びの成果を地域の活動の中で積極的に生かしていく必要があります。

②予算及び決算

平成31年度一般会計予算（当初）は113,460,901千円であり、うち教育費は13,514,034千円で約12%を占めている。

なお、平成28年度～30年度の教育費の比率は8%台で推移している。

当初予算

（単位：千円）

	一般会計総額 (A)	教育費 (B)	B/A
平成28年度	105,847,000	9,080,139	8.6%
平成29年度	101,164,000	8,768,622	8.7%
平成30年度	108,069,048	9,032,634	8.4%
平成31年度	113,460,901	13,514,034	11.9%

（出典：「教育要覧」より包括外部監査人が作成）

平成30年度及び平成31年度の当初教育費予算の目的別構成表と性質別構成表は、以下の表のとおりである。平成31年度の当初教育費予算は平成30年度予算と比べ4,481,400千円の増加となっている。

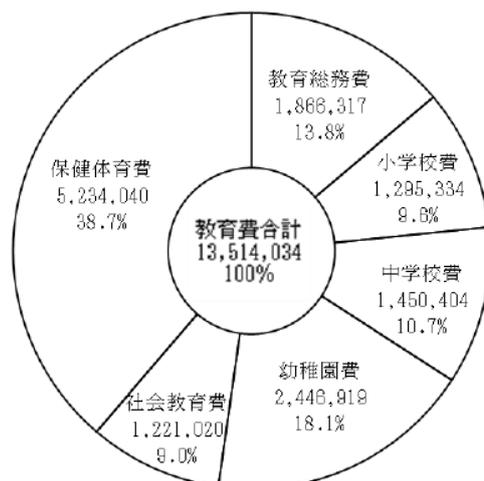
平成30年度からの主要な変動は、保健体育費の4,198,982千円の増加である。当該変動は、主に東部学校給食共同調理場の整備による増加である。

教育費予算目的別構成表

(単位：千円)

	平成31年度		平成30年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
教育総務費	1,866,317	13.8%	1,821,488	20.2%	44,829
小学校費	1,295,334	9.6%	1,306,498	14.5%	△ 11,164
中学校費	1,450,404	10.7%	1,527,843	16.9%	△77,439
幼稚園費	2,446,919	18.1%	2,082,964	23.1%	363,955
社会教育費	1,221,020	9.0%	1,258,783	13.9%	△ 37,763
保健体育費	5,234,040	38.7%	1,035,058	11.5%	4,198,982
合計	13,514,034	100.0%	9,032,634	100.0%	4,481,400

(出典：「教育要覧」より抜粋)



(出典：「教育要覧」より抜粋)

教育費性質別構成表

(単位：千円)

	平成31年度		平成30年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
人件費	3,180,249	23.5 %	3,190,337	35.3 %	△ 10,088
物件費	2,726,782	20.2 %	2,529,873	28.0 %	196,909
建設費	4,830,216	35.7 %	1,107,117	12.3 %	3,723,099
維持補修費	531,863	3.9 %	440,757	4.9 %	91,106
扶助費	1,091,955	8.1 %	884,792	9.8 %	207,163
補助費等	294,959	2.2 %	237,748	2.6 %	57,211
その他	858,010	6.3 %	642,010	7.1 %	216,000
合計	13,514,034	100.0 %	9,032,634	100.0 %	4,481,400

(出典：「教育要覧」より抜粋)

(3) 学校の概要

市が設置する小中学校は、小学校37校、中学校18校あり、以下のとおりである。

令和2年4月1日現在

中学校	小学校
志賀	小松、木戸、和邇、小野
葛川	葛川
伊香立	伊香立
真野	真野、真野北
堅田	堅田
仰木	仰木、仰木の里、仰木の里東
日吉	雄琴、日吉台、坂本、下阪本
唐崎	唐崎、志賀 ※1
皇子山	志賀 ※1、比叡平、長等、藤尾、中央 ※2
打出	逢坂、中央 ※2、平野
粟津	膳所、晴嵐 ※3
北大路	晴嵐 ※3、富士見
石山	石山
南郷	南郷、大石
田上	田上、上田上
青山	青山
瀬田	瀬田南、瀬田
瀬田北	瀬田北、瀬田東

※1：志賀小学校からは、唐崎中学校と皇子山中学校に分かれて進学する。

※2：中央小学校からは、皇子山中学校と打出中学校に分かれて進学する。

※3：晴嵐小学校からは、粟津中学校と北大路中学校に分かれて進学する。

(出典：「大津市ホームページ」より包括外部監査人が作成)

(4) 教職員の概要

市の教職員数の状況と過去5年間の推移は以下のとおりである。

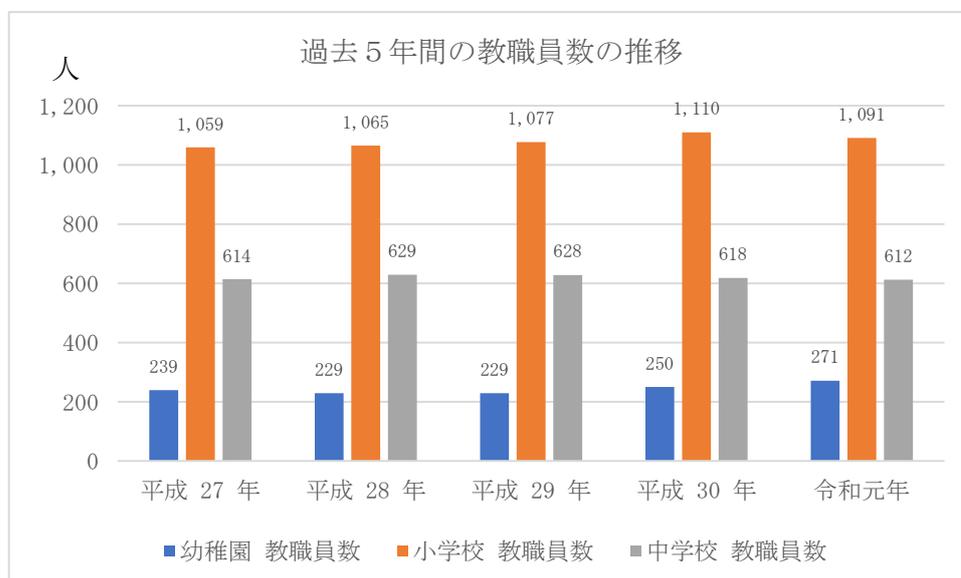
・教職員数

令和元年5月1日現在

校種	教職員数
幼稚園	271人
小学校	1,091人
中学校	612人
計	1,974人

(出典：「教育要覧」より包括外部監査人が作成)

・過去5年間の教職員数の推移



(出典：「教育要覧」より包括外部監査人が作成)

(5) 児童生徒の概要

市の児童生徒数と学級数の状況と過去5年間の推移は以下のとおりである。

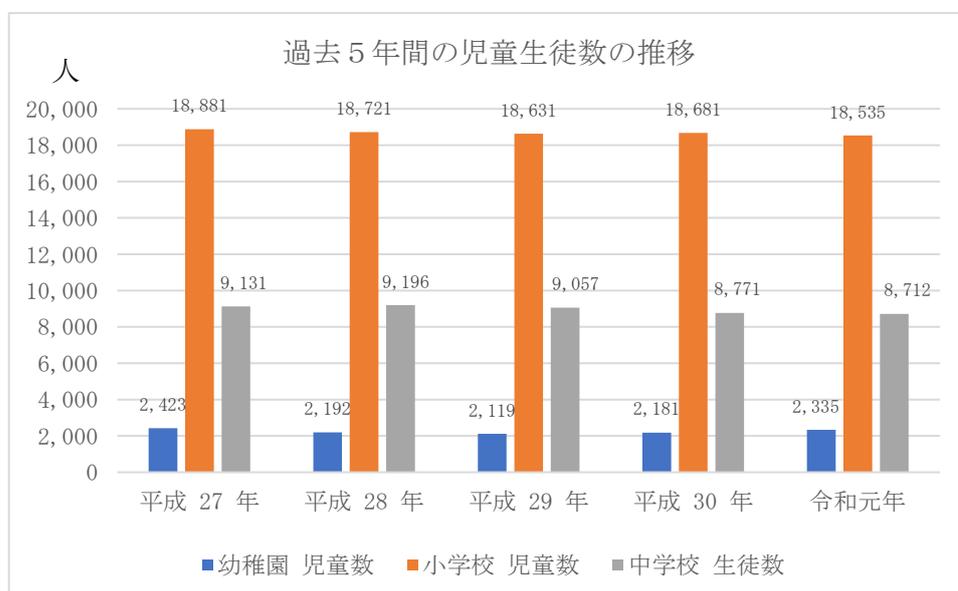
- ・児童生徒数及び学級数

令和元年5月1日現在

校種	児童生徒数	学級数
幼稚園	2,335 人	109 学級
小学校	18,535 人	756 学級
中学校	8,712 人	321 学級
計	29,582 人	1,186 学級

(出典：「教育要覧」より包括外部監査人が作成)

- ・過去5年間の児童生徒数の推移



(出典：「教育要覧」より包括外部監査人が作成)

2. 学校アンケート

(1) 概要

①調査の方法

市の小学校、中学校の全学校に対して令和2年9月に実施した。調査票は教育委員会を經由して全校にデータベースで展開し、小学校全37校及び中学校全18校の計55校からの回答を得た。

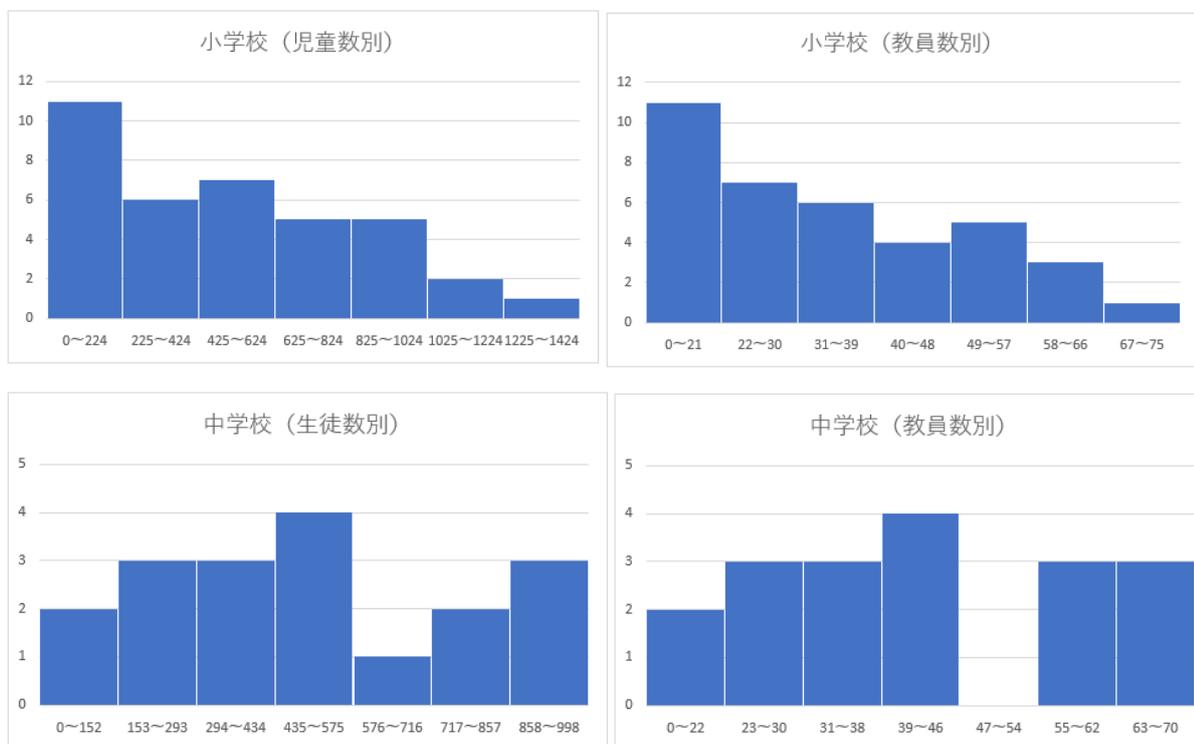
②調査票質問の概要

- I 学校の概要について（生徒数、学級数等）
- II ICT環境について 設備の状況／管理状況／セキュリティについて
- III 国際理解・英語教育について
 - ①英語教育体制について
 - ②授業における工夫について
 - ③新学習指導要領に対応した取組について
 - ④授業における英語の平均使用率について
 - ⑤ALTの稼働率・ALTに対する評価、課題等について
 - ⑥小学校1年生からの英語教育を行うことの成果と課題について
- IV 学力向上について
 - ①学力向上のために特に重要な事項／教育の質を高めるための課題について
 - ②OJTの実施状況とその効果・課題について
 - ③教員の年齢構成に起因する課題・問題点について
- V 働き方改革について
 - ①勤怠管理について
 - ②休職状況について
 - ③ストレスチェックについて
- VI 老朽化・備品管理について
 - ①老朽化の状況について
 - ②耐震工事の状況について
 - ③備品の管理・棚卸方法について
- VII 学校給食について
 - ①学校給食の満足度について
 - ②新東部学校給食共同調理場の満足度について
- VIII 学校徴収金について
 - ①学校徴収金の種類、目的等について
 - ②徴収方法及び現金・通帳の管理運用について
 - ③学校徴収金の滞納管理について
 - ④学校徴収金の運用管理について（支払事務・承認事務・監査の有無等）
 - ⑤学校徴収金が市の取扱い要領に準拠しているかどうかについて

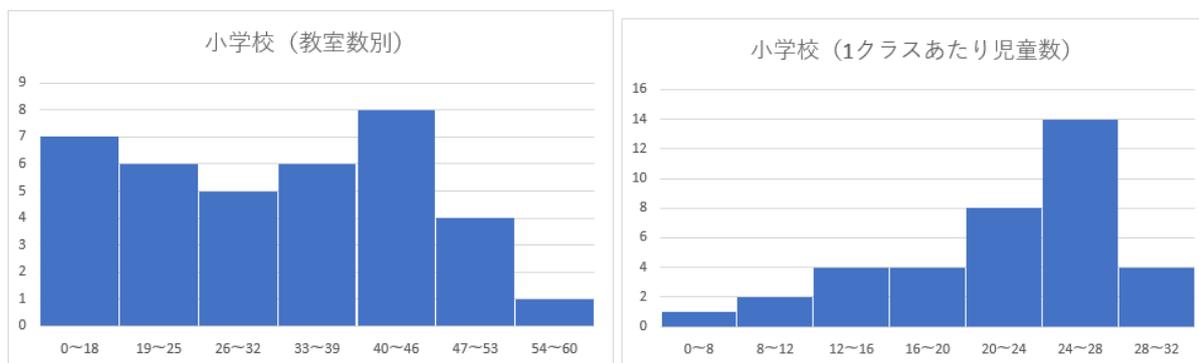
(2) 調査結果

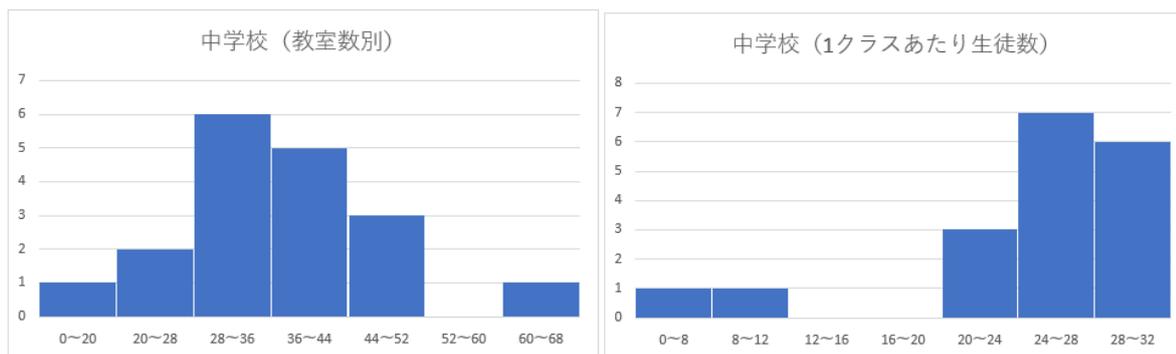
①学校の概要について

学校の概要で回答を得た内容について学校当たりの全児童生徒数、教員数、教室数、1クラス当たりの児童生徒数の分布は下記のとおりであった。



上表は縦軸に学校数、横軸に児童生徒数/教員数を表示し、児童生徒数と教員数のバランスを示している。表からは児童生徒数と教員数は一定のバランスがとれていることが確認できた。また、小学校は小規模な学校が多いが、ごく一部では1,000人を超える小学校がある。



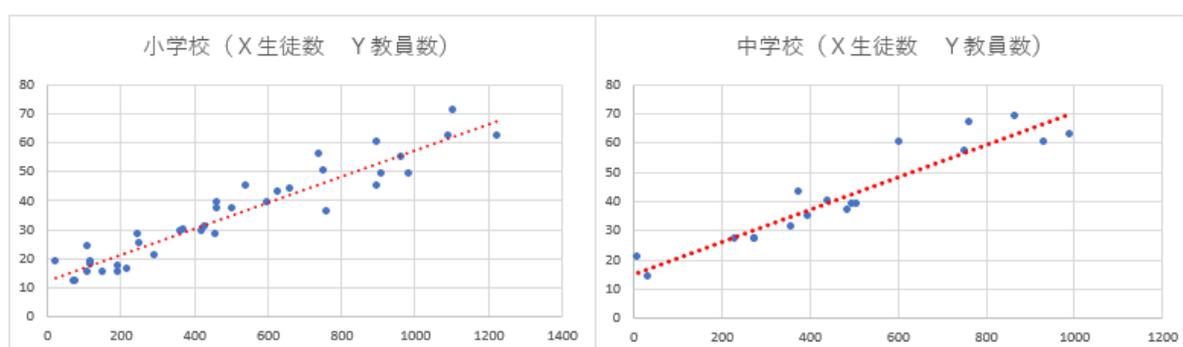


上表は縦軸に学校数、横軸に教室数/1クラスあたり生徒数を示している。表からは児童生徒数と教室数には強い相関は無く、一部児童生徒数と教室数にアンバランスな学校があることが予想される。中学校は複数の小学校から集約されてくるため、1クラス当たりの生徒数はおおむね30人程度でばらつきは少なかった。

各学校の生徒数、教員数、教室数をもとに散布図による相関関係を確認した結果、以下の②から④のとおりであった。

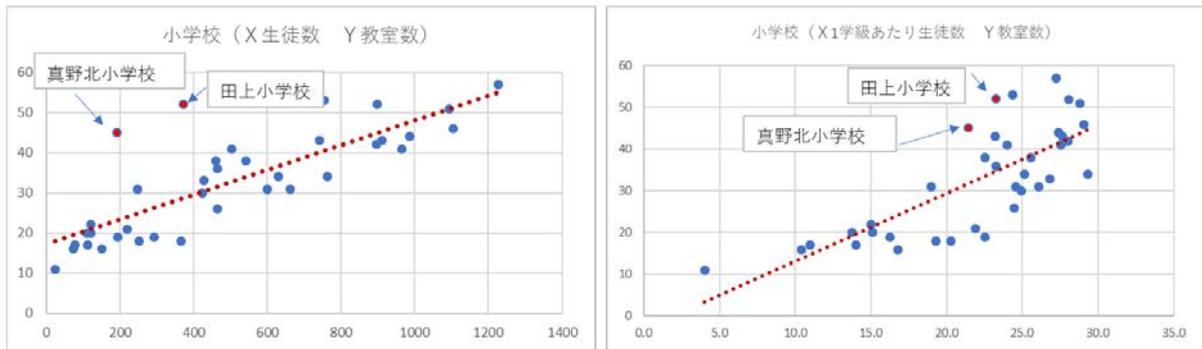
②児童生徒数／教員数

小学校、中学校とも異常値は生じておらず、おおむね適正な配置となっていると考えられる。ただし、小規模校では、教員の数が相対的に少ないため、教員に欠員が出た場合等緊急時の柔軟な対応は困難な場合があることが予想される。



③【小学校】児童数／教室数と1クラスあたり児童数／教室数

推定ラインより大きく上にある学校が2校検出された。その学校は、真野北小学校、田上小学校であり、下記のとおりであった。



この点、真野北小学校は3教室を「大津市の依頼により選挙管理委員会と観光協会が備品管理倉庫として利用」している旨の回答があり、スペースの有効活用を図っていることが確認できた。

田上小学校については市の南部地域に属しており、この地域は施設規模が大きい学校が多く、既に余剰スペースが発生している学校が多くなっており、今後児童数の減少による学級数の減少により、余剰スペースが大きくなることが懸念されている。

表 余剰校舎面積の将来推計

単位：㎡

	小学校					中学校			合計
	石山	南郷	大石	田上	計	石山	南郷	計	
第1期 ～H34(2022)	384	324	0	2,143	2,851	2,502	0	2,502	5,353
第2期 H35(2023)～ H44(2032)	1,263	1,645	1,575	2,585	7,068	3,576	1,082	4,658	11,726
第3期 H45(2033)～ H54(2042)	1,705	↓	↓	↓	7,510	↓	↓	↓	12,168
第3期後 H55(2043)～	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓

(参考)

市内小中学校の平均校舎面積(教室、廊下等含む) 5,796㎡

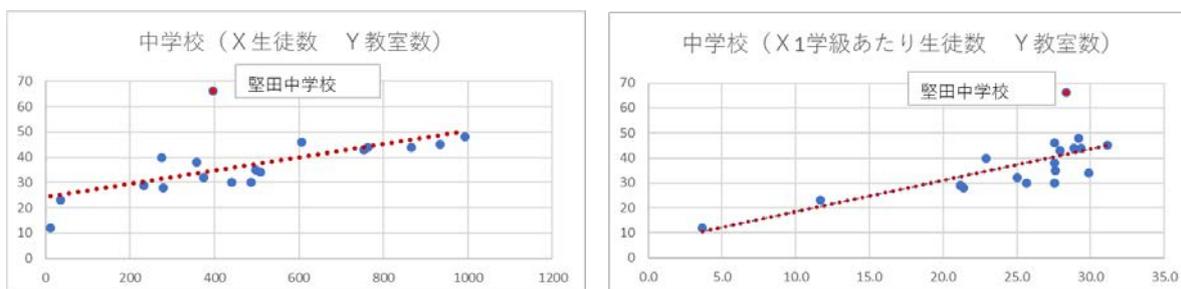
市内小中学校の平均的な普通教室の面積 64㎡

(出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋)

なお、いずれの小学校についても現在遊休している教室については該当がなく、有効に活用している旨のアンケート回答を得ている。

④【中学校】生徒数／教室数と1クラスあたり生徒数／教室数

推定ラインより大きく上にある学校として堅田中学校が検出された。



堅田中学校は昭和42年に旧堅田町と大津市が合併した際に大津市立堅田中学校となり、その後、昭和50年に伊香立中学校、葛川中学校が分離し、昭和63年に真野中学校、平成6年に仰木中学校と分離したこともあり、もともとは大人数に対応できるよう、十分な教室数が確保されていた。ピーク時は700人程度の生徒が在籍していたが、現在は400人程度であり、生徒数に対して教室数は十分にある状態であった。

この点、堅田中学校では生徒一人ひとりに対する対応を重視した教育方針を掲げており、少人数授業の推進や特別支援教室等個々の生徒と向き合うための場所として教室の有効活用を図っていることが確認できた。

その他の中学校については推定ラインとの乖離は見受けられなかった。

(3) その他のアンケート結果

ICT環境から学校徴収金の詳細については第3章にて検討しているため、ここでの記載を省略する。

3. 児童生徒の学ぶ力

(1) 児童生徒の学力の状況

①第3期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱における学力の位置付け

第3期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱において、目指すべき教育の姿と人間像を実現していく上で、特に重要な施策を重点アクションとして定めており、その一つ目として「将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ」を設定しており、市としての特に重要な施策となっている。

第2期大津市教育振興基本計画においては、「将来の夢を広げる学力アップ戦略」としていた文言を「将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ」に改訂し、学力から学ぶ力へと表現の方法を変更している。

後述の新学習指導要領では、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を育成することが求められている。

そのため、市では、学ぶ意義を明確にし、子ども一人ひとりの学びの状況に応じた個別最適な支援に努めるとともに、仲間と協働して課題解決に取り組む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業へと転換を図っている。これら新学習指導要領の変更の趣旨も踏まえ、表現を学力から学ぶ力に変更している。

第3期大津市教育振興基本計画における今後の成果目標（指標）と主な事業は以下のとおりである。

◆成果目標（指標）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校 2/2 中学校 2/2	小学校 2/2 中学校 2/2	小学校 2/2 中学校 2/2	小学校 2/2 中学校 2/2	小学校 2/2 中学校 2/2
全国学力・学習状況調査における教科に関する調査において 全国平均を上回った各教科区分数 ※教科区分：小学校（国語・算数） ：中学校（国語・数学） ※令和元年度 小学校1/2 中学校1/2				
全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査において 国語・算数・数学の学習への関心・意欲・態度に関わる質問項目*1に肯定的な回答 （「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）をした児童生徒の割合 令和元年度 大津市（全国） ※国語 小学校 59.6%（64.2%） 中学校 57.6%（61.7%） ※算数・数学 小学校 63.4%（68.6%） 中学校 57.6%（57.9%） ※1 質問項目 「国語の勉強は好きですか」「算数の勉強は好きですか」、「数学の勉強は好きですか」				
0%	5%	15%	20%	30%
小学校、中学校の一貫したカリキュラム（教育課程）を作成した中学校区の割合 ※令和元年度 0% ※教科・領域等のうち、1以上のカリキュラム				

（出典：「大津市教育大綱第3期基本計画」より抜粋）

◆主な事業

- ・全国学力・学習状況調査の分析
- ・教員の指導力向上に係る研修、学校訪問
- ・教員の ICT 機器等を活用した指導力向上のための研修、研究
- ・デジタル教科書、タブレット端末等の ICT 機器の整備
- ・学校生活支援員配置事業
- ・幼児期の教育の充実

②全国学力・学習状況調査について

全国学力・学習状況調査が毎年実施されており、その結果が文部科学省より公表されている。市についても平成31年度（令和元年度）において、市立学校では、小学校37校、3,055人、中学校18校、2,700人が調査を受けている。

市では公表された実施結果を分析し、今後の学力向上策の策定に役立てるとともに、実施結果の概要について公表を行っている。

全国学力・学習状況調査の概要は以下のとおりである。

●調査目的

- ・義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ・学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- ・そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

●調査対象

- ・原則として、国・公・私立学校の小学校6年生、中学校3年生の全児童生徒

●調査内容

◇教科に関する調査

- ・身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ・知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な問題解決のための構想を立て実践し、評価・改善する力等

◇生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

- ・児童生徒に対する調査
学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関するアンケート調査
- ・学校に対する調査
指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備状況に関する調査

市の公表している調査結果の概要については、以下のとおりである。

◇教科（領域）ごとの結果概要

【小学校】 算数は、全ての領域で全国平均を上回りました。国語は、3領域で全国平均を下回りました。

全国平均正答率より上回った領域

国語 「書くこと」
算数 「数と計算」「量と測定」
「図形」「数量関係」（すべての領域）

全国平均正答率より下回った領域

国語 「話すこと・聞くこと」
「読むこと」「伝統的な言語文化等」
算数 なし

【中学校】 数学は、3領域で全国平均を下回りましたが、4領域をトータルすると、全国平均を上回りました。

国語は、3領域で全国平均を下回りました。英語は、2領域で全国平均を上回りました。

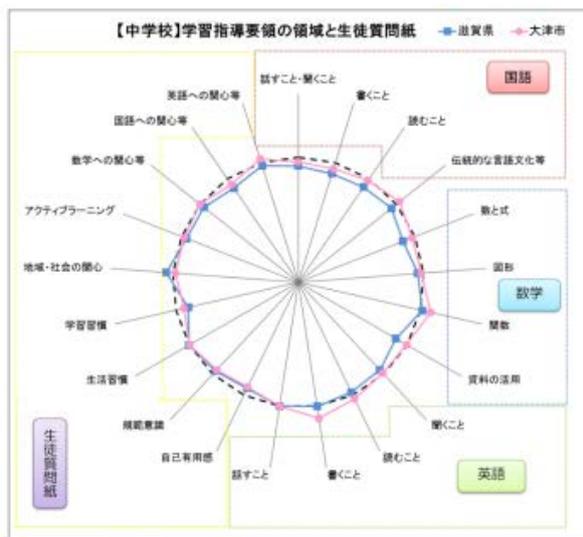
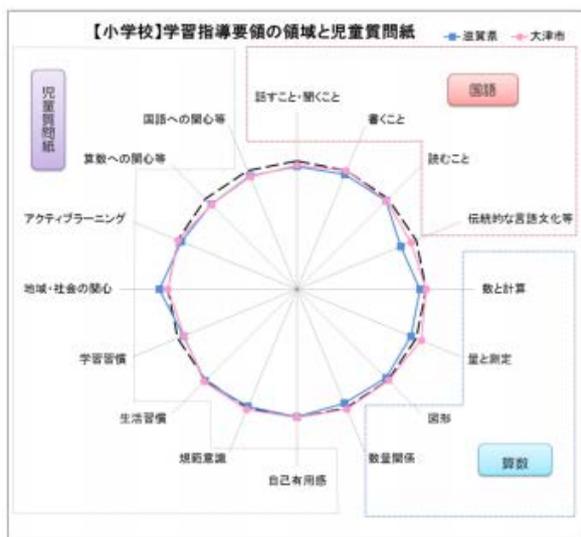
全国平均正答率より上回った領域

国語 「伝統的な言語文化等」

数学 「関数」
英語 「読むこと」「書くこと」

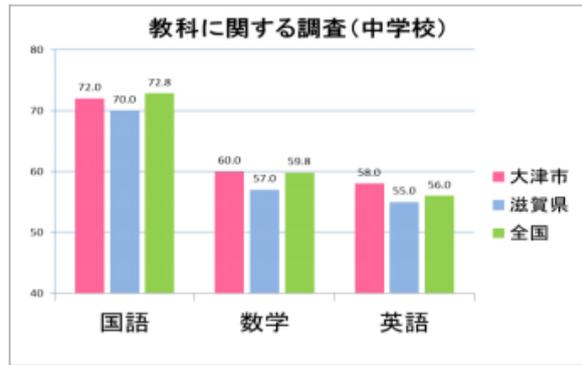
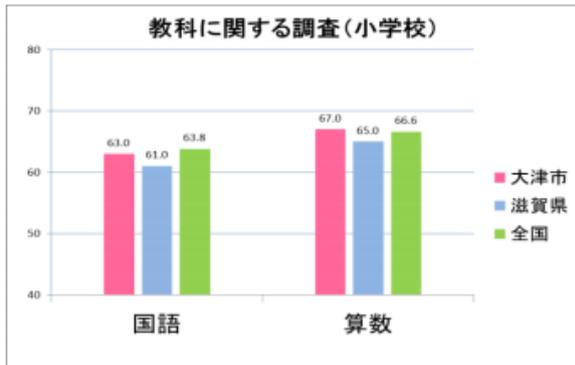
全国平均正答率より下回った領域

国語 「話すこと・聞くこと」「書くこと」
「読むこと」
数学 「数と式」「図形」「資料の活用」
英語 「聞くこと」



※上の2つの図中の黒破線は全国平均値を示しています

(出典：「教育委員会提供資料」より抜粋)



- ・小学校、中学校ともに、国語、算数・数学、英語の全教科で滋賀県の平均正答率を上回りました。
- ・小学校では算数、中学校では数学、英語において、全国の平均正答率を上回りました。

(出典：「教育委員会提供資料」より抜粋)

◇児童生徒質問紙の結果概要

【9割以上が肯定的に回答している主な項目】

(小学校・中学校共通) 生活習慣・規範意識・自己有用感

- 「朝食を毎日食べているか」「毎日、同じくらいの時刻に起きているか」
- 「ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがあるか」「人の役に立つ人間になりたいか」
- 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか」「学校のきまり(規則)を守っているか」

【全国平均と比較して良い傾向が見られる主な項目】

(小学校) 挑戦心・自己有用感

- 「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦しているか」「自分には、よいところがあると思うか」

(中学校) 数学への関心等・英語への関心等

- 「数学の授業の内容はよく分かるか」「英語の授業の内容はよく分かるか」

【全国平均と比較して課題が見られる主な項目】

(小学校・中学校共通) 国語への関心等

- 「国語の勉強は好きか」

(小学校) 算数への関心等・学習習慣

- 「算数の勉強は好きか」
- 「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしているか」

(中学校) 自己有用感・学習習慣

- 「将来の夢や目標を持っているか」
- 「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしているか」

(出典：「教育委員会提供資料」より抜粋)

③大学と連携した学力向上にかかる取組

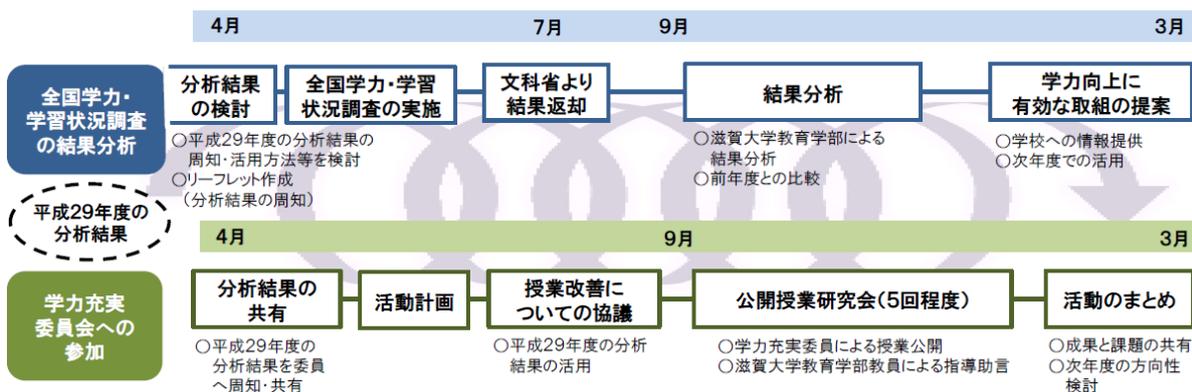
市では滋賀大学教育学部に全国学力・学習状況調査の結果の分析を依頼し、分析結果を受領している。滋賀大学教育学部では、分析結果を踏まえ、授業の改善や家庭への啓発等学力向上に有効な取組を市と共有するとともに、公開授業での指導助言を行うことを通じて学力向上に寄与している。

直近の取組に係る概要は以下のとおりである。

平成29年度の取組



平成30年度の取組



(出典：「教育委員会提供資料」より抜粋)

教育委員会では、取り組むべき課題や目標を「おおつ学力充実プラン」として取りまとめ、学校長が集まる校園長会で資料の説明を行うことや、モデルとなる公開授業研究会の開催を通じて全国学力・学習状況調査の結果の有効活用を図っている。

◇おおつ学力充実プラン

<p>おおつ学力充実プラン</p> <h1 style="font-size: 2em;">2</h1>	<h2>「話し合う活動」と「振り返り」のある授業づくり</h2> <p>● ここで大切にすること ● 平成30年度</p> <p>○ 付けたいかに迫るための話し合う活動を取り入れましょう。 ○ 児童生徒自身が自分の学びを振り返る時間をつくりましょう。</p>
<h3>1 付けたいかに迫るための「話し合う活動」</h3> <p>なぜ「話し合う活動」が有効なのでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業に主体的に取り組めるようになる。 ○ 話し合うために、相手の言うことをよく聞く態度が育つ。 ○ 相手に意図を伝えるために、話の構成を考える力がつく。 ○ 自分の考えが確かなものになる。 ○ 話すことや聞くことによって、物事の理解が深まったり広がったりする。 <p>「話し合う活動」のポイント(付けたいかに迫るために)</p> <p>■ 話し合う意義を伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の考えの足りないところや自分とは異なる考えを知ることができることを伝える。 ○ 「話し合っただけでよかった。」と実感する経験を積み重ねることも大切。 <p>■ 話し合う際の課題を明確にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的に話し合う必然性のある課題を設定する。 ○ ねらいから外れていないか、教師の見取り・支援が必要。 <p>■ 自分の考えをしっかりと持たせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 話し合う前に、ノートに自分の考えを書かせるなど工夫をする。 ○ 「ここまで考えたんだけど…」という途中までの考えも積極的に認める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※話し合う活動は、付けたいかに迫るための手段であって、それ自体が目的にならないようにすることが大切です。</p> </div> <p>こんな「話し合う活動」ができます</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>ICT等のツール活用</p> <p>タブレットや電子黒板を活用し、資料を示したり書き込んだりしながら話し合う。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>話し合う形態の工夫</p> <p>机を寄せる・話しやすい場所へ移動するなど、児童生徒自身がよりよい方法を考えて話し合う。</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>ペアやグループ、学級全体など、課題や児童生徒の実態に応じて話し合う人数を変えたいですね。</p> <p>友だちの発言を温かく受け止める学級の雰囲気大切にね。</p> </div>	<h3>2 「何を学んだのか」を実感できる「振り返り」</h3> <p>なぜ「振り返り」が有効なのでしょう。</p> <p>児童生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習したことが確認できる。 ○ 達成感を持つことで、さらに学習意欲が高まる。 <p>教師</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒一人一人の理解や伸びが確認できる。 ○ 次時以降の授業改善につながる。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>めあてと振り返りは、対になっていると考えるといいね。</p> <p>振り返りをするためにも、めあては毎時間しっかりと提示しようね。</p> </div> <p>「振り返り」のポイント</p> <p>■ どんなことを振り返るのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ わかったこと(わからなかったこと) ○ 考えたこと ○ 気づいたこと ○ 疑問に思ったこと ○ 今までの学習とのつながり ○ 日常生活とのつながり ○ もっと調べたいこと <p>■ どのように振り返るのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 口頭で(ペアで聞き合い・グループで交流・全体で交流) ○ 文章で(字数を指定・キーワードを入れるなど条件をつける) ○ 学んだことを生かして解く問題等で <p>こんな「振り返り」ができます</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>単元や題材の見直しを持つ</p> <p>毎時間のめあてと振り返りを、単元や題材ごとに1枚のシートにまとめ、(ポードフォリオ)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>条件をつける</p> <p>板書やノートからキーワードとなる言葉を児童生徒自身で見つけ出してから振り返りを書く。</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>友だちと振り返りを交流することで、より学びが深まるよ。</p> <p>よい振り返りを取り上げ、児童生徒や他の先生に紹介するといいいよ。</p> </div>
<p>大津市教育委員会</p>	

(出典：「教育委員会提供資料」より抜粋)

④学力定着プログラム (光ルくん調査)

市では平成29年度及び平成30年度について、学力向上推進事業として、学習定着プログラム「光ルくん調査」を実施した。

この調査では、小学校の4年生、5年生を対象に、学習調査を行い、児童の学習状況を把握し、その結果の分析に基づいた学校の授業改善を行うことにより、児童が自ら学習に取り組む習慣を定着させることを目的としている。

全国学力・学習状況調査は小学校6年生を対象として調査を行っているが、学習のつまづきは調査対象学年だけではなく、それ以前の学年に起因している場合もある。課題点の早期発見や早期対応を行うことにより、全体の学力向上を期待できるものである。

学習定着プログラム 事業内容

1 光ルくん調査

今までの学習が定着しているかどうかを調査します。

- ・対象学年
小学校第4, 5学年
- ・調査内容
国語、算数、質問紙調査
- ・実施時期
6月、1月の年2回

その他

- ・光ルくん調査の採点、結果分析は委託業者から提供。
- ・県教委等が作成する該当学年対象の別の調査やテストを、この光ルくん調査を実施することで代えることが可能。
- ・学習ボランティアの業務は、主に授業での学習支援、補充学習の補助、採点補助、プリントの印刷等学習にかかわること。

2 小学校3校をモデル校

モデル校で、以下の支援を行います。

- ・光ルくん調査の採点、結果の分析
- ・分析結果の活用と授業改善
- ・学習支援ボランティアの活用

3 学習定着プログラムの流れ

学習が定着するよう、継続的な検証改善サイクルの確立を支援します。

- ・光ルくん調査範囲の提示
ガッテンプリント等既存のプリント等を活用し学習課題を提供
↓
- ・光ルくん調査実施
国語、算数、質問紙調査
↓
- ・結果分析、ふり返りプリント
個に応じた指導
分析結果を活用した授業改善

(出典：「教育委員会提供資料」より抜粋)

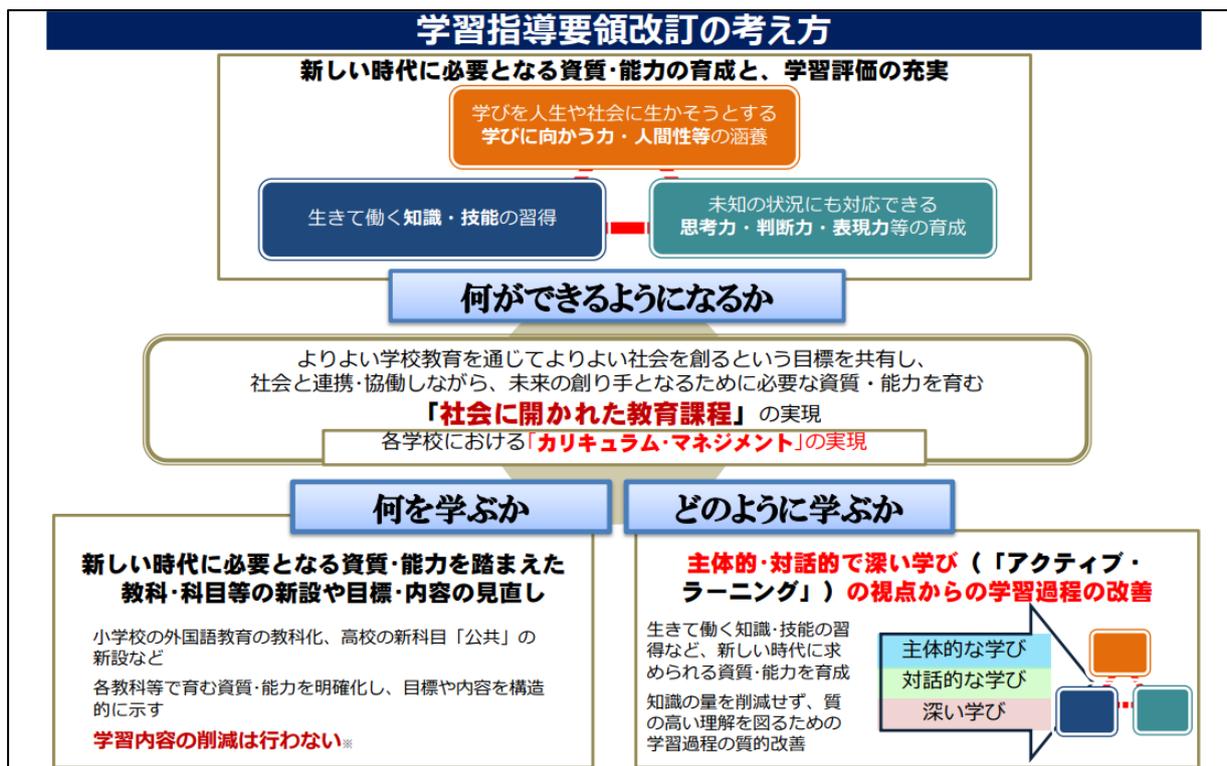
この事業は外部の委託業者の作成した問題を利用し、採点及び結果分析は委託業者から提供される。また、個々の調査結果や採点結果に応じた課題プリント等が提供される仕組みとなっており、教員の負担の軽減効果も期待されていた。

(2) 新学習指導要領

①学習指導要領の改訂

これからの社会は、長寿化に伴う「人生100年時代」や人工知能（AI）、ビッグデータに代表される「Society5.0時代」を迎えようとしている。人生観や職業観も変化することが予測され、子どもたちは、こうした変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性や創造力を働かせ、未来を切り拓いていくことが期待される。これらの多様な社会環境の変化に対応し、学習指導要領の改訂が行われ、平成29・30年改訂学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）が令和2年度から小学校で完全実施され、令和3年度から中学校で完全実施となる。

これからの時代に求められる資質・能力として、（ア）「何を理解しているか、何ができるか」（生きて働く「知識・技能」）、（イ）「理解していること、できることをどう使うか」（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」）、（ウ）「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」）が示されており、学校では、その趣旨に基づき、「何を知っているか」とどまらず、「何ができるようになるか」を意識した学習指導が求められている。



（出典：「文部科学省ホームページ」より抜粋）

市では、子どもの学びを質的に高めるために、いわゆる一斉教授型の授業から個別最適化型へ、また、アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」につながる授業へと転換を図ることを計画している。さらに「社会に開かれた学校」として、専門家や地域の人材、資源の活用を図るとともに、教科等横断的な視点で教育課程を編成する「カリキュラム・マネジメント」の取組を進めている。

また、子どもたちの学ぶ力を育むためにも、教員の専門性を高め、新たな課題にも対応できる力量が必要となる。教員が、様々な子どもの状況に応じながら、子どものこれから求められる資質や能力を引き出し培うことができるよう、

学校での日常的な研修（OJT）を始めとして、教育センター等における指導力向上のための研修を充実することを計画している。

（３）情報活用能力と ICT 教育

①概要

上述のとおり、新たに「情報活用能力」を、「言語能力」と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けた新学習指導要領が、小学校では令和２年度から、中学校では令和３年度から全面適用される。

ここで、「情報活用能力」とは、「コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、さらに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むもの（新学習指導要領解説の要約）」とされている。

具体的には、小学校においては、文字入力等基本的な操作を習得し、新たに”プログラミング的思考”を育成し、中学校においては、従来の技術・家庭科（技術分野）においてプログラミング及び情報セキュリティに関する内容を充実することとされている。

同時に、新学習指導要領では、学校のICT環境整備と、ICTを活用した学習活動の充実を図ることが明記された。

<p>小・中・高等学校共通のポイント（総則）</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け <small>総則において、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとするを明記。【総則】</small>➤ 学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実に配慮 <small>総則において、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮することを明記。【総則】</small>
<p>小・中・高等学校別のポイント（総則及び各教科等）</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 小学校においては、文字入力など基本的な操作を習得、新たにプログラミング的思考を育成 <small>各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記。【総則】</small>➤ 中学校においては、技術・家庭科（技術分野）においてプログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実 <small>「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」等について学ぶ。【技術・家庭科（技術分野）】</small>

（出典：「教育委員会提供資料」より抜粋）

(ア) 具体的な ICT を活用した実践例

具体的なICTを活用した実践例としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・ コンピュータ室で、キーボードを使用したローマ字入力の学習をする。
- ・ デジタル教科書や教材を大型テレビに提示し、資料との共有を図る。
- ・ 児童生徒のノートや作品を、タブレット端末を介して大型テレビに提示し、情報を共有する。
- ・ インターネットを通じて情報を取捨選択し、ソフトウェアを使用したプレゼン資料を個人、または、グループで作成する。
- ・ オンライン動画（NHK等）を視聴し、学習の予習、振り返りを行う。
- ・ オンライン型ドリル教材（本市導入 eライブラリ）で学習する。
- ・ 講師を招き、情報モラル学習を行う。

（出典：「教育委員会提供資料」より抜粋）

(イ) 教員の資質向上のための研修

教員も、新たなICT教育を指導できるよう、資質の向上が必要である。教員の資質向上のための研修としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・ 教育の情報化リーダー研修
- ・ ICT活用指導力向上研修（集合研修及び現地研修）
- ・ 校務支援システム操作研修
- ・ 情報教育研究委員会の設置
- ・ （学校長、小学校教員、中学校教員、教育委員会指導主事、大学教授）

（出典：「教育委員会提供資料」より抜粋）

②市の ICT 機器整備の状況

平成21年度に国が「スクール・ニューディール」構想を打ち出した以降、市は学校のICT環境の大幅な整備を行っており、一定数のPCやタブレット端末については整備済みとなっている。令和2年4月1日時点における、市内の小中学校1校当たりの主なICT機器の整備状況は以下のとおりである。

なお、標準的な配備台数を掲載しており、学校の規模や状況等によって配備台数や内容、配備時期等は異なっている。

【市の小中学校の標準的な ICT 機器の整備状況】

教育用		校務用
・各教室	教員・児童生徒用 PC 1 台 大型 TV (50 インチ) 1 台	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員用 PC 各 1 台 ・統合型校務支援システム (平成 26 年 1 月導入)
・パソコン室	児童生徒用 PC40 台 教員用 PC 1 台	
・図書室	図書貸し出し管理用 1 台 (バーコードで図書を管理)	
・可動式タブレット	端末 41 台	
・投影用プロジェクタ	1 台	

また、市内全校全体での ICT 機器の配備状況は以下のとおりである。

(令和 2 年 4 月 1 日時点)

機器	台数
児童生徒用タブレット端末	2,175 台
PC 室配備端末	2,144 台
教室配備端末	1,117 台
校務用端末	1,849 台

③GIGA スクール構想における今後の端末配備について

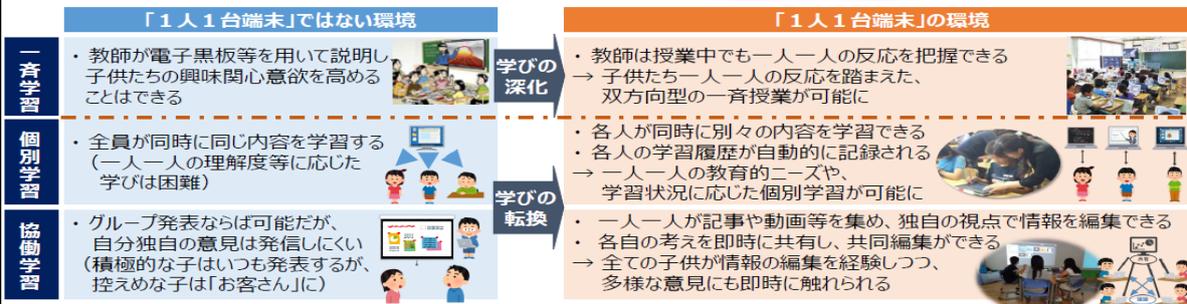
GIGA スクール構想とは、令和元年 12 月に文部科学省が打ち出した、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させ、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、児童生徒一人一台端末を整備しようとする構想である。あわせて、学校教育環境において校内通信ネットワークの整備も進めるものである。

GIGA スクール構想は 5 か年を計画期間としていたが、新型コロナウイルス感染症禍の影響を受け、国は令和 2 年度補正予算において「GIGA スクール構想の加速による学びの保障」として、一人一台端末の全学年の早期実現に向けた予算が計上されたことにより、当初の令和 5 年度整備完了予定が前倒しされた。

「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学びの変容イメージ

GIGAスクール構想 ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
 ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

これまでの教育実践の蓄積 × ICT = 学習活動の一層充実
 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善



「1人1台端末」の活用によって充実する学習の例

- ☑ 調べ学習 課題や目的に応じて、インターネット等を用い、記事や動画等の様々な情報を主体的に収集・整理・分析
- ☑ 表現・制作 推敲しながらの長文の作成や、写真・音声・動画等を用いた多様な資料・作品の制作
- ☑ 遠隔教育 大学・海外・専門家との連携、過疎地・離島の子供たちが多様な考えに触れる機会、入院中の子供と教室をつないだ学び
- ☑ 情報モラル教育 実際に真偽様々な情報を活用する各場面(収集・発信など)における学習

(出典:「教育委員会提供資料」より抜粋)

文部科学省のGIGAスクール構想事業の概要は、以下のとおりである。

- ・ 児童生徒一人一台端末を整備(45千円/台を上限に全額補助)する。
- ・ 当該事業の補助対象は全児童生徒数の2/3である。
- ・ 残りの1/3は「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(平成30年度~令和4年度)」に基づく地方財政措置を活用して整備する。

(出典:「教育委員会提供資料」より抜粋)

すなわち、全国の児童の2/3については、45千円/台を上限に国が全額補助するが、残る1/3の児童及び45千円を超える額については、自治体が負担することとなる。

市では、滋賀県主催の滋賀県学習者用コンピュータ共同調達事業に参加し、年度内に小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒に導入する予定である。

また、市のICT環境整備事業の予算額は、令和2年度6月補正後予算で、小学校219,060千円、中学校106,838千円となっている。

④プログラミング教育の取組

新学習指導要領(小学校:令和2年度全面実施 中学校:令和3年度全面実施)では、「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、教科横断的に育成する旨を明記するとともに、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実することとしている。

新学習指導要領の総則において、小学校については、各教科等の特質に応じて、「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせ

るために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を計画的に実施することが明記されるとともに、算数及び理科並びに総合的な学習の時間において、プログラミングを行う学習場面が例示されている。

小学校プログラミング教育のねらい	「プログラミング的思考」を育む
<p>自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力</p> <p>(※プログラミングに取り組むことを通じて、児童がおのずとプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりするといったことは考えられるが、それ自体をねらいとしているのではない)</p>	

(出典：「教育委員会提供資料」より抜粋)

市における小学校での具体的な実践例としては、小学校6年生の理科の時間の「電気」において、プログラミングを活用して電気を無駄なく使うためにできる工夫を考えさせる授業を組んでいる。

また、そのための学習教材を各校に導入しており、タブレットでプログラミングを実施し、実際に動かす、プログラムが間違っていたら再度タブレットでプログラミングをする、考えたプログラムをグループごとに発表、交流する(ワークショップ)等の授業を取り入れている。

さらに、中学校については、技術・家庭科(技術分野)の時間において、プログラミングに関する内容を充実(「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」について学ぶ)することが示されている。

⑤学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年法律第47号)

全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、「学校教育の情報化の推進に関する法律」が、令和元年(2019年)6月28日に公布、施行された。

この法律は、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校教育の情報化の推進に関し、児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、その基本理念を定めること、また、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、学校教育の情報化の推進に関する計画の策定を求め、児童生徒の教育に資することを目的としている。

(4) 国際理解教育・外国語教育

①大津市における国際理解・英語教育の取組

(ア) 大津市における国際理解・英語教育のあゆみ

平成28年に改訂された新学習指導要領では、従来小学校5年生から開始されていた外国語活動が3年生からとなり、5年生から外国語科の授業が求められている。新学習指導要領は、令和2年度から施行されている。

一方、市では、平成26年度から1年生からの外国語教育を開始しており、平成26年度・27年度のパイロット試行を経て平成28年度から全市立小学校において、1年生からの外国語教育を実施している。

過去の小学校における英語学習の実施状況は以下のとおりである。

(単位：年間コマ数)

	平成26年度 *1	平成27年度 *2	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1-2年生	研究実践	8	24	24	24	24	24
3-4年生	〃	8	24	24	24	35	35
5-6年生	〃	23	51	51	51	70	70

網掛け線部分は大津市独自の取組部分。

*1 平成26年度は3校のみを対象として実施。研究実践として、3事業者が各々1校を担当して英語学習をサポートしている。

*2 平成27年度は5校のみを対象として実施。授業は2-3学期で実施。

(出典：「教育委員会提出資料」より包括外部監査人作成)

1コマ当たり45分の授業と、短時間学習（15分程度の短時間の学習を朝の会等）に実施）を取り交ぜて、各学校によってやり方を工夫しながら年間コマ数相当の英語学習を実施している。

(イ) 大津市教育振興基本計画/大津市教育大綱

令和元年度までを対象とする、「第2期大津市教育振興基本計画/大津市教育大綱」において外国語活動・英語学習は、重点戦略として取り上げられており、世界に通用するグローバル戦略として、全市的に取り組むこととされていた。

第2期大津市教育振興基本計画の振り返り

〔重点戦略2〕世界に通用するグローバル戦略

グローバル化を目指して、全市立小学校で1年生から外国語教育を行い、次期新学習指導要領全面実施に向けて、全市的に取り組んでいます。また、英語科教員の英語力向上のため、資格試験受験者に対して、成績基準を満たした場合、助成金を交付し、教員の能力向上に向けた取り組みを支援しています。

これらの結果、英語外部検定試験（GTEC）*の平均正答率が全国平均を上回り、リスニング・スピーキングテストの平均点が目標値の90点を達成しています。

一方で、教員の英語力向上では、助成金交付の成績基準を満たす教員の目標値に到達していません。

このことから、学校教員の英語力・指導力の向上施策を継続するとともに、外国語活動における小学校・中学校間の連携づくりを行い、小学校での英語の教科化に備えた取り組みを進めていく必要があります。

（出典：「第3期大津市教育振興基本計画/大津市教育大綱」より抜粋）

令和2年度から開始する第3期大津市教育振興基本計画/大津市教育大綱においても、外国語活動・英語学習は重視されており、使える英語としての英語能力の向上が謳われている。

第3期大津市教育振興基本計画/大津市教育大綱 国際理解教育・外国語教育関連

アクション1 将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ

方針4

英語教育のこれまでの取り組みの成果を生かしつつ、小学校低学年からの「外国語活動」を実施し、子どもの英語力の向上を図ります。外国語指導助手（ALT）の効果的な活用等により英語に触れる機会を充実させ、特に、「使える英語」として英語の「話す」及び「聞く」力の向上を図ります。

（出典：「第3期大津市教育振興基本計画/大津市教育大綱」より抜粋）

第5章 施策体系

①主体的に学び続ける力を育む教育の推進

基本施策 施策展開の方向性

（2）英語教育等の充実に努めます。

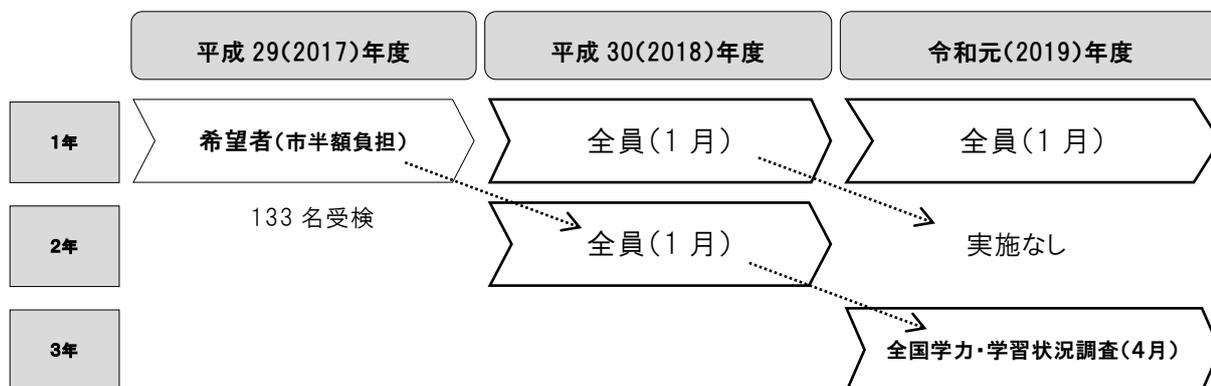
- ・小学校では、積極的に外国語指導助手（ALT）を活用します。1年生から「外国語活動」を開始し、高学年では基本的な表現によって「聞く」、「話す」に加え、積極的に「読む」、「書く」の態度の育成を図ります。
- ・中学校では、「読む」、「聞く」、「書く」、「話す」の4技能を総合的に育成しながら、外国語指導助手（ALT）を積極的に活用し、英語を聞いたり話したりすることができる授業を推進します。そのために、教員は学習の内容や状況に応じて英語による授業を積極的に進め、英語にふれる機会を充実させます。
- ・日本の伝統文化や大津の歴史、文化を学ぶ機会を大切にするとともに、外国の文化や生活、歴史を学び、多文化共生への理解を深めます。

（出典：「第3期大津市教育振興基本計画/大津市教育大綱」より抜粋）

②英語力の現状

市が過去に実施している、中学生を対象とした英語テスト（GTEC）の実施状況は下記のとおりである。

GTEC の実施状況



平成29年度から受検を開始しており、平成30年度については、中学1年生、2年生の全員、令和元年度については、中学1年生の全員を対象に実施している。

なお、令和2年度については実施していない。

(ア) 平成30年度のGTECの結果

1年生（Junior Plus）スコア

	4技能	読む	聞く	書く	話す
大津市得点率	71.6%	72.9%	69.9%	75.3%	68.6%
全国得点率	73.0%	74.3%	71.9%	76.2%	69.6%
大津市-全国	-1.4	-1.4	-2.0	-0.9	-1.0

○4技能の合計は、全国受検者を1.4ポイント下回っている。
 ○4技能全ての平均正答率が、全国受検者を下回っている。
 ○特に「聞く」領域において課題が見られる。

2年生 (Core) スコア

	4技能	読む	聞く	書く	話す
大津市得点率	55.0%	48.4%	58.2%	62.8%	52.5%
全国得点率 (中2・中3)	51.8%	44.6%	55.8%	60.1%	48.8%
大津市-全国	+3.2	+3.8	+2.4	+2.7	+3.7

○4技能の合計は、全国受検者を3.2ポイント上回っている。
 ○4技能全ての平均正答率が、全国受検者を上回っている。
 ※中学2年生の3人に1人は、中学3年の目標ライン (CEFR A1相当) に達している。

(イ) 令和元年度の GTEC の結果

1年生 (Junior Plus) スコア

	4技能	読む	聞く	書く	話す
大津市得点率	72.9%	74.9%	77.6%	73.4%	67.1%
全国得点率	70.2%	69.0%	68.9%	72.3%	70.4%
大津市-全国	2.7	5.9	8.7	1.1	-3.3

○全国を上回る結果となっている。
 ○全国と比較し、4技能の中で「読む」「聞く」が良好である。
 ▲「書く」「話す」に課題。「話す」は全国を下回る。
 ○上位層 (G5:英語に広がりをもって使えるようになるレベル) が、昨年度に比べて増加している。
 ▲下位層 (G1:英語の基本的な決まり文句をいくつか理解できるレベル) の生徒も、一定数存在している。

各テストについて、対象とする生徒が異なっており、全体的な評価は難しいが、平成30年度の中学2年生、令和元年度の中学1年生は全国平均を上回る結果となっている。

特に令和元年度の中学1年生には、小学校2年生から英語学習を開始した生徒も含まれており、小学校低学年から継続的に英語に触れた成果が表れている可能性がある。ただし、「話す」に関しては全国平均を下回っており、小学校における英語学習内容について更なる検証が必要といえる。

(ウ) 全国学力・学習状況調査の結果について

文部科学省が実施する、中学3年生を対象とした令和元年度における全国学力・学習状況調査の英語の結果は以下のとおりである。

市は平均点が58点となっており、都道府県別の順位で4番目のスコアに相当する。なお、滋賀県全体は全国で21番目となっており、県内でも市の水準が相当高いことが分かる。

都道府県別の学力・学習状況調査結果と大津市の状況

	順位	都道府県	スコア
	1	東京都	59
	1	神奈川県	59
	1	福井県	59
大津市 58 点	4	石川県	58
	4	静岡県	58
	4	兵庫県	58
		(略)	
	21	滋賀県	55
		(略)	
	47	沖縄県	50

(出典：「国立教育政策研究所の公表データを基に包括外部監査人作成」)

4. 教員の指導する力と働き方改革

(1) 教員の研修制度

新学習指導要領において求められる子どもの資質・能力を高めるため、指導経験の浅い若手教員のみならず、ベテラン教員もこれまでの指導方法からの転換を図り、授業構成力や指導力、子どもに対する理解力等の教員の総合的な力量を高めることが求められている。

そこで、市では、教育センターを中心に教育の質を確保するために様々な研修を用意している。

①研修の種類

- ・ステージ研修：初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等、法で義務付けられた研修に加え、若手教員を対象とした年次ごとに行われる研修

①ステージ研修		
幼稚園新規採用教員研修	教職2年次研修(幼)	教職3年次研修(幼)
初任者研修(小)	教職2年次研修(小)	教職3年次研修(小)
初任者研修(中)	教職2年次研修(中)	教職3年次研修(中)
新規採用事務職員研修(小中)	事務職員2年次研修(小中)	事務職員3年次研修(小中)
教職4・5年次研修(小中)	教職6年次研修(小中)	中堅教諭等資質向上研修(小中)

(出典：「大津市ホームページ」より抜粋)

- ・マネジメント研修：管理職等を対象とした学校運営等にかかる研修

②マネジメント研修
マネジメント研修(小中)

(出典：「大津市ホームページ」より抜粋)

- ・職務研修：大津市全体の教職員を対象とした、専門性を高めるために参加を義務付けて実施する研修

③職務研修		
ミドルリーダー研修	特別支援学級新担任研修	特別支援教育全体研修会（幼小中）
教師の心と技を磨く全体研修会		

（出典：「大津市ホームページ」より抜粋）

- ・スキルアップ研修：教育課題に応じた研修を企画し、希望に応じて参加する研修

④スキルアップ研修（希望研修）		
教師の心と技を磨く研修（幼小中）	特別支援教育研修	臨時的任用教員研修（小中）
若手教育の生徒指導力向上研修	OJTメンター研修	教育の情報化リーダー研修
ICT活用指導力研修Ⅰ	ICT活用指導力研修Ⅱ	ICT活用学校訪問研修

（出典：「大津市ホームページ」より抜粋）

なお、上記の他に指導主事や若手教員育成指導員が校長の要請に基づき実施する訪問研修も整備されている。

②各研修の年間回数

ステージ研修	年間日数
初任者研修	18日
教職2・3年次研修	5日
教職4・5年次研修	2日
教職6年次研修	4日
中堅教諭等資質向上研修	8日
事務職新規採用研修	7日
事務職2年次研修	4日
事務職3年次研修	5日

マネジメント研修	年間日数
新任・2年次教頭研修(マネジメント研修)	2日

職務研修	年間日数
ミドルリーダー研修	4日
特別支援学級新担任研修	4日
教師の心と技を磨く全体研修	1日
特別支援教育研修全体研修	1日

スキルアップ研修	年間回数
教師の心と技を磨く研修	4回
特別支援教育研修	3回
臨時的任用教員研修	3回
若手教員の生徒指導力向上研修	1回
OJT メンター研修	1回
教育の情報化リーダー研修	2回
I C T活用指導力研修 I ・ II	2回

訪問研修

若手教員育成訪問（幼小中）や ICT 活用学校訪問研修が必要に応じて適宜実施されている。

③ 研修内容

下記項目の教育課題全般を取り扱っており、年次に応じた研修内容が設定されている。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程及び教科指導 ・ 消費者教育 ・ 授業づくり ・ 特別な支援を要する子どもへの対応（障害の種別、具体的な対応方法） ・ 教育相談的対応を要する教育課題（カウンセリングマインド、アンガーマネジメント等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルス ・ 環境教育 ・ 教育手法（AL 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画 ・ 保幼小中連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権 ・ ICT 活用
--	---	--	--

また、市の状況を鑑み、下記特段の教育課題については追加的な研修も用意している。

<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題への対応力、指導力、未然防止にかかる教育実践 ・ 教育公務員としての資質向上（不祥事防止）の為の服務研修 ・ 大津市の文化や地域の特徴を生かした教育実践

(2) 働き方改革

①概要

(ア) 働き方改革について

働き方改革が叫ばれている中、社会全体として長時間労働の改善が求められている。

特に、学校教育の現場では、学習指導だけでなく、生徒指導や部活動もあり、さらには、保護者対応や地域との連携といった様々な業務が求められている結果、教職員の多忙さが深刻な問題となっており、長時間労働という問題が顕在化している。

それに加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、オンライン授業や教室等の消毒、テレワークの実施とこれまでにない負荷がかかっている。

このため、教職員の勤務時間の適正化等、教職員の働きやすい職場環境づくりが必要となっている。

ところで、文部科学省は、平成29年12月26日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめて取組を進めていたが、さらに、平成31年1月25日に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が報告されている。

同答申の中では、

- ・学校における働き方改革の目的
- ・学校における働き方改革の実現に向けた方向性

について説明した上で、

- ・勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
- ・学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ・学校の組織運営体制の在り方
- ・教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革
- ・学校における働き方改革の実現に向けた環境整備
- ・学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

の方針が示されている。

(イ) 教職員の勤務時間及び管理について

i) 教職員の勤務時間について

教職員の勤務時間に関して、教職員のうち教員については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）により、正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として、時間外勤務は命じないものとされており、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、「政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする」とされている。

従って、公立学校の教育職員に時間外勤務を命ずる場合は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」で定められている業務（いわゆる「超勤4項目」）に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られることになり、市でも、「市町立小中学校・義務教育学校 県費負担教職員 人事事務提要」第五章3で同様に定めている。

また、給特法では、「教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。」

（同法第3条第1項）とする一方、「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。」（同条第2項）とされている。

ii) 教職員の勤務時間管理について

勤務時間の管理については、厚生労働省において「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日）が示されている。なお、働き方改革関連法における労働安全衛生法改正に伴い、平成31年（2019年）4月1日より客観的方法等による労働時間の管理が義務化されている。

同ガイドラインでは、「使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。」として、

- ア 使用者が自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。
- イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

の2つの方法を挙げている。

また、上記の方法によらずに自己申告制による方法も認めているが、その場合には、使用者は以下の措置を講じることを求めている。

ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる 36 協定）により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

なお、このガイドラインの適用範囲は、「労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場」であるとされており、国公立を問わず、全ての学校において適用されるものであり、労働法制上、校長や教育委員会等が勤務時間を適正に管理すべき義務を負っていることになる。

この点、後述の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」でも、在校時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測することが求められている。

(ウ) 市による勤務時間の管理について

市では、基本的には、パソコンの電源OFFと教職員の勤務時間のうち終業時刻とを連動させて管理しているが、現時点では、パソコンの電源ONと始業時刻の連動はできていない。

そこで、市では、朝出勤してから始業時間までの勤務時間については、自己申告制を採用し、教職員が作成する超過勤務申告書にて把握・管理している。

また、土日祝日の勤務時間や持ち帰り時間についても、超過勤務申告書にて把握・管理している。

超過勤務申告書は、各教職員が自己申告にて作成するものであり、月次分を翌月初めに提出することになっている。

その上で、各学校では、パソコンの使用時間の記録及び教職員が作成・提出したそれぞれの超過勤務申告書をもとにして、①教員数、②各教員の超過勤務時間の合計、③超過勤務時間が45時間を超えている教員の数、④超過勤務時間が月80時間を超えている教員を集計し、教育委員会に対して報告を行っている。

なお、この報告は、各学校から3か月に1回、年4回教育委員会に提出されている。

(エ) 教職員の勤務時間上限について

i) 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」について

文部科学省は、平成31年1月25日付けで「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を公表した。

同ガイドラインでは、勤務時間について、教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とし、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時

間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握して合算するほか、各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについても合算することとしている。ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとしている。

なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとしている。

そして、これらを総称して「在校等時間」とし、同ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」とするとしている。

これらをまとめると、以下ようになる。

在校等時間

＝在校している時間＋（校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間、各地方公共団体で定める方法によるテレワークの時間）－（所定の勤務時間外に校内において行う自己研鑽の時間その他業務外の時間、休憩時間）

また、同ガイドラインは、上限の目安時間として、

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

としている。

ただし、特例的な扱いとして、

③上記の①及び②を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

④また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようすること。

としている。

さらに、同ガイドラインでは、その実効性を担保するために、服務監督権者である教育委員会に対して以下の取組を進めることを求めている。

- ①教育委員会は、本ガイドラインを参考にしながら、それぞれにおいて、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等（以下「方針等」という。）を策定すること。
- ②教育委員会は、方針等の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取り組みを実施すること。特に、方針等で定める上限の目安時間を超えた場合には、教育委員会は、所管内の公立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
- ③教育委員会は、人事委員会と方針等について認識を共有し、専門的な助言等を受けるなど連携を強化すること。人事委員会を置かない地方公共団体については、当該団体の長と方針等について認識を共有し、当該団体の長の求めに応じて必要な報告を行うなど連携して取り組むこと。

なお、同ガイドラインでは、留意事項として、

- ・決して、学校や教師等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと
- ・在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること
- ・上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本ガイドラインのそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること

等の点を挙げている。

また、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和元年法律第72号）により、前述の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある指針に格上げされている。

ii) 「大津市立学校園の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」について

市でも、令和2年3月2日付け「大津市立学校園の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」により、大津市立学校園に勤務する教育職員の業務量の適

切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めることとされた。

同方針では、教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として、外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とするとしている。

ここで「在校等時間」とは、国のガイドライン同様に、在校している時間に①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間を加え、②勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間並びに③休憩時間を減じた時間をいうとしている。

時間外在校等時間について、原則として、1か月45時間以内、1年間360時間以内を上限時間とするとしている。

また、同方針では、教育委員会及び校園長が留意すべきこととして以下の5項目を挙げている。

ア 上限時間の把握にあたっては、ICT等を活用した客観的な方法により、教育職員個々の在校等時間を把握すること。また、校外での職務や土日・祝日などの校務に従事した時間についても、できる限り客観的な方法により把握するとともに、計測した結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録になることから、別に定めるところにより公文書として適切に管理、保存すること。持ち帰り業務が行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取り組みを行うこと。

ただし、在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化され、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残すこと、又は残させることがあってはならないこと。

イ 教育職員の健康及び福祉を確保するため、校園長は時間外在校等時間が一定時間を超えた教育職員がいる場合は、健康管理医師の健康診断を受けさせること。

ウ 休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守すると共に、年次有給休暇等の休日について、まとまった日数を連続して取得することを含め、教育職員の健康確保に向けた取り組みを促進すること。

- エ 本方針の実施にあたり、市教育委員会は、上限時間を超える教育職員がいる場合には、各学校園における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うものとする。
- オ 上限時間は、上限時間まで業務を行うことを推奨するものではない。これらは学校園における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ取り組みと併せて取り組むべきものである。これらの取り組みを講ずることなく、学校園や教育職員に対して、上限時間を遵守することを求めるのみでないこと。

ちなみに、いわゆる超勤4項目に関して、市の「市町立小中学校・義務教育学校 県費負担教職員 人事事務提要」第五章3（2）ウでは「教育職員の時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。」とし「（ア）校外学習その他生徒の実習に関する業務、（イ）修学旅行その他学校行事に関する業務、（ウ）職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務、（エ）非常災害の場合、児童または生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」を挙げている。

iii) その他の市の取組

前述のほか、教育委員会は、「大津市立学校園における働き方改革 取り組み方針」にて、教職員の時間外在校等時間が月45時間以内・年360時間以内となることを目指すとの取組目標を定め、以下の取組方針「大津働き方改革5つ星運動」を掲げている。

大津市立学校園における働き方改革 取組方針

大津市教育委員会

大津市の子どもたちの輝く未来と生きる力を育むために、私たちは大津市立学校園で勤務する教職員が健康でいきいきと働くことができるための働き方改革に取り組んで参ります。

取組目標

- ・ 大津市立学校園に勤務する教職員の在校等時間が月45時間以内・年360時間以内を目指します。

取組方針

★★大津働き方改革5つ星運動★★★

★教職員の出勤時間の客観的な管理に努めます

- ・ ICTを活用した勤務時間管理のシステムを導入し、教職員の勤務時間の客観的把握に努めます。

★学校園における業務改善に努めます

- ・ 校務支援システムによる通知表や指導要録等の共通様式化、各種学習計画等の幼小中連携を図ります。
- ・ 各種調査や会議、研修会等の内容及び方法について見直しや効率化の検討を進めます。
- ・ 学校業務や行事の廃止・精選について検討し、業務のスクラップ化等を図ります。
- ・ 各種団体から学校園への依頼（作文や絵画コンクール等）を整理します。
- ・ 市として部活動のあり方について検討を進めます。

★学校園において多様な人材の活用に努めます

- ・ 小中学校における共同学校事務室を設置し、学校マネジメント力の向上と学校事務の効率化を図ります。
- ・ コミュニティ・スクールを推進します。
- ・ スクールサポート・スタッフや部活動指導員などの配置拡充を目指します。
- ・ 常勤・非常勤講師の確保に努めます。

★教職員の働きやすい職場づくりに努めます

- ・ 教職員の心身の健康に関する支援および啓発を推進します。
- ・ 健康促進日や長期休業期間中の閉校日の設定等、休暇が取得しやすい環境の整備に努めます。

★学校園における働き方改革推進のための啓発および意識改革に努めます

- ・ 働き方改革や業務改善に関する研修等の機会を設け、各校における働き方改革推進リーダーを育成します。
- ・ 学校園における業務改善の実践事例を共有化（データベース化）します。
- ・ 学校園の内外に働き方改革の取組状況を発信します。

（出典：「大津市立学校園における働き方改革 取り組み方針」より抜粋）

（オ）教職員のストレスチェック対策

市は、「大津市立学校教職員のストレスチェック実施要領」を作成し、ストレスチェック制度を実施するに当たっての実施方法等を定めている。

また、市は、「長時間労働を行った大津市立小中学校教職員に対する面接指導等実施要項」を定めるとともに、令和2年4月1日付け（大教委教職第257

号)「長時間労働を行った大津市立小中学校教職員に対する健康管理対策(面接指導)について」を各小中学校長に対して発している。

「長時間労働を行った大津市立小中学校教職員に対する健康管理対策(面接指導)について」では、校長が、疲労の蓄積の状況にかかわらず月45時間を超える時間外労働を行った全教職員(管理職を含む)を「長時間労働等を行った教職員に対する面接指導の実施結果等について」に記入し、翌月25日までに教職員室に提出することとし、また、面接指導医による面接指導を希望しない教職員については、面接指導を受けるよう勧奨するとともに、面接指導を受けない場合には勧奨した日時等を同書類に記入することとされている。

面接指導の対象となる教職員は、休憩時間を除く、正規の勤務時間(週当たり38時間45分)を超えて行う勤務が、以下①乃至③のいずれかに該当する者である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 1か月当たり、45時間を超える時間外労働を行い、申し出があった者② 2～6か月平均で80時間を超える時間外労働を行った者③ 1か月当たり、100時間を超える時間外労働を行った者 |
|--|

5. 学校施設と統廃合

(1) 学校施設の耐震化

耐震化工事については、文部科学省が公立学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策について、平成27年度までの完了を目標に、制度の充実を図りながら重点的に推進していた。

公立学校施設は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難場所等ともなることから、耐震化によって安全性を確保することは極めて重要です。文部科学省では、公立学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策について、平成27年度までの完了を目標に、制度の充実を図りながら重点的に推進してきました。その結果、公立学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策はおおむね完了した状況となりました。

(出典：「文部科学省 HP 上（公立学校施設の耐震化の推進）」より抜粋)

市においても、公立小中学校の耐震化工事は、推進されており、平成28年4月1日時点で完了しているものとされており、古い校舎も含めて耐震化は完了している。

公立小中学校の耐震化率（平成28年4月1日）				
区分		小学校	中学校	合計
全棟数	A=B+C	238	154	392
S57年以降建築の棟数	B	98	91	189
S56年以前建築の棟数	C=D+E	140	63	203
耐震性がある棟数 (補強済み含む)	D	140	63	203
耐震性がない棟数	E=C-D	0	0	0
耐震性がない建物の中で、 第二次診断等実施済棟数	F	0	0	0
第二次診断等実施率	I=(D+F)/C	100%	100%	100%
耐震化率	J=(B+D)/A	100%	100%	100%

注) 葛川中学校体育館は小学校との併用施設である。

注) 棟数は、増改築や構造が異なる単位等で集計しているものである。

注) 階数が2階以上又は床面積が200㎡以上につき対象。

(出典：「大津市 HP 学校施設の耐震化について」より抜粋)

(2) 学校施設の老朽化

市は、学校施設の老朽化等に対して、大規模改造を実施していたが、今後の大津市公立学校等施設整備計画において、長寿命化計画を立てるとともに緊急性が高いものを順位づけして対応する方針を立てている。

公立小中学校施設は、第2次ベビーブームに合わせて建築されたものが多く、建築後25年以上経過した建物の面積が全体の約7割となるなど、校舎等の老朽化が大きな課題となっています。

建物部材の経年劣化は、安全面での不具合や機能面での不具合を引き起こします。

子どもたちの安全確保はもちろんのこと、公立小中学校の約9割が地域の避難所となっており、地域の防災機能強化の観点からも、早急に学校施設の老朽化対策に取り組む必要があります。

(出典：文部科学省HP「公立学校施設の老朽化対策の推進」より抜粋)

文部科学省HP上の長寿命化改良事業Q&Aによると、従来の大規模改造事業は、経年による劣化や損傷・故障等が生じた内外装材や設備等を改修・更新する等、建設当時の状態に戻すことを主な目的であったが、今後実施する長寿命化改良事業では、構造体の劣化防止やライフラインの更新、教育環境の改善等を加えた質の高い工事を対象とするのが主な目的である。

また、学校施設は、老朽化の進行に伴い、40年程度で改築を実施していたが、必要な対策・改修等を行うことにより、70～80年程度使用することが可能となる。

改築していた老朽施設の再生を図るため、構造体の耐久性向上やライフラインの健全化、さらに、現代の社会的要請に応じた省エネルギー化や多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる教育環境等を整備することで施設の長寿命化を図ることを趣旨としている。

- ・ よりよい教育環境の確保
- ・ 効率的・効果的な老朽施設の再生によるトータルコストの縮減・予算の平準化
- ・ 今後の方針の共有による学校関係者・地域住民の理解の促進

(出典：文部科学省HP「長寿命化計画策定の目的」より抜粋)

現状、学校施設の工事については、学校施設等の大規模改造、防災機能強化、新增築等の工事を行うに当たり、国の交付金である学校施設環境改善交付金を活用している。

当該交付金の交付を受ける場合は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第12条第4項に基づき、施設整備計画を作成し、公表が必要であり、市はHP上での公表を実施している。

また、計画期間の終了時には「学校施設環境改善交付金交付要綱」第8に基づき、目標達成状況等について評価を行い、公表が必要である。

市は、施設整備計画の作成において、上述の長寿命化計画を織り込むことになる。直近の市の学校施設の工事については以下のとおりである。

■防犯対策など安全性の確保を図る整備

市の学校施設は、第二次ベビーブームの影響等により児童・生徒が増大した昭和50年代までに増改築されたものが多くを占めている。一方で、その当時から建物建築に係る各種法令（建築基準法等）も幾度か改正等が繰り返されており、現在に至っては、各種法令や基準に不適合な施設、設備等が存在している。そうした状況を改善し、学校施設の安全性と児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する観点から、計画的に最新の法令等に準拠するための施設改修を実施する。

（出典：「施設整備計画（平成27年度～平成29年度）」より抜粋）

最新の法令等に準拠するために計画的に施設改修を実施することで、学校施設の安全性と児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する。

（出典：「施設整備計画（平成30年度～平成32年度）」より抜粋）

最新の法令等に準拠するために、坂本小学校ほか7校で防火設備改修等を実施
瀬田中学校ほか3校において、老朽化した昇降機の改修を実施

（出典：「施設整備計画事後評価（平成27年度～平成29年度）」より抜粋）

■教育環境の質的な向上を図る整備

大津市内各小・中学校・幼稚園施設の老朽化に対応するため、計画的に大規模改造事業を実施し教育環境の質的整備に努める。併せて、障害をもつ児童生徒等が支障なく、安全・安心に学校生活を送り、障害の種類や程度に応じ、きめ細かな教育が展開できるよう、昇降機の整備をはじめ施設のバリアフリー化、計画的な洋式トイレの設置等を実施する。

(出典：「施設整備計画（平成27年度～平成29年度）」より抜粋)

大津市内各幼稚園、小学校および中学校施設の老朽化に対応するため、計画的に大規模改造事業を実施し教育環境の質的整備に努める。併せて、障害をもつ児童生徒等が支障なく、安全・安心に学校生活を送り、障害の種類や程度に応じ、きめ細かな教育が展開できるよう、昇降機の整備をはじめ施設のバリアフリー化、計画的な洋式トイレの設置等を実施する。

(出典：「施設整備計画（平成30年度～平成32年度）」より抜粋)

施設の老朽化他対策を施すために、日吉中学校、瀬田南小学校、富士見小学校、瀬田中学校において大規模改修工事を実施。

今後も継続して老朽化対策の計画を計上し、児童生徒に安心安全な教育環境を提供する必要がある。

公立小中学校については、皇子山中学校、石山中学校、南郷中学校、藤尾小学校において昇降機やスロープの設置を行い、施設のバリアフリー化を実現した。

(出典：「施設整備計画事後評価（平成27年度～平成29年度）」より抜粋)

(3) 学校の統廃合

「第2. 監査対象の概要 1. 大津市の教育の概要 (5) 児童生徒の概要」で記載したとおり、大津市においても児童生徒数はここ数年一貫して減少傾向にある。

国においても、児童生徒数の減少と学校統廃合の必要性について認識しており、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を平成27年1月に公表している。

これを受けて、市では、平成28年12月に「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」（以下「適正化ビジョン」という。）を公表した。

適正化ビジョンでは、以下の3つの観点から学校規模等の適正化を進めることとしている。

①教育的観点

一般に児童生徒同士の間関係や、教員との人間関係を通じて、人間関係を構築する力を身に付けさせるためには、クラス替えができることが望まれる一方、児童生徒数が学校施設に比して過大となると教育活動の展開に支障をきたすことから、規模の適正化が必要とされている。

学校規模を3つの区分に分けて適正化を進める。

- | |
|---|
| ①全学年でクラス替えができない規模（小規模な学校）
②児童生徒数が1,200人以上の規模（大規模な学校）
③上記以外の規模の学校（小規模及び大規模以外の学校） |
|---|

（出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋）

②地域コミュニティにおける学校の役割の観点

小中学校が地域コミュニティにおいて、地域交流やスポーツ活動、防災拠点等の役割を担い、まちづくりの在り方とも関わることから、地域コミュニティの核としての役割、地域住民の理解と協力の観点も考慮した適正化が必要とされている。

③財政的観点

今後、人口の減少が予想される中、維持可能な公共施設の在り方を検討していく必要がある、学校施設についても、他の公共施設と一律に論じることはできないとしつつも、学校規模の縮小化や他の施設への用途変更による保有面積の減少、また更なる減少が必要な場合には、統合も視野に入れた検討を行うこととしている。

適正化ビジョンでの地域別検討に当たっての地域区分は以下のとおりである。

【7地域の区分】

地域区分	中学校区	小学校区
北部地域	志賀	小松、木戸、和邇、小野
西北部地域	葛川	葛川
	伊香立	伊香立
	真野	真野、真野北
	堅田	堅田
	仰木	仰木、仰木の里、仰木の里東
中北部地域	日吉	雄琴、日吉台、坂本、下阪本
	唐崎	唐崎
中部地域	皇子山	志賀（※）
		比叡平、藤尾、長等
	打出	逢坂、中央
中南部地域	栗津	平野
		膳所
	北大路	晴嵐
		富士見
南部地域	石山	石山
	南郷	南郷、大石
	田上	田上
東部地域	上田上	上田上
		青山
	瀬田	瀬田南、瀬田
	瀬田北	瀬田北、瀬田東

※志賀小学校区は中部地域・中部ブロックになる。

（出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋）

6. 学びの支援

(1) 学校給食

①概要

学校給食とは、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより健康の増進や体力の向上を図ることを目的としたものである。また、生徒自身に給食の準備や後片付け等を計画的に行わせることで、望ましい食習慣と食に関する実践力を身につけられるよう取り組んでいる。

さらに、市では食材に地場産物を活用し、献立に地域の郷土食や行事食を取り入れることで、地域の文化や伝統に対する理解と関心を高める等食育の推進に努めている。

また、施設の老朽化が進み、改修、整備が急務となっていた東部学校給食共同調理場の移転、新築とあわせ、令和2年1月より中学校給食を開始し、現在、小学校37校、中学校18校で完全給食を実施している。

新しい東部学校給食共同調理場については、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスを提供するため、一つの事業者が施設の整備から維持管理、副食調理や配送等の運営までを行うPFI方式を導入している。

現在、運営を民間業者に委託している北部・南部・東部の3共同調理場と、自校式の単独調理場（葛川小・中学校、志賀中学校）があり、1日当たり約29,000食の副食調理並びに配送、配膳等の給食業務を実施している。

学校給食の実施状況

令和2年5月1日現在

	学校数	児童生徒数	教職員数	合計
小学校	37校	18,402人	1,227人	19,629人
中学校	18校	8,808人	717人	9,525人
計	55校	27,210人	1,944人	29,154人

(出典：「学校給食課提供資料」より抜粋)

施設の概要（食数は、教職員数及びその他の職員数を含む）

調理場	北部学校給食 共同調理場	南部学校給食 共同調理場	東部学校給食 共同調理場	単独調理場 （葛川小・ 中）	単独調理場 （志賀中）
所在地	真野四丁目 26-14	音羽台 6-45	栗林町 1-1	葛川中村町 108-1	南船路1029
開始年	昭和51年度 （平成14年度 新築移転）	昭和46年度 （平成20年度 新築移転）	昭和59年度 （令和元年度 新築移転）	昭和43年度 （平成5年度 改修）	昭和52年度 （平成14年度改 修）
構造	鉄骨造一部 2階建	鉄骨造一部 2階建	鉄骨造2階建	鉄筋コンクリート造 平屋建	鉄筋コンクリート造 平屋建
延床面積	2,067㎡	2,356㎡	7,085㎡	70㎡	288㎡
対象 学校数	小学校13校 中学校4校	小学校8校 中学校3校	小学校15校 中学校9校	2校	1校
食数	6,053食	6,153食	16,243食	58食	647食
実施形態	完全給食 米飯（週3回） パン（週2回）	完全給食 米飯（週3回） パン（週2回）	完全給食 3献立を作成 米飯（週3回） パン（週2回）	完全給食 米飯（週3回） パン（週2回）	完全給食 米飯（週3回） パン（週2回）
運営形態	民間委託	民間委託	民間委託 （PFI方式）	直営	直営

（出典：「学校給食課提供資料」より抜粋）

給食の主食、牛乳、副食の発注については次のとおりである。

主食（米飯、パン、麺）については滋賀県学校給食会で取り扱っている。発注は、各学校から必要数を、米飯とパンは滋賀県学校給食協同組合に、麺は学校毎に割り振られている指定業者に行っている。なお、米飯は、炊飯されたものが各学校へ配送されるが、葛川小・中学校へは米穀が配達され自校の調理場で炊飯される。牛乳は各学校から乳業者に発注している。副食は、各学校から共同調理場に対して発注している。

大津市の給食の献立は、自校方式の学校も含め日によって出る順番が異なる場合もあるが基本的に統一献立である。献立が決定されるプロセスは、栄養教諭等が原案を作成し、献立検討会で検討した後、学期に1回の献立調整会議（保護者代表、給食関係委員、給食主任、学校給食関係行政職員等（以下「保護者代表等」という。）によって構成。）において検討された後、教育委員会で決定している。

副食の食材の選定は、一部を除いて年3回の物資選定会議（保護者代表等によって構成）において選定された食材を一括購入している。食材の選定に当たっては、見本品を確認し、成分、配合、品質（栄養、味）等に留意し、衛生的で安全な食品を選定している。なお、青果類、湖魚類は、月1回の見積照合に

て決定している。特に青果類は地場産（大津市産）のものを優先的に購入している。

②東部学校給食共同調理場

市の中学校における昼食は、子どもと保護者のふれあい、一人ひとりの子どもに応じた食事量や嗜好、健康面等について対応できるものとして、これまで家庭弁当を基本としていた。また、弁当が持参できない時のために、それを補完する制度として、平成25年度から中学校スクールランチ事業を実施してきたところである。

しかしながら、共働き世帯の増加や保護者の就労形態の変化等により弁当を持たせることが難しい家庭もあり、生徒の健康増進と食事の栄養バランス、食材の安全、安心、食育の推進等、学校給食が果たすべき役割は以前にも増して大きくなっており、市としても中学校給食を実施する必要性が高まった。

こういった状況に加え、従来から小学校を対象に給食を配送していた東部学校給食共同調理場が整備後30年以上経過しており、老朽化が進んでいたため、民間事業会社の知見を活かすことのできるPFIを導入し、東部学校給食共同調理場の建替え及び中学校給食を提供できるほどの規模への拡大を行った。

（東部学校給食共同調理場の概要）

所在地：大津市栗林町1番1号

稼働開始：令和2年1月

敷地面積：12,365.35㎡

建築面積：5,511.73㎡

延床面積：7,085.25㎡

構造・階数：鉄骨造・2階建て

調理能力：17,000食（3献立）/日

配送対象校：小学校15校・中学校9校

配送車両台数：18台



(出典：「大津市ホームページ」より抜粋)

(PFIの概要)

内閣府のホームページにおいて、PFIとは以下のように説明されている。

PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つです。

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものであり、JRやNTTのような民営化とは違います。

正式名称を、Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）といい、頭文字をとってPFIと呼ばれています。

(出典：「内閣府ホームページ」より抜粋)

PFI事業の実施により、期待される効果は以下のとおりである。

1. 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること

PFI事業では、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用できます。また、事業全体のリスク管理※が効率的に行われることや、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できます。これらにより、コストの削減、質の高い公共サービスの提供が期待されます。

※リスク管理事業を進めていく上では、事故、需要の変動、物価や金利の変動等の経済状況の変化、計画の変更、天災等さまざまな予測できない事態により損失等が発生するおそれ（リスク）があります。PFIでは、これらのリスクを最もよく管理できる者にそのリスクを負担させることでコストの削減やサービスの向上を達成します。

2. 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革

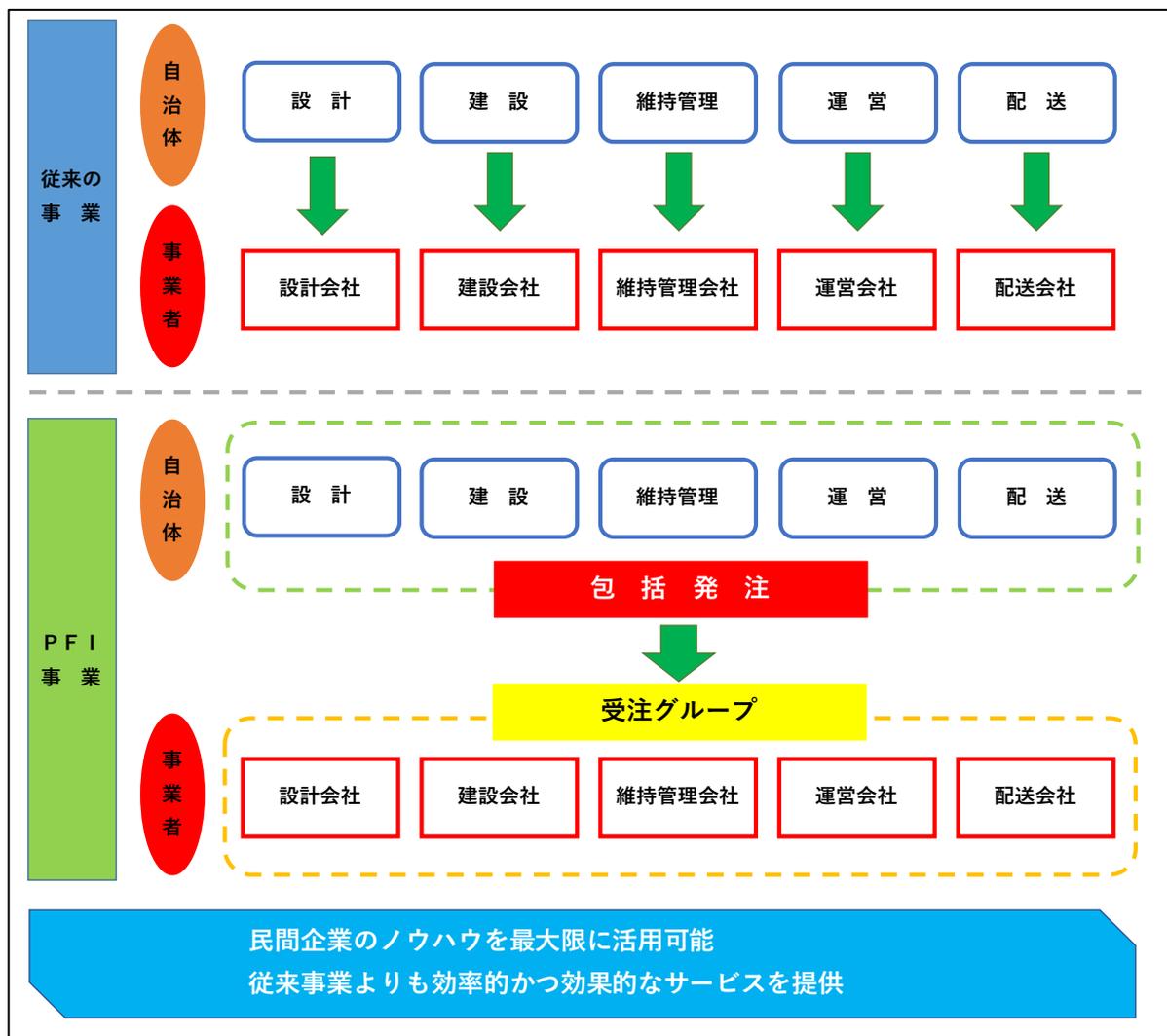
従来、地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者が行うようになるため、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくことが期待されます。

3. 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること

従来、地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者にゆだねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらします。

(出典：「内閣府ホームページ」より抜粋)

東部学校給食共同調理場におけるPFI導入のイメージ図は以下のとおりである。



(出典：「大津市東部学校給食共同調理場 子どもたちの心に残るおいしい学校給食を～学校給食を通じた食育の推進～ (2020年3月制作)」より包括外部監査人が作成)

上記イメージ図のとおり、東部学校給食共同調理場はPFI導入により、包括的な発注が可能となったことに加え、民間企業のノウハウを最大限に活用することが可能となり、従来よりも効率的かつ効果的なサービスの提供が可能になった。

(2) いじめ問題対策

①概要

(ア) 「いじめ防止対策推進法」の制定について

国は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日成立、同年9月28日施行）を制定し、国や地方公共団体が「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を定めるよう求めた。

なお、同法では以下のような定義が置かれている。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(出典：「いじめ防止対策推進法」より抜粋)

これを受けて、文部科学大臣は、平成25年10月11日に「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定 平成29年3月14日）を出した。

その中では、いじめ防止等のために国が実施する施策、地方公共団体が実施すべき施策及び学校が実施すべき施策のほか、重大事態への対処が示されている。

(イ) 市の対応・取組について

市は、「大津市子どものいじめの防止に関する条例」を制定し、また、市及び教育委員会は、平成29年3月に第2期行動計画として「大津市いじめの防止に関する行動計画（地方いじめ防止基本方針）」を出した（以下、第2期行動計画を、単に「行動計画」という。）。なお、同計画は、平成29年度～令和4

年度の5か年の行動計画であり、令和2年1月に中間見直しが行われている等、定期的な見直し・改善が行われている。

(ウ) 「大津市いじめの防止に関する行動計画（地方いじめ防止基本方針）」について

i) 行動計画の基本方針

行動計画は、①いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な参画に関すること、②いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること、③いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること、④いじめ防止啓発月間に関すること、⑤いじめを早期に発見するための施策に関すること、⑥いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること、⑦いじめに関する相談体制等に関すること、⑧いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその過程に対する支援に関すること、⑨いじめのない社会を実現するために必要なこと、について具体的な取組を定めたものであり、また、以下の3つの基本方針を掲げている。

1. 過去の反省を忘れないこと

大津市は、「いじめが死につながる」ことを心に刻み、二度と悲しい事件が起きることがないように、2011年（平成23年）の事件のことを忘れず、反省し、第三者調査委員会調査報告書における各主体の問題点を踏まえた提言、そして事件を受けて制定された条例に基づく取組を進めることに全力を尽くします。

2. 子どもの主体性を尊重し、子どもの声を大切にすること

条例においては、「子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくること」を目的としています。そのためのいじめ対策であり、主体となるのは当事者である子どもです。子どもの声を聴くことなしに、いじめの本当の解決はありません。子どもの主体性を尊重し、子どもの声を大切にすることで、いじめ対策に関する施策を実効的なものとしします。

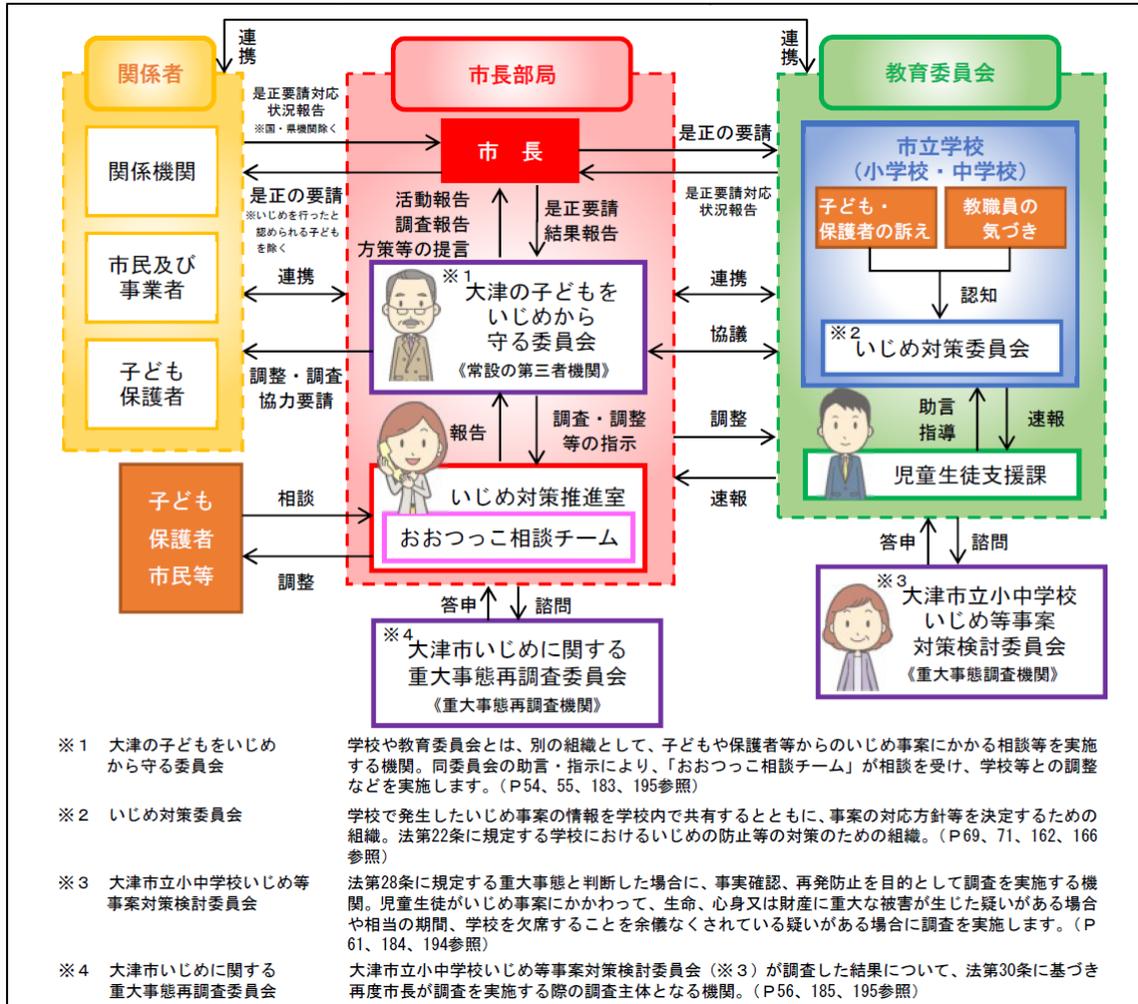
3. 地域社会全体で取り組んでいくこと

子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、各取組主体がそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に取り組むだけでなく、相互に連携し、地域社会全体でいじめの防止に取り組めます。

（出典：「大津市いじめの防止に関する行動計画（地方いじめ防止基本方針）」より抜粋）

ちなみに、市立小中学校全てにおいて、いじめ防止対策推進法第13条に基づいて、学校毎のいじめ防止基本方針を策定している。

ii) いじめ問題対応の流れ



(出典：「大津市いじめの防止に関する行動計画（地方いじめ防止基本方針）」より抜粋)

市のいじめ事案への対応の流れは上記のとおりであるが、主な組織の役割・対応等は次のとおりである。

「いじめ対策推進室」は、市長部局に属していじめに関する情報の一元化を図るとともに、いじめの防止や対策について、部署間の調整や各種啓発活動等総合的に取り組んでいる。同室には、専門スタッフとして、いじめに関する相談や調整等を担当する弁護士や臨床心理士等の相談調査専門員が配置されている。なお、相談調査専門員は、「おおつっこ相談チーム」と呼ばれている。

「児童生徒支援課」は、教育委員会に属しており、いじめ問題をはじめとする生徒指導上の課題への対応強化や教育相談センターとの連携等を行っている。

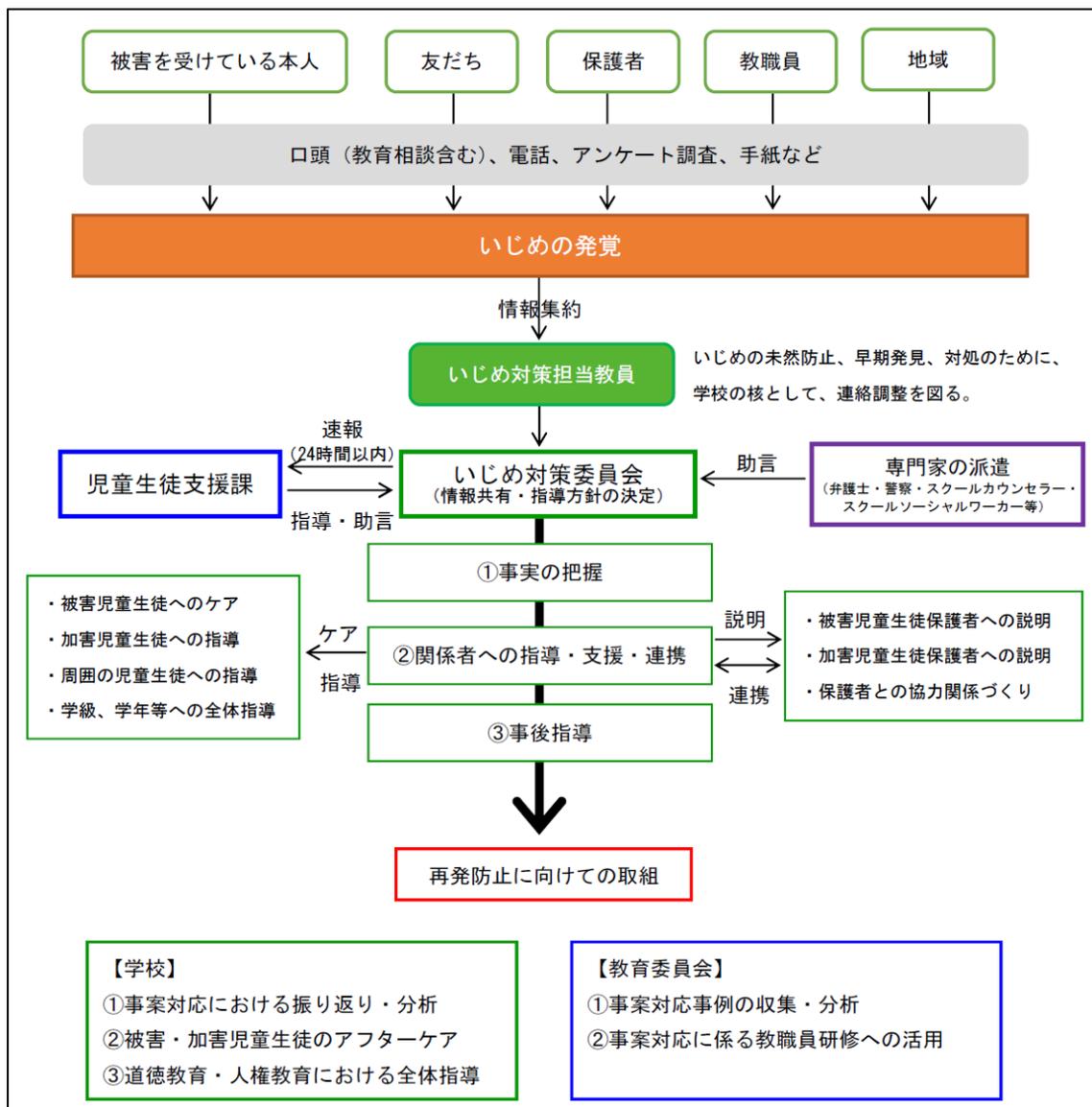
この点、いじめ対策推進室に相談があった事案のうち、学校への働きかけが必要と判断し、相談者の承諾が得られたものについては、児童生徒支援課に報告し、また、学校から児童生徒支援課に報告のあったいじめの疑い事案は全ていじめ対策推進室に報告されることとなっている。

このように、いじめ対策推進室と児童生徒支援課は、適宜、情報の共有を行い、連携していじめ問題に取り組んでいる。

「大津の子どもをいじめから守る委員会」は、常設の第三者機関として、学校や教育委員会とは別の組織として、いじめ対策推進室内にある「おおつつこ相談チーム」が受けた相談に対し、その事実の確認及び解決を図るために必要な調査や審査のほか、学校等との調整を図ることとされている。同委員会は、相談調査専門員が対応しているいじめ事案にかかるケース検討を行い、相談調査専門員への助言を行うとともに、必要に応じて教育委員会との協議も行うほか、子どもを総合的に支援できる新たな枠組みの必要性についても議論を行っている。

「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」は、いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態と判断した場合に、事実確認、再発防止を目的として調査を実施し、その結果を答申する機関であり、児童生徒がいじめ事案にかかわって、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合に調査を実施するとされている。

「大津市いじめに関する重大事態再調査委員会」は、前述の大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会が調査した結果について、いじめ防止対策推進法第30条に基づき再度市長が調査を実施する際の調査主体となる機関である。



（出典：「大津市いじめの防止に関する行動計画（地方いじめ防止基本方針）」より抜粋）

それ以外に、各学校では、「いじめ対策委員会」を設置し、また、「いじめ対策担当教員」を配置している。

「いじめ対策委員会」は、学校毎に設置され、学校で発生したいじめ事案の情報を学校内で共有するとともに、事案の対応方針等を決定するための組織である。

「いじめ対策担当教員」は、いじめ対策を主として行う教員であり、学校毎に1名もしくは2名選任されている。なお、いじめ対策担当教員に対しては、いじめ対策にできるだけ注力できるように授業の負担を減らすようにしている。

(3) 新型コロナウイルス感染症禍における対応

①教育委員会の対応

市及び教育委員会は、感染拡大防止及び学習保障を行うために以下の補正予算を編成している。

令和2年度9月補正予算（2次）までで編成された主なものは以下のとおりである。

一般会計

(単位：千円)

款項目 (目的別)	事業費	主な事業概要
教育費 教育総務費 教育指導費	197,207	<p>【臨時休校措置に伴う児童生徒の学習保障に必要な経費の補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 学習プリント作成代及び郵送希望家庭への郵送代 ➢ オンラインで学習する教材の導入〔R2.6月～運用〕使用料 <p>【子どもたちの学習保障に必要な経費の補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ インターネット環境(Wi-Fi)が未整備の家庭に対するオンライン学習機会の提供〔家庭の通信環境整備補助：1世帯あたり上限1万円〕補助金 ➢ オンライン学習のためのPC端末機器を必要な家庭に貸与するため、学校に現有するPC端末の設定変更業務委託料 ➢ 学校再開に伴う子どもの学習サポート等に対応する学習支援ボランティアへの活動謝礼 <p>【市立小中学校の感染症対策の推進に要する経費の補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保護者等との連絡体制の強化や「3密」対策を施した学校教育活動の実施に向けた対策経費 <p>【教育現場における感染症対策に要する経費の補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新型コロナウイルス感染症の影響による小中学校の修学旅行の中止・延期等の措置に必要なキャンセル料等の支払いに対する保護者負担の軽減を図るための補助 <p>【スクールサポートスタッフの体制強化に向けた経費の補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 教員が指導、教材研究等に注力するために、学習プリント印刷や掲示物作成等の業務補助に加え、新型コロナウイルス感染症対策に係る児童生徒教員等の健康管理等の業務を支援小中学校に追加配置(補正前)6人→(補正後)60人
教育費 小学校費 学校管理費	31,364	<p>【小学校の感染症対策の推進に要する経費の補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童用トイレの清掃消毒業務(隔日清掃の実施)委託料 ➢ 夏季授業実施に対応する空調機器工事費工事請負費
教育費 中学校費 学校管理費	26,285	<p>【中学校の感染症対策の推進に要する経費の補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生徒用トイレの清掃消毒業務(隔日清掃の実施)委託料 ➢ 夏季授業実施に対応する空調機器工事費工事請負費

(出典：「大津市ホームページ」より包括外部監査人が作成)

②臨時休校

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、政府の要請を受け、以下のとおり小中学校・幼稚園の臨時休校・休園を実施している。

年月日	内容
令和2年2月28日	小中学校・幼稚園の3月3日～24日の臨時休校・休園を決定
令和2年3月16日	最小限の人数で中学校卒業式を開催
令和2年3月18日	最小限の人数で幼稚園卒園式を開催
令和2年3月19日	最小限の人数で小学校卒業式を開催
令和2年3月25日	中学校の部活動を再開（4月8日からは中止）
令和2年4月7日	小中学校・幼稚園の4月13日～5月6日の臨時休校・休園を決定
令和2年4月8日～10日	小中学校登校・幼稚園登園（入学・入園式・始業式も実施）
令和2年4月22日	小中学校・幼稚園の5月7日～31日の臨時休校・休園を決定
令和2年6月1日	小中学校分散登校・幼稚園分散登園
令和2年6月8日	小中学校通常登校
令和2年6月8日・9日	幼稚園通常登園
令和2年6月22日	小中学校給食再開

（出典：「新型コロナウイルス感染症 大津市のこれまでの対応と今後の対策について（中間報告）」より包括外部監査人が作成）

また、臨時休校期間においても、社会的要請による勤務等でやむを得ず保育ができない等一定の条件を満たす小学1、2年生の児童等については、各学校で預り保育を実施した。

③休校時の学習フォロー

休校時の学習方法は登校日等において、各学校において、教員が作成したカリキュラムに沿って課題をこなすように指導していることに加え、市では以下のオプションを設け、家庭学習をフォローしている。

オプション名	内容
オンライン動画等の紹介	「NHK for school」、「各教科書出版社の自宅学習用コンテンツ」、「教育委員会作成の学習指導動画」、「体育教員による家庭内運動動画」等を紹介。
オンライン型教材 (eライブラリーアドバンス)の利用	小学校5教科、中学校9教科に対応しており、各出版社の教科書に対応した進捗で学習することが可能。

タブレット端末の貸出	家庭にオンライン学習を行うための端末がない中学3年生を対象にタブレット端末を貸出。
家庭の通信環境整備に対する補助	インターネット環境が未整備の家庭に対して、通信環境を整備した場合に1世帯あたり上限1万円を補助。

なお、全国的な対応状況は以下のとおりである。

	【設置者数】							(参考) 前回値
	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	設置者単位	
教科書や紙の教材の活用	1,715 100%	1,742 100%	87 100%	153 99%	20 100%	105 95%	1,794 100%	1,213 100%
テレビ放送の活用	608 35%	586 34%	41 47%	48 31%	10 50%	39 35%	688 38%	288 24%
教育委員会等が作成した学習動画の活用	385 22%	407 23%	34 39%	46 30%	10 50%	47 43%	467 26%	118 10%
上記以外のデジタル教材	591 34%	627 36%	46 53%	79 51%	15 75%	47 43%	721 40%	353 29%
同時双方向型オンライン指導	138 8%	173 10%	15 17%	72 47%	14 70%	44 40%	270 15%	60 5%
家庭でも安全にできる運動	1,076 63%	1,047 60%	58 67%	84 55%	15 75%	78 71%	1,180 66%	- -
その他	30 2%	22 1%	2 2%	2 1%	0 0%	11 10%	49 3%	145 12%

(出典：「文部科学省ホームページ」より)

全国の実施項目と比較した結果、上記のとおり、市はほとんどの項目で実施済みであった。

未実施のものは「同時双方向型オンライン指導」のみであり、市では家庭学習のフォローとして多くのオプションを用意していることが分かる。

今後、市は、休校時の対応として様々な家庭学習フォローを実施していたが、全国的に実施している自治体がある項目の中で、市が唯一未実施であった「同時双方向型オンライン指導」の試験導入を進めている。

具体的にはZoomを用いたオンライン指導を検討しており、再度休校要請があった場合であってもより手厚い家庭学習フォローが実施できるように対応を進めている。

④衛生面の対応

臨時休校以降、小中学校のトイレ清掃は各学校の教員及び地域のボランティアの方により実施されてきたが、休校解除後においても、感染予防の観点から従来と同様に生徒にトイレ清掃を行わせるのは適切ではなく、教員に引き続き実施させることもリソースの関係で困難であった。そのため、市は令和2年7月補正予算で「大津市立小学校及び中学校の児童生徒用トイレの清掃消毒業務」を委託することとした。

なお、落札結果は以下のとおりである。

件名	大津市立小学校及び中学校の児童生徒用トイレの清掃消毒業務
場所	大津市立小学校 37 校及び大津市立中学校 18 校
概要	大津市立小中学校 55 校における児童生徒用トイレの清掃消毒業務
期間（予定）	契約締結の日から令和3年3月31日
契約方法	一般競争入札
落札額	41,811,000 円 内消費税額等 3,801,000 円
予定価格	39,680,710 円（税抜き）

（出典：「大津市ホームページ」より包括外部監査人が作成）

⑤給食対応

当初、臨時休校後の学校給食の再開は2学期からを予定していたが、保護者の負担が大きいことから、予定を前倒しし、令和2年6月22日から学校給食を再開した。

しかし、予定より前倒しで再開を行った関係で通常期と同様のメニューの提供はできず、6月22日～30日の間は、副食はレトルト食品で賄うこととなった。

また、臨時休校の学習の遅れを取り戻すため、例年では学校給食を提供しない7月17日～22日の間についても提供を行った。この期間においては、通常期と同様のメニューではなく、猛暑期に配慮した献立の提供を行った。

さらに、本年度は2学期が前倒しで開始し、通常期では学校給食のない8月25日～9月2日の間についても提供を行ったが、こちらは通常期と同様のメニューの提供を行った。

⑥運動会、修学旅行への対応

新型コロナウイルス感染症禍において感染対策を十分に行う必要がある中、各学校において感染リスクを低くする工夫を行ったうえで実施した。

各学校において実施した主な感染対策は、以下のとおりである。

項目	主な対策
運動会	学校全体での開催とせず、学年ごとに開催日時を分け、保護者の来校の分散を行った。
修学旅行	例年の旅行先は近畿圏外であるものの、新型コロナウイルス感染症禍におけるリスクを考慮し、小中学校ともに旅行先を近畿圏内とし、宿泊日数も例年の2泊3日から0～1泊とした。

(4) 特別支援教育

①概要

平成19年4月から学校教育法に「特別支援教育」が位置付けられ、全ての学校において、障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくこととなっている。特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

平成25年9月に学校教育法施行令が一部改正され、就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなった。

就学先の決定においては、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について、合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することとなっている。

②特別支援学校の対象となる児童生徒の就学の基準

特別支援学校就学の基準は、学校教育法施行令第22条の3で規定されている。

学校教育法施行令第22条の三に規定する就学基準

区分	程度
盲者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聾者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

市では、同条を参考に滋賀県教育委員会が作成した、「障害の種類および程度の区分表（特別支援学校および特別支援学級）」に基づき、特別支援教育の対象となる児童生徒の障害の種類および程度の区分を定めている。

障害の種類および程度の区分表（特別支援学校および特別支援学級）

*印が特別支援学級、*印なしが特別支援学校で教育をすることが可能な障害の程度

A = 知的障害	<p>1 = 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>2 = 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p> <p>* 3 = 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの</p>
-----------------	--

B = 肢体不自由	<p>4 = 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>5 = 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p> <p>* 6 = 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも</p>
C = 病弱・ 身体虚弱	<p>7 = 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>8 = 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>* 9 = 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの</p> <p>* 10 = 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの</p>
D = 視覚障害	<p>11 = 両目の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの</p> <p>* 12 = 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの</p>
E = 聴覚障害	<p>13 = 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの</p> <p>* 14 = 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの</p>
F = 自閉症・ 情緒障害	<p>* 15 = 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも</p> <p>* 16 = 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>
G = 言語障害	<p>* 17 = 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者でその程度が著しいもの</p> <p>* 18 = 吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者でその程度が著しいもの</p> <p>* 19 = 話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者でその程度が著しいもの</p> <p>* 20 = その他 * 17、* 18、* 19 に準じる者でその程度が著しいもの</p>

	※ *17～*20 の障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。
--	--

(出典：「滋賀県教育委員会 小・中学校および義務教育学校特別支援学級・通級指導教室教育課程編成ガイドブック」より抜粋)

③就学相談の流れ

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の就学先決定の流れは以下のとおりである。

児童保護者からの就学相談の申込みを受けて、大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）において審議を行う。この際に、例えば知的障害であれば知的発達遅滞の状態や社会生活への適応はどうか、肢体不自由であれば補装具によっても移動が困難であるか、等の程度の確認や専門家と在籍校園を交えての聞き取り等を行う。さらに上記に記載した障害の種類および程度の区分を基にした教育支援委員会での審議を経て、出された就学相談結果は学校園を通じて保護者に伝達、保護者の合意を得て就学先が決定され、次年度から特別支援学校就学や特別支援学級入級となる。

【就学相談の流れ】

時期	保護者及び児童	市教育委員会・学校園・教育関係者
2年前の秋ごろから	校園での教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回発達相談（検査） ・就学予定校との教育相談と支援学級の見学、体験 ・特別支援学校の教育相談と見学、体験
進級		
1年前の6月中旬	就学相談の申込み	
1年前の夏休みから初秋	夏休み期間中の就学相談会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の意見聞き取り ・校園関係者の意見聞き取り ・児童の状況の把握 ・専門家による情報提供 ・大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会による審議
1年前の10月～12月	保護者の合意	<ul style="list-style-type: none"> ・就学予定校による保護者、在籍校園との再相談など相談の継続、見学、体験 ・就学相談結果の在籍校園及び就学予定校への通知
入学年の3月		<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校あて「入級措置通知」
卒業・卒園		
入学年の4月	入学	

(出典：「大津市の就学相談」より包括外部監査人が作成)

④特別支援教育にかかる市の主要な事務事業と予算

市の特別支援教育にかかる主要な事務事業は以下のとおりである。

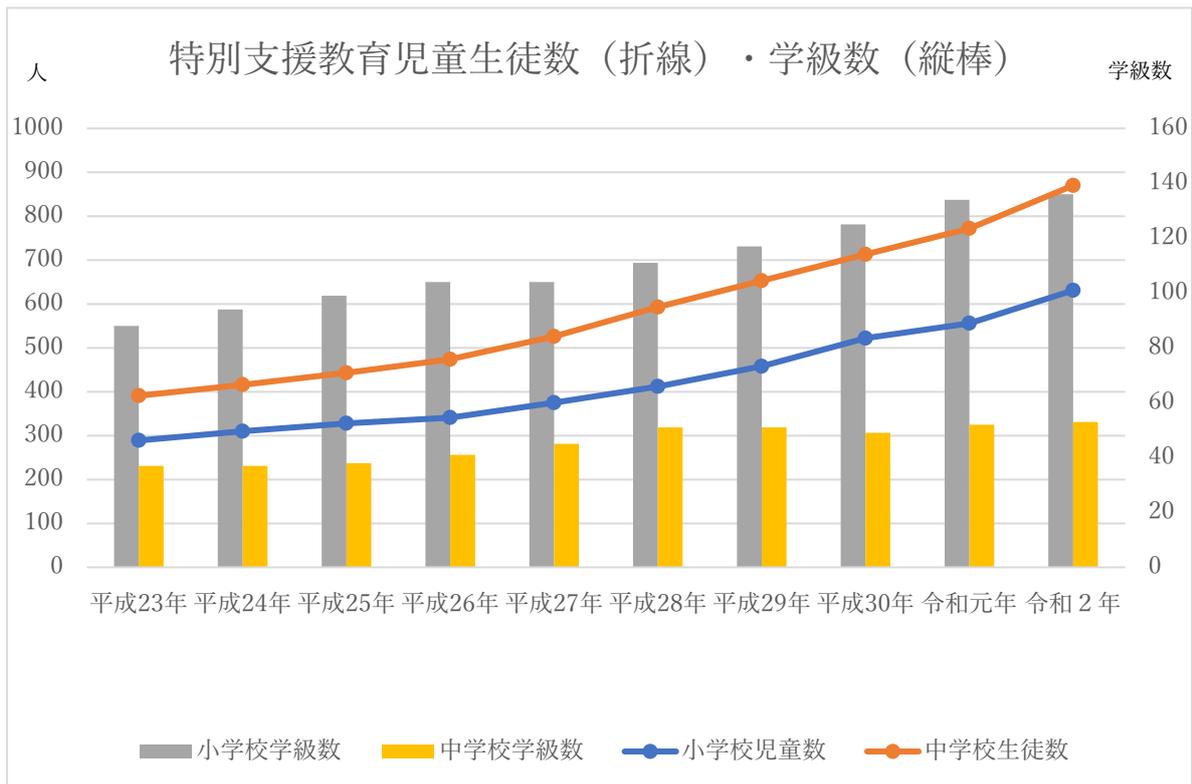
(単位：千円)

事務事業名	令和2年度 当初予算額	主な事業の内容
特別支援充実費	39,181	
・特別支援教育充実事業	1,808	特別支援教育専門家による研修事業、医療的ケア支援員の派遣旅費、タクシー代等による肢体不自由児等の移動補助、通級指導研修旅費
・特別支援教育相談事業	1,568	教育支援委員会委員の報酬費、OB教職員等による巡回相談事業、ことばの教室運営経費、就学相談会実施経費
・会計年度任用職員雇用経費	35,805	特別支援教育指導員3名、ことばの教室指導員5名、公認心理師2名、医療的ケア支援員5名、室長、室次長の人件費

⑤市における特別支援教育の児童生徒数と学級数の過去10年の推移

市の小学校及び中学校の、過去10年間の特別支援教育の児童生徒数と学級数の推移をグラフにしたものは以下のとおりである。

平成23年（2011年）の時点で、特別支援学級に在籍している児童生徒数は小学校289人、中学校102人であったところ、令和2年（2020年）では小学校631人、中学校239人となっており、特別支援教育を必要とする児童生徒数が近年急速に増加している様子が読み取れる。



（出典：「教育要覧」より包括外部監査人が作成。毎年5月1日時点の児童生徒・学級数）

⑥アンケート結果

学校アンケートを行った中で、学校全体の一番の課題として、特別支援教育を掲げた学校が存在した。

特別支援教育を課題として掲げた学校の記載としては、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加傾向にあってそれを教育する担任の人的な限界や教育の難しさ、知識の定着のための根気強い繰り返しの学習の必要性、そして保護者への啓発の大切さ等であった。

（5）SDGs への取組

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続的な開発目標）」のことを言い、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたものであり、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標のことである。そ

ここでは、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）、169のターゲット、232の指標が掲げられている。

政府においても、平成28年（2016年）5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、同年12月に実施指針と8つの優先的課題を決定・発表し、政府が地方公共団体を含むあらゆるステークホルダーと協力してSDGsの推進に取り組むことを示している。

市では、平成29年（2017年）4月にSDGsへの取組を表明し、同年7月に「大津市SDGs推進会議」を設置してSDGsに取り組んでいる。

また、市は、令和2年（2020年）4月に「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、各施策とSDGsの目標との関係性を整理し、関連付けて取組を推進している。

「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中では、「基本目標1：子育て世代が満足するまちづくり」として「施策2 子どもを大切にする更なる子育て施策の推進」や「施策3 “働き方を変える”ワーク・ライフ・バランスの推進」といった施策が掲げられている。

施策2 子どもを大切にする更なる子育て施策の推進

No	施策	SDGs
1	大津市の優れた子育て環境を、市内外の子育て家族や女性をはじめ、全ての方々に広くPRし、子育て支援の充実した大津市の魅力の発信を図る。	
2	子どもを生み育てていくことのできる子ども・子育て支援事業を充実する。	
3	若い世代の仕事を支え、経済的安定を図るとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境づくりを推進する。	
4	多様化した子育てニーズに対応するため、子育て世代への包括支援として、結婚・妊娠・出産・子育てへの相談やケア体制の充実、保育の質の向上や保育士確保、預かり保育、病児保育等の充実、チャットボット等を活用した問い合わせへの対応、さらには健診・医療等への取組を進める。	
5	未来を担う全ての子どもたちが「生きる力」を身に付け、グローバル社会に向き合う学びや、ICTを効果的に活用した次世代型教育、プログラミング教育など情報活用能力の育成も重視した学校教育を充実するほか、教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、コミュニティ・スクールのメンバー等、教育活動に携わるスタッフを充実することにより、様々な教育課題に社会全体で対応するとともに、確かな学力、人とまちを思いやる豊かな心、健やかな体を育成する。	

6	障害の有無にかかわらず、すべての子どもが健やかに成長していけるよう、インクルーシブな教育・保育 ^{※15} 、身近なところでの相談や療育などが受けられる支援を行う。	
7	子どもたちにとって最適な教育・保育環境の充実や保育の質の向上に向けた取組を進める。	
8	いじめ等から子どもを守るため、「相談しやすい環境づくり」、「子どもの主体性を育む」等の取組を進める。	
9	小学校入学後も安心して就業が継続できるよう、児童クラブの充実のための取組を進める。	

(出典：「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋)

施策3 “働き方を変える”ワーク・ライフ・バランスの推進

No	施策	SDGs
1	働き方改革として仕事と生活の調和を図り、ワーク・ライフ・バランスを充実することで、家庭ぐるみでの子育てを進め、就業の継続など、誰もが働きやすい環境整備を推進していく。	
2	働き方、労働評価のあり方を見直し、長時間勤務の廃止や、時間や場所に捉われない働き方の検討、男性の育児休業・休暇の取得を促進するとともに仕事と家庭の両立支援をめざした取組を深めていく。	

(出典：「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋)

施策2のNo. 5は、まさしく児童生徒の学ぶ力を高めるものである。

また、施策3のNo. 1及び同2を市の教職員に対して取り組むことにより、教員の指導する力を充実させることにもつながる。

以上のとおり、SDGsの目標に向けて取り組むことが、教育の質を高めることにつながるものであるといえる。

第3. 監査の結果及び意見

教育委員会に対して、全体の概要を把握するためのヒアリングを行い、その後、所管課への個別ヒアリングを中心に監査を実施した。

また、教育委員会の概要ヒアリングのみでは、教育現場が抱える課題が明らかにならないと判断し、市内の全ての小学校及び中学校を対象としたアンケートを実施して、教育現場が抱える課題についての生の声を把握することとした。

アンケートの結果、浮き彫りになった事項として、児童生徒の学ぶ力と、教員の指導する力という、大きな2つの課題があると教育現場は認識していることが判明した。これには、新学習指導要領に基づく新たなアクティブ・ラーニングの必要性と、昨今推し進められている教職員の働き方改革の影響も無視できないものと考えられた。以上から、児童生徒の学ぶ力として、特に新学習指導要領に関連するICT教育及び国際理解教育・外国語教育と学力の向上の視点で重点的な監査を行うとともに、児童生徒を指導する教員の指導する力と働き方改革についても監査の重点を置いた。

さらに、児童生徒の学びの場である学校施設や、学びの支援となる学校給食施設についても、課題があると考えられたことから、学校規模を勘案し、また全校アンケートの結果等を踏まえて小学校3校・中学校3校を選定し、学校現地調査を行うとともに、学校給食施設（東部学校給食共同調理場）に対する現地調査も行い、学校統廃合に関するヒアリングも関係課に対して行った。

学校現地調査の結果、特に、物品管理及び学校徴収金について課題があることが判明したことから、これらの取扱いについても重点的な監査を行っている。

以上から、本報告書では、結果及び意見を、以下の構成で取りまとめている。

1. 児童生徒の学ぶ力
2. 教員の指導する力と働き方改革
3. 学校施設と統廃合
4. 学びの支援
5. 学校現地調査の結果
6. 物品管理
7. 学校徴収金

1. 児童生徒の学ぶ力

(1) 学力の向上

①概要

(ア) 全国学力・学習状況調査の結果の分析

全国学力・学習状況調査は教科に関する調査と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査の大きく2つの項目に分けて行われている。

		調査内容
教科に関する調査		国語、算数（数学）他の知識や理解度をテスト形式による問題で調査
質問紙調査	児童質問紙	児童の勉強に対する興味関心や、生活習慣の状況等を選択式アンケート形式で調査
	学校質問紙	学校の規模、教員数、学校での授業、研修等の取組状況を選択式アンケート形式で調査

教科に関する調査は身に付けておくべき知識・技能についていわゆるテスト問題形式で採点を行い、評価するものであり、質問紙調査については学習意欲、学習方法等生活の諸側面等に関する調査をアンケート形式（質問項目について、4択程度（できた、比較的できた、あまりできなかった、できなかった等）で実施）で結果を集計している。平成31年度（令和元年度）では児童生徒向けの質問紙調査の質問項目は小学校で58項目、中学校では69項目用意されており、これらの項目は毎年増減、変動するため、市では恒常的に登場する質問項目の中から学習状況・生活習慣、国語、算数に対する興味・関心を特に示す質問項目を特定し、それらに対する肯定的な回答の割合を集計し、それを全国の数値と比較することで質問紙調査の結果を活用している。この調査に関する市の分析については「第2. 監査対象の概要 3. 児童生徒の学ぶ力 (1) 児童生徒の学力の状況 ②全国学力・学習状況調査について」のとおりである。

(イ) 第2期大津市教育振興基本計画の進捗状況の評価

市は毎年、平成27年7月に策定した第2期大津市教育振興基本計画の進捗状況についてPDCAサイクルの考え方にに基づき評価を行っている。令和元年度は当計画の最終年度であり、重点戦略の1つである「将来の夢を広げる学力アップ戦略」についても総括的評価が行われている。評価結果の抜粋は以下のとおりである。

成果目標の1つ目である全国学力・学習状況調査の教科に関する調査について、各教科の点数が全国平均点を上回っているかどうか、については小学校では算数が、中学校では数学が全国平均点を上回っており、達成率50%となった。

成果目標2つ目、3つ目については質問紙調査であり、平成26年度の市の結果と比較して、肯定的な回答の割合が5ポイント上回った数値を目標値と設定している。結果は国語については小学校、中学校とも目標値を上回り、算数（数学）については、中学校で目標値を上回ったが、小学校ではわずかに未達、という結果となった。

第2期大津市教育振興基本計画の実行を通じて、一定の成果が得られていることがうかがえる。

成果目標	平成26年度基準値	平成27年度目標値	平成28年度目標値	平成29年度目標値	平成30年度目標値	令和元年度目標値	目標達成度
		平成27年度実績値	平成28年度実績値	平成29年度実績値	平成30年度実績値	令和元年度実績値	
① 全国学力・学習状況調査における教科に関する調査において全国平均を上回った各教科区分数（毎年全教科区分）	小学校 2/4	設定なし (既実施のため)	小 4/4 中 4/4	小 4/4 中 4/4	小 4/4 中 4/4	小 4/4 中 4/4	50%
	中学校 4/4	小 1/4 中 4/4	小 3/4 中 2/4	小 0/4 中 2/4	小 0/4 中 2/4	小 1/2 中 1/2	
② 全国学力・状況調査における児童生徒質問紙において国語の学習への関心・意欲・態度に関わる質問項目に肯定的な回答（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）をした児童生徒の割合	小学校 70.5%	年度目標設定なし				小学校 75.5%	100%
	中学校 61.2%	小学校 72.0%	小学校 73.9%	小学校 72.9%	平成30年度 質問項目 無し	小学校 78.6%	
③ 全国学力・状況調査における児童生徒質問紙において算数・数学の学習への関心・意欲・態度に関わる質問項目に肯定的な回答（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）をした児童生徒の割合	小学校 76.5%	年度目標設定なし				小学校 81.5%	小：97% 中：100%
	中学校 66.6%	小学校 76.2%	小学校 77.3%	小学校 76.7%	小学校 77.6%	小学校 79.3%	
		中学校 69.2%	中学校 68.8%	中学校 68.9%	中学校 68.5%	中学校 72.2%	

（出典：「第2期大津市教育振興基本計画進捗状況に係る評価及び教育委員会の点検・評価に関する報告書」より抜粋）

(ウ) 包括外部監査人による調査結果の分析

教科に関する調査については国立教育政策研究所のホームページにて過去の結果の情報が公開されており、当該情報と市の公表している情報をもとに包括外部監査人が独自で数値を集計し、リスト化した結果、以下のとおりであった。

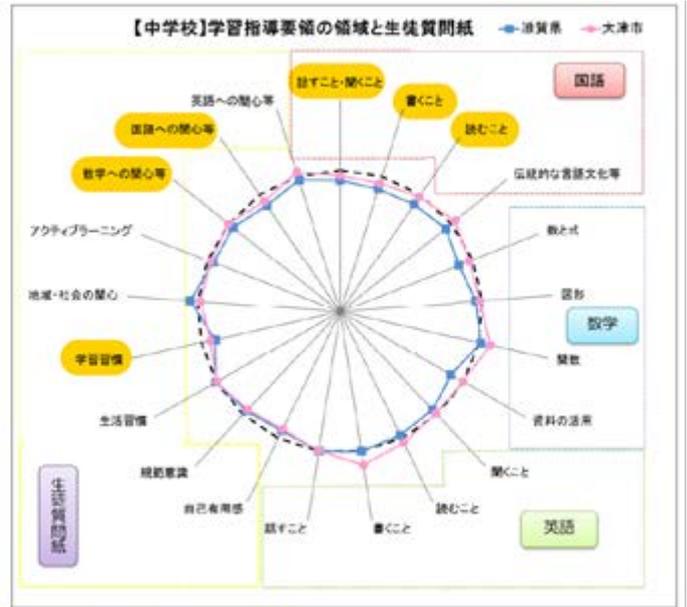
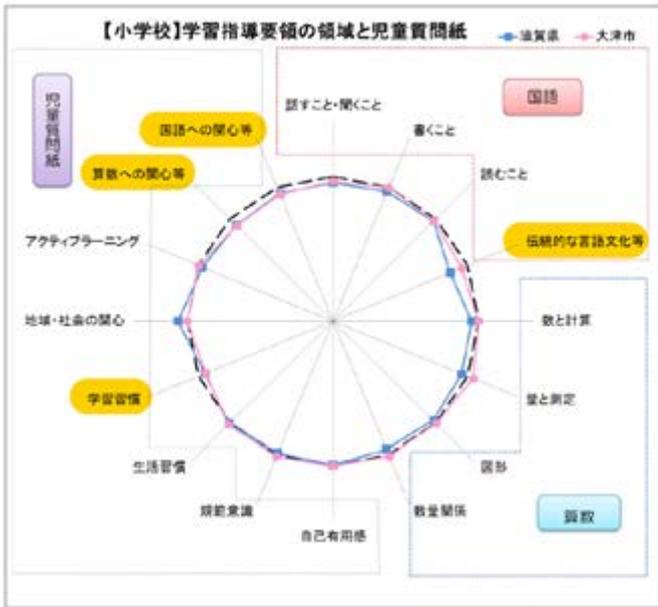
表は左から、小学校の国語、算数、中学校の国語、数学、英語の順に全国都道府県の点数を上位から順に並べたものである。令和元年度の市の得点結果は小学校の国語で33位相当、算数で12位相当、中学校の国語で32位相当、数学で15位相当、英語で4位相当という結果となっている。

小学校の算数、中学校の数学、英語については全国でも上位の成績であるが、国語については小学校、中学校とも全国平均点を下回る結果となっていることが確認できた。

平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査 教科に関する調査 平均点の全国一覧														
小学校					中学校									
順位	都道府県	国語	順位	都道府県	国語	順位	都道府県	国語	順位	都道府県	英語			
全国平均		63.8	全国平均		66.6	全国平均		72.8	全国平均		59.8	全国平均		56
1	秋田県	74	1	石川県	72	1	秋田県	78	1	福井県	66	1	東京都	59
2	石川県	72	2	秋田県	70	2	石川県	77	2	秋田県	65	1	神奈川県	59
2	福井県	72	2	東京都	70	2	福井県	77	2	富山県	65	1	福井県	59
4	青森県	70	4	富山県	69	4	富山県	76	2	石川県	65	4	石川県	58
5	新潟県	68	4	福井県	69	5	茨城県	75	5	東京都	62	4	静岡県	58
5	富山県	68	6	京都府	68	5	山梨県	75	5	静岡県	62	4	兵庫県	58
5	山口県	68	6	広島県	68	5	岐阜県	75	5	愛知県	62	7	秋田県	57
5	沖縄県	68	6	香川県	68	5	静岡県	75	5	兵庫県	62	7	群馬県	57
9	岩手県	67	6	愛媛県	68	9	岩手県	74	5	愛媛県	62	7	富山県	57
9	愛媛県	67	6	高知県	68	9	宮城県	74	10	青森県	61	7	岐阜県	57
9	大分県	67	6	沖縄県	68	9	東京都	74	10	岐阜県	61	7	徳島県	57
12	山形県	66	12	青森県	67	9	新潟県	74	10	京都府	61	7	徳島県	57
12	茨城県	66	12	神奈川県	67	9	広島県	74	10	山口県	61	13	茨城県	56
12	京都府	66	12	三重県	67	9	山口県	74	10	大分県	61	13	埼玉県	56
12	広島県	66	12	兵庫県	67	9	愛媛県	74	9	茨城県	60	13	千葉県	56
12	鹿児島県	66	12	山形県	67	9	大分県	74	15	群馬県	60	13	三重県	56
17	群馬県	65	12	福岡県	67	17	青森県	73	15	新潟県	60	13	京都府	56
17	東京都	65	12	大分県	67	17	青森県	73	15	山梨県	60	13	大阪府	56
17	静岡県	65	19	岩手県	66	17	栃木県	73	15	長野県	60	13	奈良県	56
17	香川県	65	19	茨城県	66	17	群馬県	73	15	三重県	60	13	広島県	56
17	福岡県	65	19	埼玉県	66	17	埼玉県	73	15	鳥取県	60	21	青森県	55
17	熊本県	65	19	千葉県	66	17	神奈川県	73	15	岡山県	60	21	栃木県	55
23	福島県	64	19	新潟県	66	17	長野県	73	15	広島県	60	21	新潟県	55
23	栃木県	64	19	山梨県	66	17	愛知県	73	15	香川県	60	21	山梨県	55
23	埼玉県	64	19	長野県	66	17	京都府	73	15	長野県	60	21	滋賀県	55
23	長野県	64	19	静岡県	66	17	兵庫県	73	26	栃木県	59	21	和歌山県	55
23	三重県	64	19	大阪府	66	17	鳥取県	73	26	埼玉県	59	21	山口県	55
23	和歌山県	64	19	奈良県	66	17	鳥取県	73	26	神奈川県	59	21	香川県	55
23	岡山県	64	19	和歌山県	66	17	岡山県	73	26	奈良県	59	21	愛媛県	55
23	高知県	64	19	鳥取県	66	17	香川県	73	26	和歌山県	59	21	大分県	55
23	佐賀県	64	19	佐賀県	66	17	長崎県	73	26	徳島県	59	21	宮崎県	55
23	宮崎県	64	19	熊本県	66	17	長崎県	73	26	福岡県	59	22	北海道	54
33	北海道	63	33	宮城県	65	32	福島県	72	26	福岡県	59	32	長野県	54
33	千葉県	63	33	山形県	65	32	千葉県	72	26	宮崎県	59	32	鳥取県	54
33	岐阜県	63	33	福島県	65	32	三重県	72	34	北海道	58	32	鳥取県	54
33	鳥取県	63	33	栃木県	65	32	三重県	72	34	宮城県	58	32	岡山県	54
33	徳島県	63	33	群馬県	65	32	奈良県	72	34	山形県	58	32	福岡県	54
38	宮城県	62	33	岐阜県	65	32	福岡県	72	34	千葉県	58	32	長野県	54
38	山梨県	62	33	岐阜県	65	32	熊本県	72	34	大阪府	58	38	宮城県	53
38	兵庫県	62	33	愛知県	65	39	高知県	71	34	高知県	58	38	山形県	53
38	鳥取県	62	33	滋賀県	65	39	佐賀県	71	34	奈良県	58	38	福島県	53
42	神奈川県	61	33	鳥取県	65	39	宮崎県	71	41	福島県	57	38	鳥取県	53
42	滋賀県	61	33	岡山県	65	42	滋賀県	70	41	滋賀県	57	38	熊本県	53
42	長野県	61	33	徳島県	65	42	大阪府	70	41	鳥取県	57	38	鹿児島県	53
45	大阪府	60	33	長崎県	65	42	和歌山県	70	41	佐賀県	57	44	岩手県	52
45	奈良県	60	33	鹿児島県	65	42	徳島県	70	41	高知県	57	44	高知県	52
45	京都府	60	46	北海道	64	42	鹿児島県	70	46	岩手県	56	46	佐賀県	51
47	愛知県	59	46	宮崎県	64	47	沖縄県	68	47	沖縄県	53	47	沖縄県	50

(出典：国立教育政策研究所の公表データを基に包括外部監査人が作成)

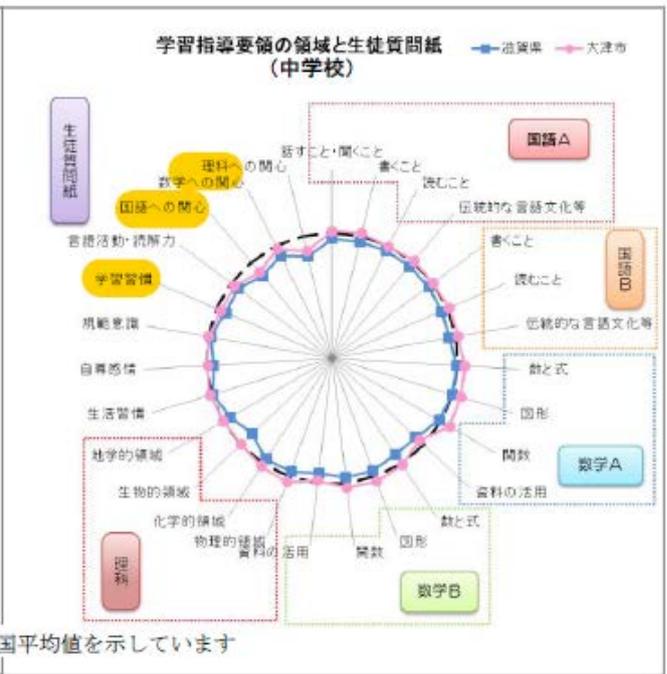
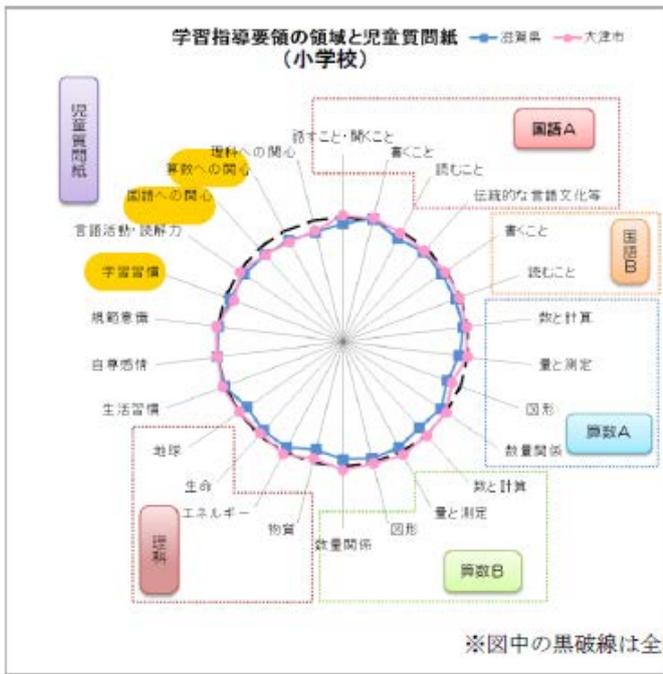
下図は市の質問紙調査の分析結果の抜粋であるが、市が分析しているとおり、小学校では国語への関心や生活習慣に対する肯定的な回答の割合が全国平均と比較して下回っていることから、興味・関心の程度が国語の平均点を伸び悩ませている要因の1つであることがうかがえる。中学校についても学習習慣、国語への関心については全国平均を下回っており、同様の傾向があることがうかがえる。(注：次表の○で囲んでいる「国語への関心」、「学習習慣」等が該当の箇所である。)



※上の2つの図中の黒破線は全国平均値を示しています

(出典：「教育委員会提供資料」の令和元年度版より抜粋)

市のホームページでは平成27年度以降の全国学力・学習状況調査の分析結果を公表している。平成27年度の分析結果資料は下表のとおりであるが、国語への関心、算数（数学）への関心、学習習慣の項目については全国平均を下回っている状況であり、平成27年度以降同様の状況が続いている。



※図中の黒破線は全国平均値を示しています

(出典：「教育委員会提供資料」の平成27年度版より抜粋)

(エ) 学校質問紙調査について

学校向けの質問紙調査については、各学校長が学校の規模、教員数、学校での授業、研修等の取組状況を選択式アンケート形式で回答し、その結果を調査するものである（質問事項に対して、できた、どちらかというとできたという選択肢より回答を行う形式である）。

この点、教育委員会では学校質問紙の評価結果は、情報公表等を行ってはいない。学校質問紙は各学校長の主観による回答の結果であり、学校長が変わると同じ学校でも評価結果の傾向が異なってくることがある。市では、比較可能性がそれほど高くない、という理由からその結果については、詳細な分析・研究・開示までは行っていないという状況である。

学校質問紙の調査内容は以下の様な形式（一部抜粋）となっている。

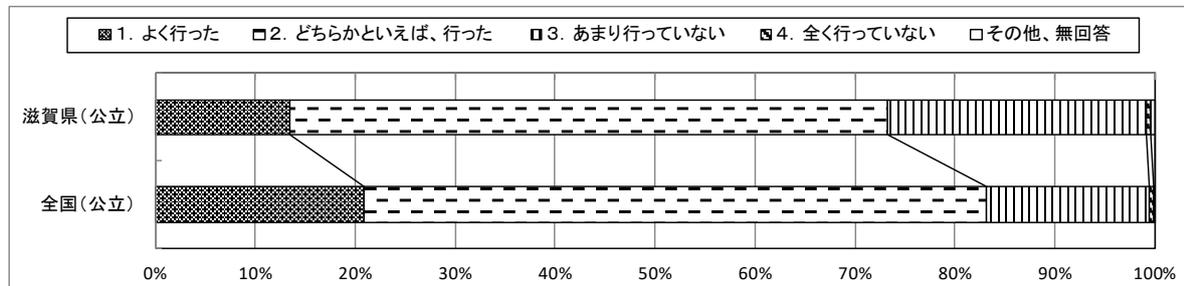
No.1	調査対象日現在の学校の全学年の児童数
	：
No.5	調査対象日現在の学校の全教員数
	：
No.10	調査対象学年の児童は、礼儀正しいと思いますか
	：
No.15	指導計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していますか
	：
No.20	全国学力・学習状況調査の結果を地方公共団体における独自の学力調査の結果と併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画等への反映を行っていますか
	：

このように多様な質問が平成31年度（令和元年度）では小学校で64項目、中学校では80項目用意されている。

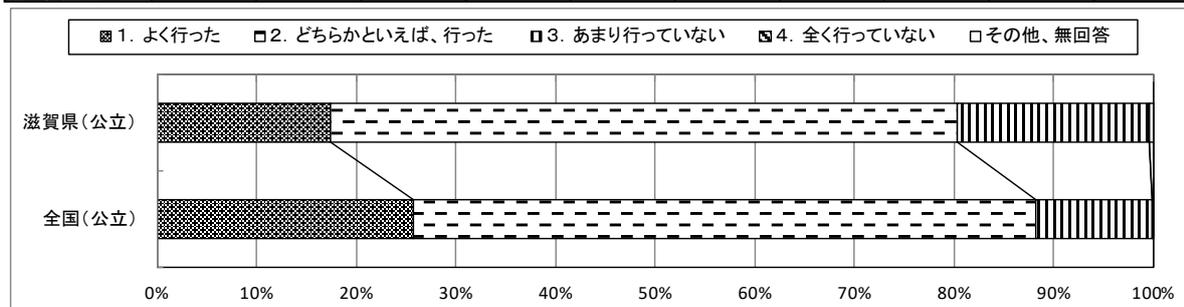
包括外部監査人が質問項目及び統計結果を確認したところ、質問項目の中には次表のような、学力調査の結果と相関関係がある項目や数値に注目すべき項目が見受けられた。

小学校 学校質問紙回答抜粋

質問番号	質問事項									
(11)	調査対象学年の児童に対して、前年度までに、将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしましたか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
滋賀県(公立)	13.5	59.6	26.0	0.4						0.4
全国(公立)	20.8	62.4	16.2	0.5						0.1



質問番号	質問事項									
(43)	調査対象学年の児童に対する国語の指導として、前年度までに、様々な文章を読む習慣を付ける授業を行いましたか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
滋賀県(公立)	17.5	62.8	19.3	0.0						0.4
全国(公立)	25.7	62.5	11.7	0.0						0.1

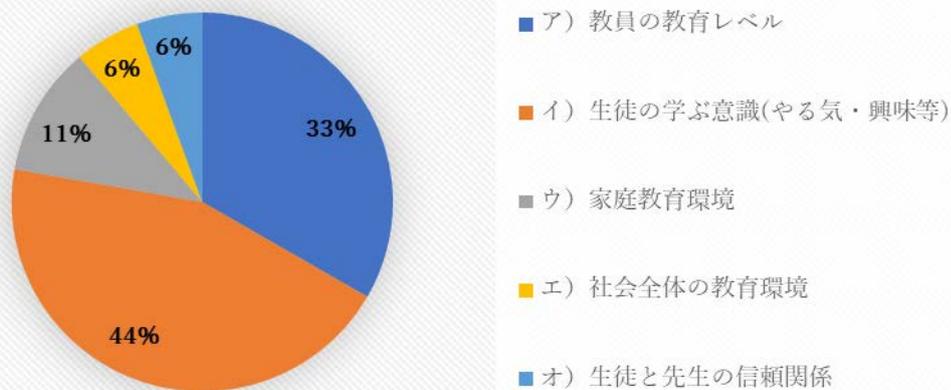


(出典：「国立教育政策研究所ホームページ」より包括外部監査人が作成)

結果を確認すると、質問項目(11) 将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしましたか、という問いについて、「よく行った」、「どちらかといえば、行った」という肯定的な回答を行っている割合が滋賀県全体では73.1%であるのに対し、全国平均では83.2%であり、10ポイント程度の差があることが分かる。また、質問項目(43) 様々な文章を読む習慣を付ける授業を行いましたか、という問いについても滋賀県が80.3%に対し、全国平均は88.2%であり、約8ポイントの差となっている。

上記2点について、市の調査結果が公表されていないため、教育委員会にヒアリングによる確認を行ったところ、市の入手している調査結果も滋賀県の調査結果とおおむね整合しているものであると確認できた。そのため、市においても同様の傾向があるといえる。

学力向上のために特に重要な事項(中学校)



問2 内容要約

教育の質を高めるための課題・改善点

- ・ 授業準備や教材研究のための時間の確保
- ・ 教員一人ひとりのゆとり、余裕の確保（教員の負担軽減や業務見直し等）
- ・ 若手を中心に研修の充実が必要
- ・ 働き方改革と教員の労働環境問題の解決が必要
- ・ クラス定員の削減や少人数授業の促進
- ・ 生徒指導・保護者対応、家庭環境への配慮等
- ・ オンライン環境の充実と、それを扱う教員のレベルアップ
- ・ 課題解決能力に弱さが見られるため、授業の工夫が必要
- ・ 学習の定着状況に応じた個別の対応・指導
- ・ 将来の夢や目標を意識させたキャリア育成の視点の導入
- ・ 家庭の教育力向上のための啓発活動
- ・ 新型コロナウイルス対応と教育の両立

教育の質を高めるための課題・改善点については主に上記のような内容の回答を入手した。大多数の回答内容が授業研究や教材研究のための時間の確保及び教員の負担軽減及び業務の見直しというものであった。教員の負担軽減を図ることで教員一人ひとりの余裕を確保し、その時間を授業準備や教材研究に充てることで学力の向上が実現できるが、実際はそれがなかなか実現できていない、ということがアンケートの結果から確認できた。

②実施した監査手続

- ・学力に関する施策について概要を把握するために関連資料の閲覧及び担当課への質問を実施した。
- ・市の公表物等の内容を分析し、市の分析内容の妥当性及び施策内容の有効性を検討した。
- ・全校アンケートを実施し、現場の実態の把握を行った。

③結果及び意見

(ア) 学校質問紙調査の統計的活用の促進について（意見）

市では、学校質問紙調査の評価結果の特段の公表等を行っていない。

しかし、前述のとおり、学校質問紙調査の「様々な文章を読む習慣を付ける授業を行ったか」という問いに対する肯定的な回答の割合は滋賀県と全国平均とに大きな差が生じており、市についても同様の傾向があることから、教育現場の意識や実践状況を示す一つの指標となっている。

また、国立教育政策研究所の公表しているデータでは、学校質問紙の結果と児童質問紙の結果をクロス集計することで、学校の教育活動と、児童生徒の教育活動の受け止め方の差異を分析するとともに、両者の相関関係の分析を行っている。

質問番号	質問事項
(11)	調査対象学年の児童に対して、前年度までに、将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしましたか

<学校が回答した選択肢別の平均正答率>

選択肢	学校数	学校数の割合(%)	平均正答率(%)	
			国語 (14問)	算数 (14問)
1 よく行った	4,062	20.9	65.6	67.1
2 どちらかといえば、行った	12,128	62.3	63.9	66.2
3 あまり行っていない	3,149	16.2	62.2	65.3
4 全く行っていない	91	0.5	59.5	64.3

質問番号	質問事項
(43)	調査対象学年の児童に対する国語の指導として、前年度までに、様々な文章を読む習慣を付ける授業を行いましたか

<学校が回答した選択肢別の平均正答率>

選択肢	学校数	学校数の割合(%)	平均正答率(%)	
			国語 (14問)	算数 (14問)
1 よく行った	5,051	26.0	65.8	67.6
2 どちらかといえば、行った	12,113	62.3	63.7	66.0
3 あまり行っていない	2,257	11.6	61.2	64.4
4 全く行っていない	8	0.0	50.8	57.5

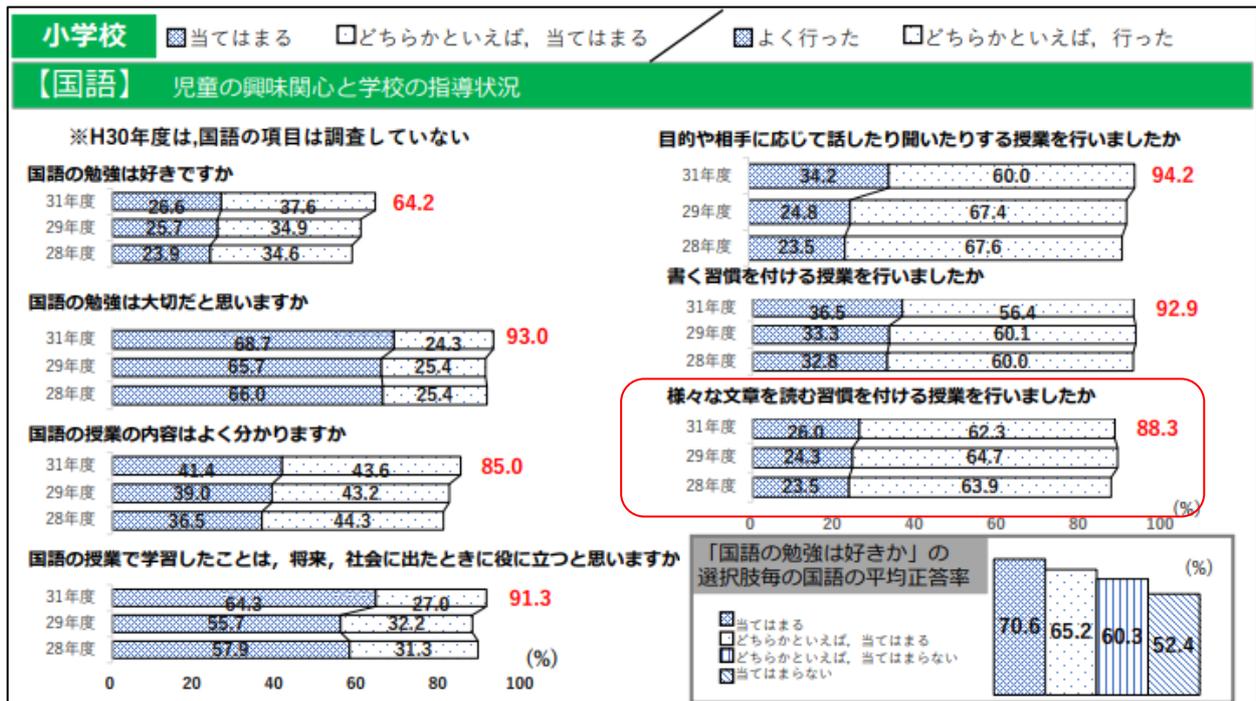
(出典：「令和元年度国立教育政策研究所 小学校質問紙クロス集計結果」より抜粋)

質問事項(11)と(43)については上表のとおりとなっている。

いずれの質問項目についても肯定的な回答をしている学校の方が、教科の得点についても高くなる傾向があることが確認できる。

次表は国立教育政策研究所の公表している全国学力・学習状況調査の結果の概要の抜粋であり、左側は児童質問紙の調査結果、右側は学校質問紙の調査結果を示している。

右側の学校における指導状況について、最も肯定的な回答(当てはまる)をしている学校が増加傾向にあり、その結果、児童の肯定的な回答の割合が増加傾向にあることが確認できる。



(出典：「国立教育政策研究所 分析結果」より抜粋)

こうした統計結果は、各学校においては、全体結果と自校結果を比較分析することを通して、自校の課題を明確にすることが可能となり、教育委員会としても取組内容の学校指導への反映状況、児童成績への影響度を計る指標として活用できる。

市として、滋賀県、全国と比較して良い傾向の出ている質問項目や悪い傾向の出ている質問項目それぞれあることから、学校質問紙の内容も必要に応じて分析・開示等を行い、学力に係る施策の検討・評価のツールとして更なる活用を図ることを期待したい。

(イ) 情報開示の充実・促進について（意見）

教育委員会等では学力の向上を実現すべく、様々な事項を検討し、分析を行っている。しかし、現状情報開示されているものは、「大津市教育振興基本計画及び大津市教育大綱」やその評価資料である「大津市教育振興基本計画進捗状況に係る評価及び教育委員会の点検・評価に関する報告書」を除くと「全国学力・学習状況調査の実施結果について」等であり、決して多くの情報が開示されている状況とは言えない。「全国学力・学習状況調査の実施結果について」についても、調査結果のおおまかな内容が示されているのみで、調査結果の詳細まで把握できるものではなく、また、データの公表も行われていない。大学

と連携した学力調査・授業改善や光ルくん調査といった様々な取組の内容やその成果についても詳細な情報の開示はない。

確かに、全国学力・学習状況調査により測定できる情報は学力の特定の一部分であるし、情報公開による結果の序列化や過度な競争が生じないようにする等教育上の効果や影響等に十分配慮する必要がある。また、一つ一つの取組がどの程度効果があったかどうかを測定することも難しい側面がある。

しかし、学力という要素は市民の興味・関心の高い項目であり、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要である。

第3期大津市教育振興基本計画において、基本方針として「社会全体で子どもを育てます」と定めている。

市は情報の質に配慮しつつ、教育の現状についての情報を可能な範囲で公開することで、市民や社会全体に教育の現状・課題等を理解してもらうことができ、その結果として市民や社会全体の協力が得られ、社会全体で子どもを育てることができるようになる。

市では質問紙調査の内容の公表等を行っていないが、他の市町村ではデータの公表や分析結果の公表を行っている所がある。例えば、守口市ではホームページ上で質問紙調査の結果を全て公開しており、また、高岡市では学校質問紙の調査結果の分析を行い、その概況を示すとともに課題点等を明示している。

質問紙調査に限るものではないが、市も教育への取組についてはホームページや広報誌等を活用し、積極的に情報発信していくことを期待したい。副次的ではあるが、積極的な情報配信を行うためには取組の内容及びその成果を検討する必要があり、PDCAサイクルの活用促進にも寄与することが期待できる。

(ウ) PDCA サイクルの深度ある活用の期待（意見）

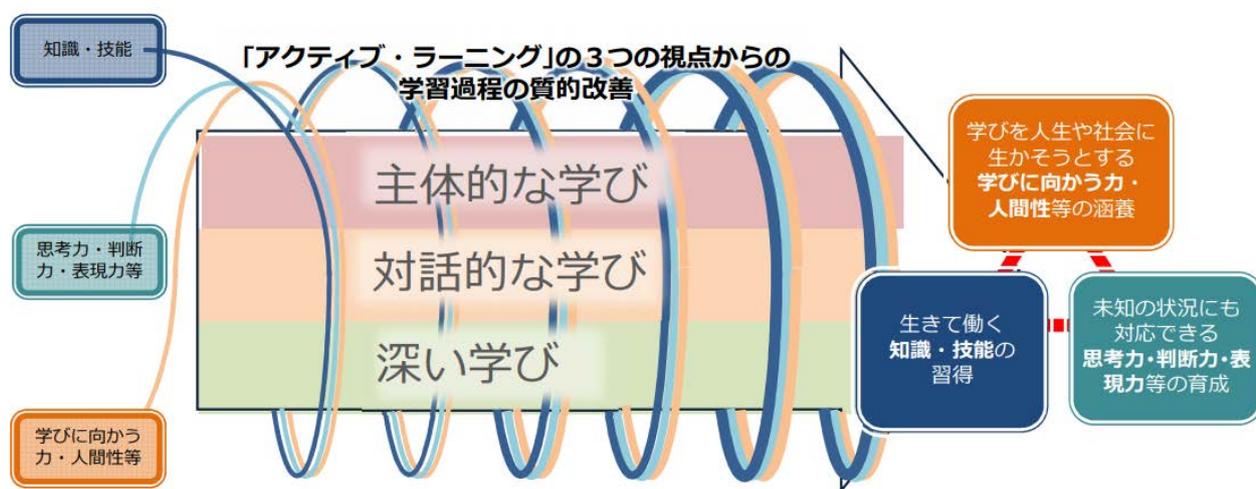
市では、第2期大津市教育振興基本計画の中で学力を重要戦略の1つとして位置付け、それに対する施策の実行を通じて、一定の成果を得てきた。しかし、平成31年度（令和元年度）の全国学力・学習状況調査の結果、特に国語を中心に児童の興味関心が低く、また、その傾向が過去から続いている状況がある。

包括外部監査人の実施した全学校へのアンケート調査の結果から、学力向上のためには教員の負担軽減や業務内容の見直しを通じて、教員の時間を確保し、その時間を授業研究や教材研究のための時間にすることが必要だということが確認できた。この点、教育委員会もこの事実を把握しており、第3期大津市教育振興基本計画においても課題として認識できている。

しかし、実際に現場で指導（Do：実行）しているのは教員であり、認識した課題を解決するための施策を行った結果として現場の教員が改善や満足を感じるものとなる必要がある。課題を認識しているが、その解決には至っていないという現状・現場の声はPDCAサイクルを実行するうえで重要な事項であり、教育委員会ではこの現場の声を踏まえて、Check（評価）、Action（改善）し、次のPlan（計画）につなげていく必要がある。

仮に総労働時間が同じであったとしても、教員が重要と考える授業研究の時間、児童と向き合う時間に対する相対的割合が高まれば大きな成果である。教員の授業・教材・児童と向き合う時間の確保こそが学力向上に必要な事項であり、そのためにも教員の業務内容の精査・重要度に応じた分類、取捨選択をこのPDCAの一環として取組改善を促進する必要がある。

新しい教育指導要領では主体的・対話的で深い学びの実現を目指しており、全国学力・学習状況調査の教科に関する調査で測られる学力はアクティブ・ラーニングを進めるうえでの基本的な知識・技能であり、その先の思考力・判断力・表現力の基礎となるものである。できる、わかるという経験が学びの原点になるといえるため、「学力」についてはいつの時代も重要な要素である。



（出典：「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の新学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）補足資料」より抜粋）

現場の満足感・充実感を高めることで、その結果として学力の指標が向上することが望ましい。第3期大津市教育振興基本計画を進めるに当たっては、現

場の声を生かしつつ、客観的指標を用いた分析を進め、今後さらなるPDCAサイクルの活用を通じて、市の求める学ぶ力が向上していくことを期待したい。

(2) ICT 教育

①実施した監査手続

- ・担当課に質問及びヒアリングを実施した。
- ・稟議書及び契約書並びに入札関係書類等、関係書類を閲覧した。
- ・学校現地調査において ICT 機器の実際の管理状況や使用状況等を確認した。

②結果及び意見

(ア) ネットワークと情報セキュリティについて

i) ネットワーク及びシステムの概要

各学校の教員が用いる校務用端末及びパソコン室の生徒用端末並びにタブレットは、校内にあるサーバを通じて、教育委員会のデータセンターに接続している。校内のネットワークは校務セグメント及び教育セグメントに分割されており、教育セグメントは通常の学校教育に用いるデータが格納されているのに対して、校務セグメントにはより秘匿性の高い情報が格納されている。

パソコン室の生徒用端末並びにタブレットは教育セグメントのみにしかアクセスできず、校務セグメントにはアクセスできない。同様に、図書室等の図書貸出管理用端末等のほかの端末からも、校務セグメントにはアクセスできない。

以上のように、校務セグメントは教員が用いる校務用端末からでしかアクセスできないが、より高いセキュリティを確保するため、ハードロッキーと呼ばれるUSB型セキュリティキーを校務用端末にUSBポートに接続した状態でなければ校務セグメントに格納された秘匿性の高い情報にはアクセスできない。さらに、外部への情報漏洩や外部からのアクセスを防ぐため、ハードロッキーを接続した状態の校務用端末は外部のネットワークから自動的に遮断されるようになっている。

また、各教員の校務用端末はノート型PCであるが、学校外部への持ち運びや盗難等がなされることがないように、金属チェーンにより各教員の机に物理的に固定されている。

ハードロッキーは各学校教職員室に鍵のかかる保管庫が設置され、保管庫内で管理されている。また、表計算ソフトによる連番管理がなされ、連番のシールが貼付されている。

ハードロッキーは校長・教頭・事務職員・教員の4段階のアクセスレベルを有しており、それぞれでアクセスできる秘匿情報のレベルが異なっている。

なお、ハードロッキーは、令和3年2月にセキュリティ強化のためのログイン方法の変更により使用しないこととなる。

また、平成26年から、教育委員会では統合型校務支援システムを活用している。当該システムはイントラネット上のサービスであり、各教員は個人でログインパスワードを設定してログインする。校務支援システムでは、各種名簿や各担任や各教科担任、各種部活動・委員会活動等の情報が格納される。

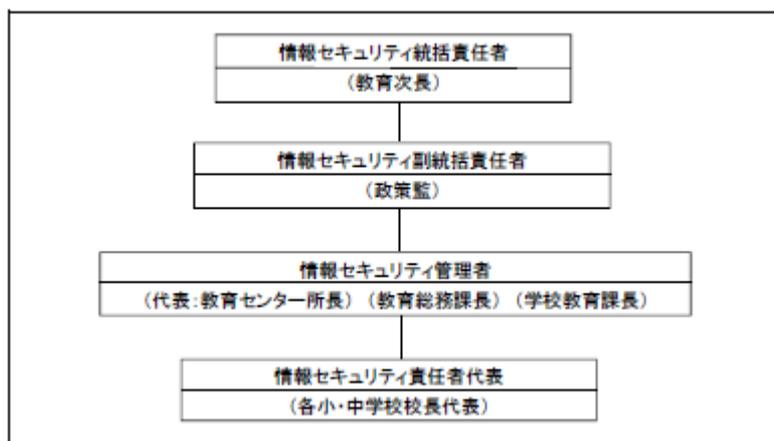
校務用端末の最初のログイン画面でもパスワード認証が求められるが、校務用端末のログインには、市全体でただひとつのログインID及びログインパスワードが、全ての市教職員により、共有で用いられている。

なお、令和3年2月から、セキュリティ強化のため、ログイン方法が変更される。

ii) 大津市立学校情報セキュリティポリシー

市では平成22年に大津市立学校情報セキュリティポリシーを定め（直近改定は平成27年）、情報セキュリティ委員会を設置している。当該ポリシーにおいて、情報セキュリティの基本方針、対策基準、実施手順が定められており、その中で情報セキュリティ責任者や、各種セキュリティやUSB等の記憶媒体の管理及び持ち出しの管理等、またソフトウェアやアプリケーションの導入に係る許認可申請等が定められている。

【市の情報セキュリティ責任者】



(出典：「大津市立学校情報セキュリティポリシー」より抜粋)

iii) ハードロッキーの総数の管理について（結果）

ハードロッキーについて、市全体の保有総数が不明となっていた。

学校現地調査の結果、各教職員に配備されたハードロッキーについては表計算ソフトによる管理台帳によって管理ができていたものの、備品台帳と一つ一つのハードロッキーの個体の突合ができなくなっていた。つまり、備品台帳に記載されているハードロッキーの管理番号と、現に学校にあるハードロッキーの管理番号があっているかどうか、突合できない状態である。

未使用等を含む、市全体のハードロッキーの総数については、備品台帳も、表計算ソフトによる各学校の管理台帳でも、どちらでも数を合わせる事ができず、市にハードロッキーが総数で何台あるかがわからず、棚卸ができない状態になっていた。

ハードロッキーはその性質上、個人情報を守る重要な物理的セキュリティである。校務用端末のログインが市全体でログインID及びパスワードが1つのみであって、物理的なハードロッキーが情報セキュリティの要となっているところ、ハードロッキーの総数が不明という現状は、セキュリティに課題があると言わざるを得ない。市では、令和3年2月にハードロッキーの使用を取りやめ、ログイン方法の変更によりセキュリティ強化するが、引き続き、個人情報の確実な保護等につながるセキュリティ対策を講じる必要がある。

iv) セキュリティポリシーの事故時のセキュリティ対応について（意見）

大津市立学校情報セキュリティポリシーでは、ハードロッキーについて「紛失等がないように管理を徹底すること。」と定めているが、紛失した場合の対応の記載がなかった。

大津市立学校情報セキュリティポリシー上は情報セキュリティインシデント発生時には、情報セキュリティ委員会を開催することとされているが、ハードロッキーの紛失を事由にした情報セキュリティ委員会は過去に一度も開催されておらず、紛失は稟議書等によってその対応が決裁されている状態にあった。

ハードロッキーはその性質上、紛失が絶対にあってはならない性質の物品であることから、紛失した場合の措置をあえて定めていなかったものと考えられるが、紛失時等の対応方針を定めておけば、ハードロッキーの総数が分からないといった事態を予防できていたことも考えられる。

情報セキュリティインシデント発生時における対応について定めておくか、事案に応じてポリシーに従って情報セキュリティ委員会を開催する等の対応をすることが望まれる。

v) ログインパスワードについて（意見）

校務用端末は教職員一人当たり1台ずつを割り当てているが、ログインについては、市教職員の全員が同一IDの同一パスワードを使用してログインしている。この市教職員の同一パスワードについては、平成21年に校務用端末が導入されてから一度変更されたのみで、新人の教員にはOJTで口頭等により、この同一IDと同一パスワードが伝授されるという仕組みとなっているとのことである。なお、大津市立学校情報セキュリティポリシーでは、ログインパスワードは定期的に変更することと明記されている。

校務用PCへのアクセスについてはパスワードのほかに、別途、USB型のハードロッキーを用いた物理的なアクセス制限をかけることによってセキュリティが担保されている状態となっており、パスワードだけをもってセキュリティ全体を脅かすものではないものの、上述のハードロッキーの諸課題も鑑みれば、市の校務用端末へのアクセスセキュリティは、脆弱であると言わざるを得ない。

市では、こうしたことを受け令和3年2月にログイン方法の変更によりセキュリティ強化するが、引き続き、定期的なパスワードの変更などセキュリティ対策を講じる必要がある。

(イ) 過年度に取得したタブレットの管理台帳の未整備について（結果）

タブレットについては、GIGAスクール構想の実現する前から、標準的な学校で1学校当たり41台のタブレット端末を整備している。タブレット端末はリース品であって市に所有権がないことを理由に、備品台帳に登録されていない状態となっていた。

ただ、現にタブレットの現物が学校にある以上、市の備品台帳には登録されないとしても、タブレット現物を管理する管理台帳は整備されるべきであるところ、タブレット端末の管理台帳を整備することを定めた規定がなく、タブレットが何台配備されているかを管理している台帳が存在していなかった学校があった。

往査した各学校のタブレットには、シールで1～41までの連番が貼付されていたが（41台配備されていない学校については41より少ない番号）、学校が独自で管理台帳的なものを整備している場合もあったものの、タブレットに貼付された番号と突合すべき管理台帳がない状態となっている。

USBやそのほかのICT機器は備品台帳の登録や管理台帳の整備がなされている中、タブレットについては各学校にも管理台帳が存在せず備品台帳にも登録がなされていなかったことから、少なくともタブレットの管理台帳を整備する必要がある。

(ウ) GIGA スクール構想で取得するタブレットの管理について（意見）

新型コロナウイルス感染症禍の影響もあり、国の「GIGAスクール構想の加速による学びの保障」として、一人一台端末の早期実現に向けた予算が計上され、当初の令和5年度整備完了予定が前倒しされており、市においても緊急で今年度中に小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒分の端末を導入する予定である。

上記結果に絡み、大量のタブレットを令和2年度中に一度に導入することとなる中で、持ち運び可能なタブレットの管理がさらに重要性が増すことは自明である。

現状において管理台帳がない状態にある中で、タブレットの管理が適切になされるよう、タブレットの厳重な管理体制を構築する必要がある。

(エ) 大津市教育の学校教育情報化推進計画の策定について（意見）

令和元年度に公布、施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条第2項では、市町村に学校教育情報化推進計画の策定努力を求めている。

市ではICTに対する取組を積極的に行っているところであるが、今後は、今年度末までに策定予定の学校教育情報化推進計画を基にし、市教育におけるICT教育の推進を図っていくことが望まれる。

学校教育の情報化の推進に関する法律 第九条
2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育情報化推進計画（都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、学校教育情報化推進計画及び都道府県学校教育情報化推進計画）を基本として、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(3) 国際理解教育・外国語教育

①実施した監査手続

- ・ 主要な契約事務について、資料の確認を行った。
- ・ アンケートを実施した回答を分析した。
- ・ 各種関連資料の査閲を行った。
- ・ 学校現地調査において英語授業の視察及び教員へのヒアリングを行った。

②アンケート結果

大津市内の小中学校に対して、国際理解・英語教育に関するアンケートを実施した。

質問項目は以下のとおりである。

	小学校	中学校
1 貴校の英語教育体制について教えてください。		
1-1 英語科教員数	○	○
1-2 小学校で英語を教える教師数	○	
1-3 中学校英語教員免許保持者数		○
1-4ALT の配置人数	○	○
1-5 英語教育用の ICT 機材の使用の有無（有の場合、具体的に記載）	○	○

②貴校で実践されている、英語嫌いを防ぐ授業についての工夫、特色ある取り組みについて教えてください。		
2-1 授業の工夫	○	○
2-2 特色ある取り組み	○	○
③新学習指導要領の適用を踏まえ、実施されている英語教育体制向上のための取り組み（研修等）について教えてください。		
3-1 取り組み（研修等）	○	
④貴校の授業における英語の平均使用率を記載してください。また、使用率が低い場合の原因について教えてください。		
4-1 授業での使用率※	○	○
4-2 低くなった理由（50%未満）	○	○
※文部科学省 英語教育実施調査に基づく		
⑤ALT の令和元年度の稼働率を記載してください。また、稼働率が低い場合の原因について教えてください。		
5-1ALT の稼働率※	○	○
5-2 低くなった理由（50%未満）	○	○
※活用時間数÷稼働時間数で算出		
⑥ALT に対する総合的な評価、課題、不満となる点、ALT と教員の間での授業作りの工夫について教えてください。		
6-1 評価	○	○
6-2 課題	○	○
6-3 不満な点	○	○
6-4 授業作りの工夫	○	○
⑦天津市では小学校1年生からの英語教育を平成28年から進められていますが、成果と課題についてあれば具体的に教えてください。		
7-1 成果	○	
7-2 課題	○	

(ア) 小学校

小学校のアンケート結果をまとめると以下のとおりである。

i) 英語の教育体制

小学校では英語科の教員免許は必ずしも必要ないが、英語科教員を配置しているところが見られた。

外国語指導助手（以下「ALT」という。）の配置数は、学校規模に応じて、学校当たり0.25から1.5人となっている。

英語授業におけるICT機材としては、デジタル教科書を大型TVに投影して使用したり、教室のパソコンで音声や動画を視聴しているという回答が大半であった。

ii) 授業の工夫

簡単なゲームを取り入れたり、動作を取り入れる、早口言葉や歌やリズムで英語に触れる等、児童が楽しみながら英語を習得できるような工夫を行っているとのことである。

また、地域の社会人に授業に入ってもらったり、大学の留学生との交流を行っている学校も見られた。

iii) 研修

授業研究会や教材研究の実施、ALTとの定期的な授業研究、教育センターや他校での校外研修を受講し校内に伝達するといった活動が行われている。特に今年度は新学習指導要領の開始初年度であり、それに向けた研修も実施されていた。

iv) ALT の活用

ALTの稼働率（勤務時間のうち、授業を行っている時間の割合）は学校によってばらつきがあるが、56%～98%となっている。平均値は78%である。

ALTへの評価を聞いたところ、全般的に高い評価を得ており、課題や不満な点について特に無いとしている学校も多い。

評価できる点としては、子どもたちへの積極的な関わりや、明るくコミュニケーションを取りやすい雰囲気づくり、等が挙げられているほか、教材研究への取組や授業で異文化理解の話を行う等、授業の質の向上に向けた取組も評価されている。

課題として一番多く挙げられたのが、打ち合わせの時間の少なさである。小学校のALTは中学校よりも30分長く勤務しているが、特に稼働率が高い学校において、授業前後の打ち合わせに十分な時間が取れないことが課題となっている。

また、ALTの交代頻度の多さや個々人のキャリア・経験の差、まったく日本語が話せずに困るといった回答もあった。

ハード面では、ノートパソコンの割り当てがALTに無いことについて問題とする回答もあった。

v) 小学校1年生からの英語学習に関する成果と課題

市では、小学校1年生からの英語教育を進めているが、このことに関して、英語に対する苦手意識、抵抗感の軽減、3、4年生からの外国語活動へのスム

一ズな導入への貢献、ネイティブの発音を早くから聴くことによる耳の慣れ等、肯定的な回答が数多く寄せられた。

一方、課題としては、教師側の指導力の向上の必要性に関する回答が多かったほか、まだ国語の読み書きも満足ではない低学年段階における英語授業の難しさや、多くのクラスで英語をしている結果、ALTが十分に授業に入れないことを課題とする回答もあった。また、他の科目に割く時間が圧迫されている、という回答もあった。

(イ) 中学校

i) 英語の教育体制

中学校における英語の教育体制としては、英語科選任教員のほかALTが1校当たり0.5人～1人配置されている。

また、小学校と同様、大型TVを用いてデジタル教科書を投影したり、パソコンやタブレット（原則、各学校に41台配置）を活用して授業を行っている。

ii) 授業の工夫、特色ある取組

歌やゲームといったアクティビティを取り入れたり、グループ学習の導入、パワーポイント等の視聴覚教材の活用といった回答が寄せられた。

特色ある取組としては、音読活動や、単語の理解度チェックを生徒同士でさせる、学びあい学習の実施等が行われている。

iii) 授業における英語の使用率

文部科学省が実施する、「英語教育実施調査」に基づく授業における英語の使用率を尋ねたところ、30%～80%の範囲で回答があった。中学校の英語では文法を含め、理解すべき内容が幅広いが、英語のみの授業では、理解が追いつかない生徒もあり、不安を感じることも考慮している、という回答があった。

iv) ALTの活用

ALTの稼働率（勤務時間のうち、授業を行っている時間の割合）は学校によってばらつきがあるが、28%～65%の範囲で平均は48%であった。ALTの稼働率が低くなっている理由については、時間割編成上の都合による、教育課程上の都合による（日本人教師の指導が効果的な学習内容）等の回答があった。

ALTへの評価を聞いたところ、多くが高い評価を得ている一方、小学校に比べるとネガティブなコメントが散見される結果となった。

評価できる点としては、生徒への積極的なかわりや、コミュニケーションを大事にする姿勢、授業への関心を高める努力、熱心な教材研究への取組も挙げられている。

一方、課題や不満な点として、小学校でも見られたが、短期間でのALTの交代による、コミュニケーションの問題、うまくコマが入らない等のカリキュラム編成上の課題、打ち合わせ時間が十分に確保できない、といった点が挙げられている。

中学校の英語授業では、文法等の授業も多く、ALTを活用することが難しいコマもあるため、全ての時間を授業で使うのではなく、英作文のサポート、チェック等、授業外での作業を依頼するケースもあるとのことである。

(ウ) 見えてきた課題

小学校においては、平成28年度から市内全校で小学校1年生から実施されることとなった英語教育・外国語活動が5年目に入り、デジタル教科書等のICT、ALTを活用した双方向的な授業が定着しつつある印象を受けた。一方で、英語を教える小学校教員のうち、英語科免許を取得している教員は限定的であり、英語の授業を上手に行うことに対する不安も見られた。また、ALTの稼働率が高水準となっており、十分な打ち合わせ時間が取れないことによるコミュニケーション不足に陥っている、また一部の授業には配置しない等の措置を余儀なくされているケースも見られた。

中学校においては、ICTやALTを活用して英語教育の高度化を進めている反面、中学校で教えなければならない英語カリキュラムと、英語を使用した授業の両立の難しさや、ALTの活用についても小学校とは同じようには行かない難しさも垣間見える結果となった。

また、今後は、市独自の小学校からの英語カリキュラムを終えた生徒が中学校に入学し、中学校で教えるべき内容も年々変容していくことが予想されることから、難しいカリキュラム体系の見直しが必要となる。小学校で培ったコミュニケーション力、ヒアリング力を生かしつつ、中学校における英語学習内容を高める観点から、小・中学校間における円滑な接続のためのより一層のコミュニケーションが求められるといえる。その中で、市の児童生徒が相対的に苦手とされる「話す」能力の向上に向けた取組が求められる。

③結果及び意見

(ア) 外国語指導助手 (ALT) 派遣業務委託

i) 概要

ALTの派遣については、公募型プロポーザル方式により事業者を毎年選定している。

契約形態としては、労働者派遣法に基づくALTの派遣を委託している。

委託契約の概要

派遣人数：40名（うち、小学校専任及び小・中学校兼務 24名、中学校専任 16名）
勤務時間：7時間半/日（小学校専任、小・中学校兼務）、7時間/日（中学校専任）
派遣延べ日数：6,404日（通常授業 160日×40人、夏季研修 3.5時間×4×2人）
契約総額：181,118,444円（税込み）（令和元年度）

ALTの派遣先については、仕様書で予め定められている。

ALTの品質確保のため、定期的にアンケートが実施されており、担当教員がALTの勤務状況についてフィードバックする仕組みが設けられている。

今回の包括外部監査においてもALTの活動状況についてアンケートを行ったが、全体的には高い評価を受けている。

ii) ALTが使用するICT機器について（意見）

学校におけるICTの使用に関して、教員は個人のPCを学校に持ち込むことは認められておらず、市貸与のPCを使用することが求められている。一方、ALTもPCを使用する場面があるが、その場合は、教員が持っているPCを借りるか、ALT本人の私用PCをセキュリティに注意しながら使用している。

なお、本委託契約仕様書において、以下のとおり規定されており、ALTが個人所有するPCの使用について一定条件の下許容されている状況である。

ALTが学校で作業する場合は、原則、学校職員のパソコンを共有することとするが、ALT個人のパソコンを学校に持ち込む場合は、必ずセキュリティチェックを行うこと。また、作業したデータを保存するUSBは、学校所管のものを使用すること。
--

（抜粋：「大津市外国語指導助手（ALT）派遣仕様書」より抜粋）

今回、小中学校2校でヒアリングを行ったが、いずれもALTは私用PCを利用しているとのことであった。なお、インターネット環境には接続せずに使用しており、児童生徒の氏名等の個人情報については私用PCには格納しない、データをUSBで授受する際にはセキュリティチェックを行う等の取扱いを実施しているとの説明を受けた。

ここでALTの勤務状況を確認すると、派遣先の学校での勤務は年間160日に上っており、常勤に近い状況となっているといえる。また、教材の研究開発やICTを使った授業等、ALTにとってもICT機器は授業の実施に欠かせなくなっている状況にある。教員のパソコンを使用するといっても、所有する教員が使用している間は使用することができず、使用に制限を伴う。また、個人PCの利用に関して、セキュリティチェックを行い、USBは学校所管のものを使用するといっても、生徒の個人情報が誤って個人PCにコピーされる可能性等、人為的なミスが生じる可能性を排除することができない。

本年度、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒へのタブレットの配備が進められているところであるが、今後の更なるICT機器を使用した教育環境に鑑みれば、インターネット環境に入ることができない個人PCでは授業中にタブレットにおける入力結果を受信することもできず、授業として十分に機能しないのではないかと思われる。ALTに対しても、市としてノートPC等のICT機器の貸与を行い、英語教育の高度化に向けた基盤を整備するとともに、情報セキュリティにも一層配慮すべきである。なお、端末整備に当たっては、英語教育に必要な十分なスペックを有していればよく、最低限のアプリケーションがインストールされていれば機能することから、機器整備に当たってはコストパフォーマンスについても考慮する必要がある。

iii) ALTの活用状況について

令和元年度におけるALTの配置コマ数、活用率の関係を分析した。

なお、ここでいう活用率とは、「ALTが教室で授業を行ったコマ数実数÷ALTの年当たり配置コマ数」で計算される、ALTの授業参加率のことを指す。ALTは授業に参加して指導する以外に、英作文の添削や、授業実施に向けた準備作業などを空き時間を使って実施している。

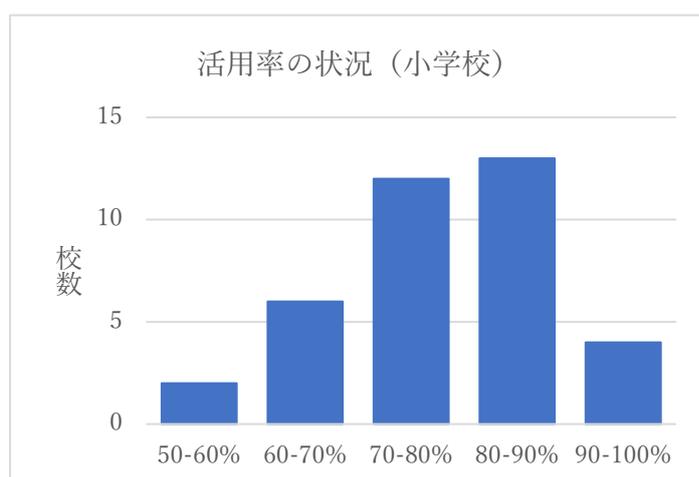
a) 小学校の状況

大津市内の小学校37校に対するALTの配置コマ数は21,045コマとなっており、多くのALTが小学校に配置され、授業に参加していることが分かる。

年間配置コマ数と、実際の授業コマ数から計算される「活用率」についても全体で78.6%となっており、平均でも5コマあるうちの4コマにおいて授業に参加している計算となる。

学級当たりの配置数（年間配置コマ数÷通常学級数で計算）で見た場合、小規模校を中心に最大年間45.8コマが配置されているのに対し、27.7コマにとどまっている学校も見られる。

また、学級当たりの実際授業数（ALTの実際授業コマ数÷通常学級数で計算）で見た場合、年間39.7コマに上る学校から16.4コマにとどまる学校までかなりのばらつきがみられる。



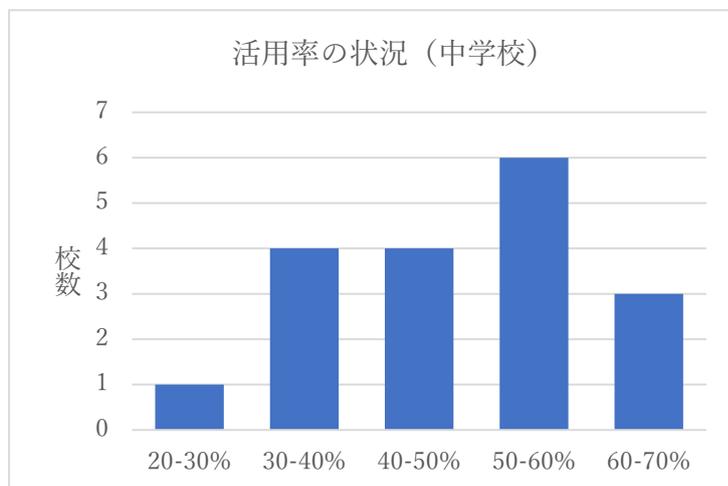
b) 中学校の状況

大津市内の中学校18校に対するALTの配置コマ数は15,555コマとなっており、小学校と同様、多くの授業にALTが参加できる体制が整備されている。

一方、年間配置コマ数と、実際の授業コマ数から計算される「活用率」については全体で49.3%となっており、ALTが勤務する時間のうち、半数の授業にのみ参加している計算となる。

学級当たりの配置数（年間配置コマ数÷学級数で計算）で見た場合、最大年間68.6コマが配置されている学校があるのに対し、35.2コマにとどまっている学校も見られ、最大2倍近い配置数の違いがみられる。

学級当たりの実際授業数（ALTの実際授業コマ数÷学級数で計算）で見た場合、年間33.1コマに上る学校から13.0コマにとどまる学校まであり、最大で2.5倍程度のばらつきがみられる。



c) ALTの更なる活用効率化（意見）

上記のとおり、大津市内の小中学校において多くのALTが配置されているが、小学校、中学校でそれぞれ事情は異なっており、また学校間でも活用状況に違いがみられた。

小学校では、ALTが担当するコマがかなり多く、アンケート結果において授業前後の打ち合わせができない、といったコメントを裏付ける結果となっている。一方で中学校全体の活用率は49.3%にとどまっており、学級当たりコマ数では小学校（33.8コマ）よりも潤沢にALTが配置されているものの（48.5コマ）、活用方法について現場が対応しきれていない面も見られた。

どの程度、ALTを授業に参加させるかについては、各学校に一定の裁量があることは理解するが、折角のALTを有効に活用するための努力、配置コマ数の見直しは継続的に行われる必要がある。

また、活用率が低い小中学校からは配置数を削減する等、学級当たり配置数を決定するに当たり、足元の活用状況を踏まえた配分を毎年行っていくべきと考える。

なお、令和2年度においては、ALTの配置数を見直し、中学校におけるALTの配置数を削減することによって全体の活用率を高める変更が行われている。

また、中学校において活用率が比較的低くなっている要因として、ALTの配置コマ数、時間割の割り当てが3月にずれ込むことから、中学校のカリキュラム編成上、ALTをうまく活用するための時間割が設定できない面もあるとのことである。これについては後述の複数年契約の導入等によって、安定的なALT配置体制を構築することにより、中学校カリキュラム編成において、ALTがうまく授業に参加できるような時間割の設定を考慮すべきである。

iv) 複数年契約の検討について（意見）

現在、ALTに関する派遣委託契約は、単年度の委託契約となっており、毎年公募型プロポーザルを行い、事業者を決定している。事業者が決定されるのは3月頃であり、4月のALT派遣に向けて派遣先学校の割り当て等の調整が進められている。

一方で、教員との関係構築、授業の進化を進めるうえで、単年度で事業者が交代する、或いはALTが交代することが、現場にとって課題となっている。中学校のALT配置に当たって、カリキュラム編成のタイミングに間に合わないことがALT活用率の低下の一因となっている可能性もある。

ALTを活用した英語教育は、今後なくなることは想定されず、質の高い教育のためにALTと現場教員との連携が一層求められるところである。

委託契約ではあまり例が無いとのことであるが、実質的な複数年契約を考慮した公募型プロポーザルを実施し、事業者においても中長期的に質の高い教員を雇用・育成することのできる契約形態も検討してもよいのではないかと考えられる。

これまでは、小学校の英語教育内容の見直しに伴い、英語教育に係るコマ数が増減し、必要となるALTの人数も変化していたため、単年度で契約することには一定の合理性が認められるが、今後は現状のカリキュラムでの教育が想定されるので、そのような観点からも複数年で契約することに不都合はないといえる。

(イ) 帰国・外国人児童生徒 日本語指導員派遣事業

i) 概要

近年の国際化が進展する状況において、海外で現地教育を受けてきた児童生徒の帰国や、研修や就労を目的とした外国人の入国が増えているなか、学校では、日本語の話せない帰国児童生徒や、外国人児童生徒の教育が大きな課題となっている。

そこで、市は、外国語の話せる指導員（以下「指導員」という。）を学校に派遣し、日本語の話せない帰国児童生徒や外国人児童生徒が、日本語による日常会話ができることを目的に、日本語指導を実施する日本語指導員派遣事業を行っている。

市は、学校からの要請を受け、公益財団法人大津市国際親善協会に、当該児童生徒の母語を話すことができる指導員の紹介を依頼し、紹介を受けた日本語指導員を学校に派遣している。

当該事業は、日本語が話せない帰国・外国人幼児児童生徒への日本語指導実施要項（以下「日本語指導実施要項」という。）に基づき、実施されている。

派遣校数：9校（うち、小学校8校（児童のべ16名）、中学校1校（生徒のべ1名））
指導員数：ロシア語1名、中国語1名、インドネシア語1名、タガログ語1名、スペイン語1名、ビサヤ語1名、ポルトガル語2名
謝礼：3,600円／時間（交通費込）
派遣時間数：原則として週2時間×35週。但し、70時間の範囲内で集中指導可能
同（実績）：合計420時間
支出総額（実績）：1,512千円（令和元年度）

ii) 指導員への依頼の承諾について（意見）

市は、公益財団法人大津市国際親善協会から紹介を受けた人材に電話連絡をとり、承諾を得たうえで、指導員及び学校に指導員の依頼文及び通知文を送付している。

指導員への依頼文には、1. 児童生徒氏名、指導言語、時間数、2. 指導依頼期間、3. 指導場所、4. 内容、5. 謝礼が記載されているが、指導員の承諾については、上述のとおり、事前の電話による承諾のみで、文書等では入手していない。

現在依頼している指導員は従来から継続して依頼している指導員が多く、これまでトラブル等は発生していないとのことであるが、今後のトラブル等の回避のため、承諾書を入手することが望まれる。

iii) 指導実績報告書の提出について（意見）

指導員への謝礼は、毎月、指導員の確認印と校長印を押印した指導実績報告書を学校が学校教育課に提出し、それに基づき、当月分を翌月に支払うこととされている。

令和元年度に派遣している指導員の指導実績報告書を閲覧したところ、指導実績報告書が提出されていない月が散見された。それは、指導実績がない場合には、指導実績報告書の提出は要求されていないためであるが、指導員の派遣を受けている学校のうち1校は、実績がない場合も、自ら積極的に、実績なしと記載した指導実績報告書を提出していた。

また、学校教育課では、実績報告書を翌月5日までに提出するように学校に依頼しているが、4月分の指導実績報告書の提出が遅れたため、7月に謝礼が支出されたケースが1件あった。

指導実績について、その状況を適時、網羅的に把握できるよう、指導実績のない月についても、実績なしと記載した指導実績報告書を提出するルールとすることが望ましい。

iv) 指導の計画・評価について（意見）

日本語指導実施要項において、指導内容については、「日本語による日常会話が可能となるよう、当該児童生徒の実情に合わせた日本語指導を行う。ただし、詳細については、学校教育課と指導員が協議の上決定する。」とされている。

指導を効果的に実施するためには、当該児童生徒の実情を踏まえ、指導の計画や方針を決め、指導を有効に行っていく必要があるといえるが、学校教育課では、指導内容については、指導員と学校に任せており、指導の計画を立てて実施されているか把握していない。

また、同要項において、派遣時間数は、原則として週2時間（週2時間×35週＝70時間）とされている。しかし、指導実績報告書を見ると、週2時間の指導が毎月実施できているケースはなく、中には、月に1時間や2時間のみの指導や、年間合計で2時間しか指導できていないケースもあり、そのようなケースでは指導の効果がどれだけ発揮できているのか疑問である。

また、指導の目標についても市では把握されておらず、その評価もなされていない。

指導時間や日時については、指導員を担える人材が少ないこともあり、日本語指導員の都合による面も多いとのことであるが、まずは指導を開始する段階で、各児童生徒のニーズや状況に応じた指導の計画と目標を策定し、その評価をすることで、効果的に進めていく必要があると考える。

(ウ) 小学校外国語活動教材の物品売買契約

i) 概要

本契約において購入する外国語活動教材（テキスト）は、大津市内の全小学校で小学校1年生から外国語学習を行うに当たり、使用するものである。小学校1年生入学時に、全ての児童に対して配付されている。なお、後述のとおり、令和元年度からは貸与されている。

契約金額：5,055,961円（税込み、令和元年度）

納入物：小学校1年生、2年生用テキスト2,986冊（1冊1,700円弱）

業者選定方法：随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に係る随意契約）

ii) テキストについて

市は、テキストを出版している同社と平成27年度～29年度にかけてICTを活用した外国語教育ティーチングメソッドの研究開発を行っている。その成果物として作成された外国語教育に係る指導書（授業の進め方）を作成した際に使用したテキストであり、同指導書に基づき授業を進めるに当たり、本テキストを使用して授業を行うことが有効であることから継続的に使用しているものである。

なお、平成30年度からは、新学習指導要領で使用することとされている文部科学省作成テキストの「We Can!」を小学校3年生～4年生で先行使用しており、また令和2年度からは小学校5年生～6年生で文部科学省検定教科書を使用することとなったことから、現在は小学校1年生～2年生のみで使用することとされている。

また、令和元年度からは、児童に配付するのではなく、貸与する方式に変更しており、小学校2年生が終わった段階で児童から返却を受け、新1年生に貸与することとしている。

iii) 随意契約理由の明記について（結果）

本契約に係る令和元年度の決裁稟議書を確認したところ、随意契約理由が明記されていなかった。随意契約理由としては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるための必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するとのことであるが、決裁稟議書にその旨明記したうえで決裁を受けるべきである。

2. 教員の指導する力と働き方改革

(1) 教員の指導する力

①概要

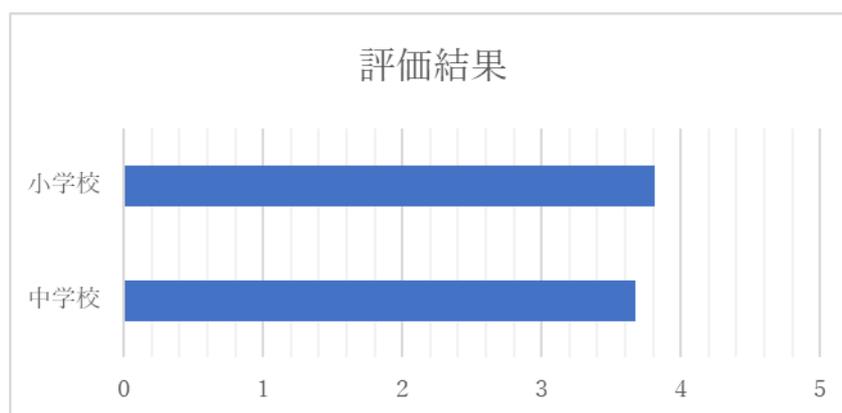
(ア) アンケート調査によるOJTの実施状況と課題点について

市の第3期大津市教育振興基本計画において、「子どもと直接向き合う教員は、自己の崇高な使命や子どもの可能性を開く自主的・創造的な職業であることを深く自覚し、常に研究と修養に努め、自らの専門性の向上を図る必要がある」と記載している。そのため、重点戦略として「子どもと市民に信頼される教職員・学校戦略」を定め、その中の課題事項として「教員の資質向上の課題」を定めるとともに、教員一人ひとりがその指導力の向上を図れるよう様々な取組を計画している。

この点、市は教員の指導力向上の取組として日常的な研修としてのOJTの実践を推進している。

このOJTの実践状況とその効果を確認するために、全校アンケートを行った。アンケート回答内容の要約は以下のとおりである。

【問. OJTの実践状況とその効果を1から5段階で評価してください。】



【問. 評価結果のその理由を記載してください。】

評価点数	その理由
5	<ul style="list-style-type: none"> ・若手教員に対して計画的に研修を行う計画を立て、実行に役立っている。 ・キャリアステージに合わせた研修が計画的に行えている。 ・指導体制の充実につながっている。 ・定期的な研修機会の確保につながっている。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・時間の確保は難しいが、定期的な若手育成に役立っている。 ・定期的なミニ研修を配置し、日々の業務での指導に役立っている。 ・若手教員の学びの良い機会となっている。 ・タイムリーな指導で授業改善に即時性があり、効果が出ている。 ・気軽に相談できる雰囲気づくりに役立っている。
3～2	<ul style="list-style-type: none"> ・交流機会の増加により若手の不安の解消に役立っている。 ・休校等の関係で、うまく実践できていない。 ・業務多忙でなかなか時間がとれないが、交流の良い機会になっている。 ・若手と中堅でペアを作り、相互の学びにつながっている。

【問. OJTの実践における課題と考えている事項を記載ください。】

評価点数	その理由
5	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>実践時間の確保が難しい。</u> ・定期的実施しているが、どこまで効果が出ているのか検証できていない。 ・困難な状況が生じた際に支えあえるチーム体制の構築。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>時間の確保が難しい。</u> ・研修内容の充実 ・手本になる中堅教員が少ない。 ・<u>教員の業務スケジュールが朝の登校対応から始まり、完全下校まで連続的に続いており、その後でしか課題共有等する時間がないため、OJTという形が取りにくい。</u> ・若手比率が高く、OJTに適した環境になりにくい。 ・全学年単級の小規模校では指導方法の共有が難しい。 ・働き方改革とのバランスのとり方（超過勤務ができないため）。 ・<u>実際の授業での児童への関わり方や向き合い方は実際の授業の場でしか生じないことが多いが、その瞬間を共有して指導できる環境は生じにくい。</u>
3～2	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>時間の確保が難しい。</u> ・学年が異なる教員でペア形成すると、OJT活動を行う時間が取りにくい。 ・何に困っているのか、情報の吸い上げが難しい。

市は、教員が日々の様々な対応業務に追われ、自らの教育実践を振り返るとともに新しい教育課題への対応等、自らの専門性の向上を図るために学び続ける時間を見出すことが難しい現状があることが、教育の資質向上の課題であると考えている。

アンケートの回答結果も同様の結果となっており、OJTの推進により教員間のコミュニケーションの促進や情報交換の機会の増加、研修計画の策定・実行により一定程度の効果を実感しつつも、それを実践するための時間の確保が難しい、という回答が得られている。

(イ) 研修の受講対象者

市は、中核市として教職員の研修権を有している。市は教職員に必要な専門性向上のための知識や技能の習得とともに、法令順守やマネジメント力、調整力等の総合的な人間力を高める研修を市の実態や課題に即し体系的に行っている。

この研修については教育公務員特例法第21条第2項において以下のように定められている。

教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校の校長及び教員（臨時的に任用されたものその他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（出典：「教育公務員特例法」より抜粋）

教員には正規教員である教諭のほか臨時的に任用されたものである講師が含まれる。同項に定める研修については教育公務員特例法においては正規教員である教諭を対象として規定している。

	正規雇用の有無	雇用形態	名称
教員	有	常勤	教諭
	無	常勤	常勤講師 (臨時的任用者)
	無	非常勤	非常勤講師

この点、新卒大学生が常勤講師として現場に赴任し、クラスの担任を持つこともあるため、市では臨時的任用者を対象とした研修を実施している。これら

はスキルアップ研修の中に区分されており、希望研修の範疇に入るため、学校長判断により受講するかどうかが決定されている。

初任者研修の詳細なカリキュラムについては下記のとおりである。

初任者研修（小学校 ①・②班）

目的	教員としての使命感と責任感を養い、授業力や生徒指導力、学級経営力、コミュニケーション力等の実践的指導力を育成する。また、本市教育の課題を把握し、その課題に対応できる指導力の育成を図る。			
対象	小学校新規採用教員			
回	日時	研修内容(形態)	講師	会場
1	①② 4/1(水) 13:30～16:30	◇開講式 ◇教職員の服務と関係法規 ◇初任者研修について ・初任者研修の概要 ・オリエンテーション	センター所長 教職員室員 センター所員	市役所 新館 大会議室
2	①4/21(火) ②4/23(木) 9:30～16:30	◇社会人としてのマナーと接遇の実際(講義・演習) ◇大津市の教育方針と課題(講義) ◇人権教育の推進1 ・大津市における人権教育	学識経験者等 学校教育課員 学校教育課員	大津市 教育 センター
3	①5/12(火) ②5/14(木) 9:30～16:30	◇授業づくり1<授業の基礎・基本>(講義・演習) ・大津市の子どもの学力の現状と課題 ・めあての提示とふりかえりの実施 ◇地域に学ぶ研修について ◇幼稚園実習について(説明) ◇情報教育(講義・演習) ・情報セキュリティポリシー	学校教育課員 センター所員 センター所員	大津市 教育 センター
4	①5/26(火) ②5/28(木) 9:30～16:30	◇メンタルヘルス(講義・演習) ◇授業づくり2<国語科の指導と実践から1> (授業参観・研究協議) ・授業実践の実際	学識経験者等 滋賀大学 教育学部附属 小学校教諭	大津市 教育 センター 滋賀大学 教育学部 附属小学校
5	①6/9(火) ②6/11(木) 9:30～16:30	◇生徒指導力の向上といじめ問題への対応 (講義・演習) ・大津市の生徒指導の現状と課題 ・保護者、地域、関係機関との連携 ◇授業づくり3<道徳科の指導と実践から1> (授業参観・研究協議) ・授業実践の実際	児童生徒支援課員 教諭等	市立 小中学校 ※会場については別途連絡する。
6	①6/23(火) ②6/25(木) 9:30～16:30	◇授業づくり4<特別活動の指導と実践から> (講義・演習) ・特別活動の意義、学級経営、教室経営の在り方 ◇大津市の子どもの体力の現状と課題(講義) ◇特別支援教育(講義・演習) ・大津市の特別支援教育 ・特別な支援を要する子どもへの理解と支援	教諭等 学校教育課員 やまびこ総合支援 センター職員 教育相談センター 所員	大津市 教育 センター
7	①② 7/22(水) 9:30～16:30	◇保幼小中の連携(講義・演習) ◇野外活動研修のあり方(講義・実技)	センター所員 葛川少年自然の家 所員	大津市 教育 センター 他
8	①② 7/30(木) 9:30～12:30	◇授業づくり5<算数科の指導と実践から1> (講義・研究協議) ・学習指導の視点と実際	滋賀大学 教育学部附属 小学校教諭	滋賀大学 教育学部 附属小学校

9	①10/6(火) ②10/8(木) 9:30～16:30	◇授業づくり6<学級経営の指導と実践から> (講義・研究協議) ・2学期からの学級経営	教諭等	大津市 教育 センター
		◇人権教育の推進2(講義・演習)	大学教授等	
10	①10/27(火) ②10/29(木) 9:30～16:30	◇授業づくり7<道徳科の指導と実践から2> (講義・研究協議) ・道徳教育の意義と指導内容 ・資料研究	大学教授等	大津市 教育 センター
		◇授業づくり8<国語科の指導と実践から2> (講義・研究協議) *担当学年の教科書を持参すること	教諭等	
11	①11/10(火) ②11/12(木) 9:30～16:30	◇児童生徒理解と教育相談の進め方(講義・演習) ・教育相談センターの役割 ・教育相談の進め方と実際	教育相談センター 所員	市立 小中学校 <small>※会場等については別途連絡する。</small>
		◇授業実践の実際(講義・授業参観・研究協議) ・初任者の授業	教諭等 センター所員	
12	①11/17(火) ②11/19(木) 9:30～16:30	◇消費者教育の推進(講義・演習) ◇授業づくり9<生活科・社会科の指導と実践から> (講義・演習)	学識経験者等 教諭等	大津市 教育 センター
		◇授業づくり10<理科の指導と実践から> (講義・演習)	科学館員	
13	①1/19(火) ②1/21(木) 9:30～16:30	◇地域に学ぶ研修を終えて ◇学校徴収金等について	センター所員 学校事務職員等	大津市 教育 センター
		◇授業づくり11<算数科の指導と実践から2> (講義・研究協議) ・学習指導の視点と実際 *担当学年の教科書を持参すること	教諭等	
14	①2/2(火) ②2/4(木) 9:30～16:30	◇授業づくり12<外国語活動の指導と実践から> (講義・研究協議) ・学習指導の視点と実際	教諭等 学識経験者等	大津市 教育 センター
		◇食に関する指導の進め方(講義・演習) ◇防災教育と安全教育(講義・演習) ◇研修と自己成長(講義・研究協議)	栄養教諭等 市役所関係職員等 センター所員	
15	①2/16(火) ②2/18(木) 9:30～16:30	◇アンガーマネジメント(講義・演習) ◇2年次に向けて(説明)	教育相談センター 所員 センター所員	大津市 教育 センター
		◇信頼される教師を目指して(講話) ◇未来への展望 ◇閉講式	校長 センター所長 センター所員	
幼稚園実習 6月～11月 ※夏季休業中は除く		幼稚園の教育実践から学ぶ(講義・保育参観・実習) ・幼児教育について	園長 教諭	市立 幼稚園
地域に学ぶ 6月～11月		地域に触れる体験(訪問・講話・参観・実習 等)		各施設 等
[選択研修] (半日) 5月～2月末		教科等領域別研究会等に1回以上参加する。 (研究会の全体会・授業研究会・夏季公開研修講座等) ※できる限り授業研究会に参加することが望ましい。 ※開催日時等については、OIE-NET教職員向けWebページ「教科等領域別 研究会 開催情報」にて確認すること。		市立 小中学校

(出典：「大津市ホームページ」より抜粋)

他方、臨時的任用者が受講する研修のカリキュラムは以下のとおりである。

臨時的任用教員研修（小・中学校）

目的	教員としての使命感と責任感を養い、教育活動に必要な基礎的・基本的技能の習得を図り、実践的指導力を育成する。また、市の生徒指導の現状や課題を把握し、事例等を通して生徒指導力の育成を図る。
対象	校長が受講を希望する臨時的任用教員〔小・中〕

回	日時	研修内容(形態)	講師	会場
1	6/2(火) 14:00～16:45	◇開講式 ◇生徒指導力の向上といじめ問題への対応 ◇授業づくり<授業の基礎・基本> ・天津市の子どもの学力の現状と課題 ・めあての提示とふりかえりの実施	センター所長 児童生徒支援課員 学校教育課員	天津市 教育 センター
2	小学校 7/30(木) 9:30～12:30	◇授業づくり<算数科の指導と実践から> (講義・研究協議) ・学習指導の視点と実際	滋賀大学 教育学部附属 小学校教諭	滋賀大学 教育学部 附属小学校
	中学校 7/30(木) 9:30～12:30	◇授業づくり<教科別研修>(講義・研究協議) ・授業実践における工夫 ・評価のあり方 ・模擬授業等	教諭等	天津市 教育 センター
3	11/26(木) 15:00～16:45	◇特別支援教育(講義・演習) ◇閉講式	やまびこ総合支援 センター所員 センター所長	天津市 教育 センター
[選択研修] (半日×1回) 7月～10月		<input type="checkbox"/> 「教師の心と技を磨く研修1～4」 <input type="checkbox"/> 「教師の心と技を磨く全体研修会」		左記から 1つ選択

(出典：「天津市ホームページ」より抜粋)

初任者研修としては18日の枠が用意されているが、臨時的任用教員研修は4日程度であり、その量にも大きな差がある。

また、正規教員の初任者研修には、後補充が制度上担保されており、初任者研修に出席する際の不在時に代替りの教員を手配することができ、教員の空白が生まれないように研修環境が整備されている。一方で、新任の講師が臨時的任用教員研修を受ける際はこのような後補充は確保されておらず、学校の自己負担で研修を受ける体制を準備する必要がある。

(ウ) 教員の年齢構成の推移

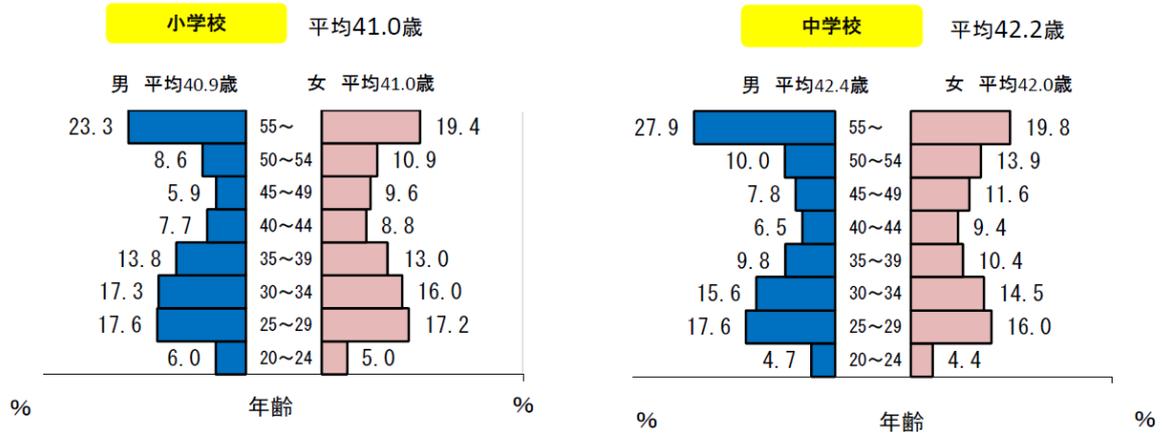
市独自の教員の年齢構成は管理されていないため、滋賀県全体の公立学校教員の年齢構成で見た変化は以下のとおりである。

上段は令和元年5月1日現在の年齢構成で、下段は10年前の平成21年5月1日現在の年齢構成となっている。

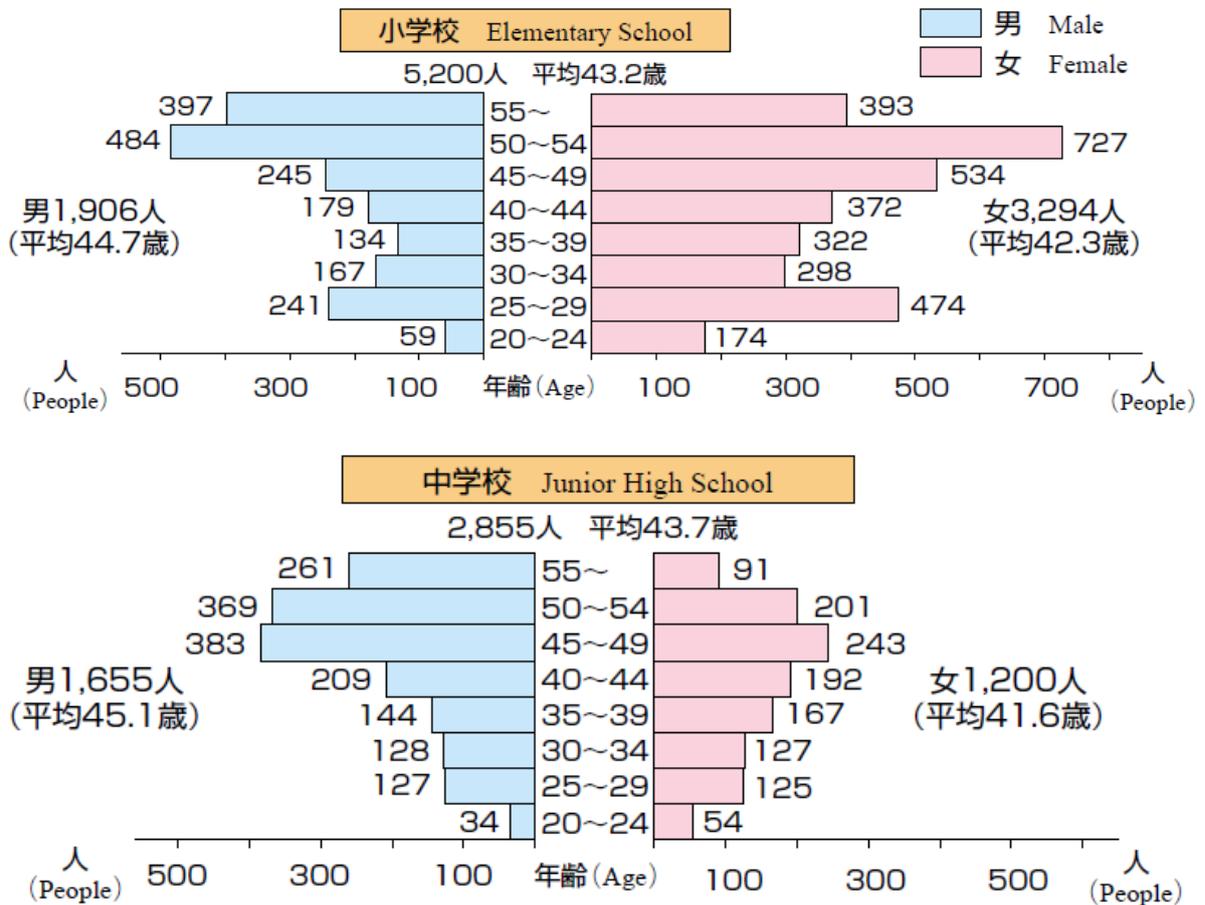
公立学校教員の年齢構成

(令和元年5月1日現在)

男
女



公立学校教員の年齢構成 (平成21年5月1日現在)



(出典：「リーフレット 滋賀の教育」より抜粋)

第2次ベビーブーム世代が学齢期に達した昭和50年代、児童生徒の増加に対応するため大量の教員が採用された。その影響でその後の採用人数は減少していたが、現在この層が定年退職を迎えており、その穴埋めのため新規採用の増加が生じている。

その結果、現在の教員の年齢構成は50歳以上のベテラン教員が約3割、35歳未満の若手層教員が約4割となっており、中堅のミドルリーダー層、特に40代の教員が極端に少ない年齢構成となっている。

今後、数年で55歳以上の年齢層の教員が退職すると、教員の平均年齢は大きく低下してくることが予想される。

ミドルリーダー層の教員は学校全体のマネジメントへの関与が期待されるとともに、学年の主任クラスとして若手とベテランの仲介役や学年の取りまとめ等多忙である。若手教員が増えることでOJT等若手の指導役も期待される。この多様な期待のあるミドルリーダー層の数が極端に少ないことは学校運営上大きな課題となる。

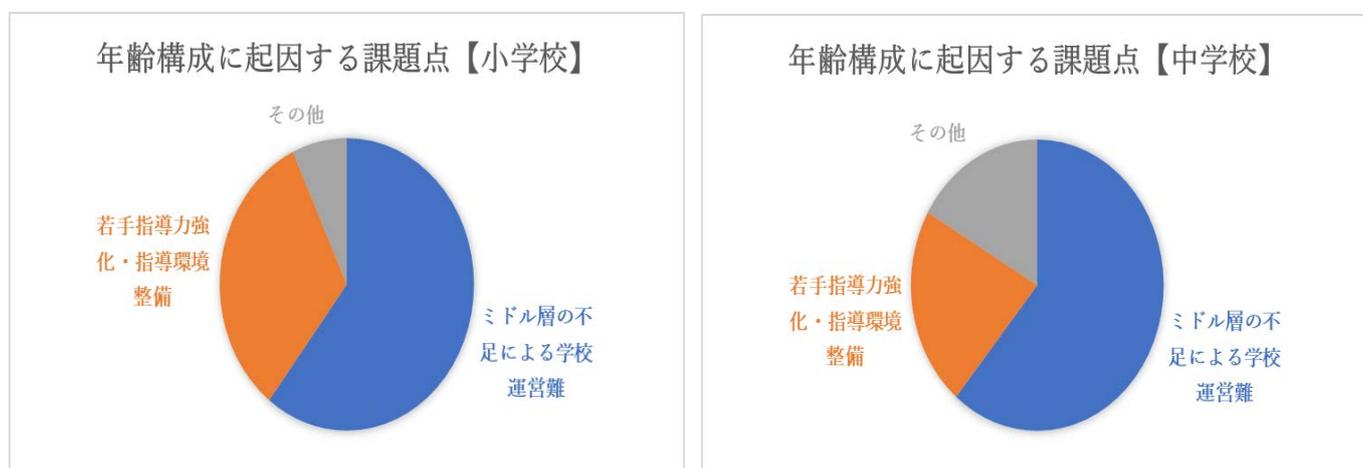
(エ) アンケート調査による年齢構成の問題点の把握

全校アンケートの中で「現況の教員の年齢構成について、課題・問題となる事項」について自由記載形式での質問を行った。

自由記載形式の質問であるため、回答内容を包括外部監査人の判断で割り振りを行ったうえで、回答内容の割合を把握すると下記のとおりであった。

(注：振り分け不可のものは該当項目全てに1票あったものとして集計している。)

図のとおり、集計結果は小学校、中学校とも似た傾向があり、約6割の学校がミドル層不足による学校運営難を指摘し、約3割の学校が若手指導力強化・指導環境整備の必要性を指摘している結果となった。



アンケートで回答された内容を要約すると以下のとおりである。

課題点	具体的内容
ミドルリーダー層不足による学校運営難	40代教員が極端に少なく、学校全体を引っ張っていく存在の不足
	ミドルリーダー不足による若手牽引できる人、目標となる人の不足
	ミドルリーダー不足による、若手指導時間の不足
	若手とベテランのつなぎ役の不足
若手指導力強化・指導環境整備	ミドル層への業務負荷集中
	毎年新任教員が赴任すること・ベテラン層の退職による学校全体の指導力の低下 ⇒指導力の承継が急務
	ミドルリーダー多忙によるOJT時間の確保の困難
	保護者の支援・連携の際の経験不足
	若手のみでの試行錯誤による超過勤務の増加

上記課題を両方合わせて記載している内容も多くみられた。ミドルリーダー層の不足により、ミドルリーダー層の業務負荷が大きくなり、その影響を受けて、若手教員への指導時間の十分な確保が難しくなっている、という点はその代表である。人員構成がアンバランスになることにより、学校運営には様々な困難が生じているということが実際の声として確認することができた。

②実施した監査手続

- ・教員の指導する力と教員の質と量の確保について概要を把握するために関連資料の閲覧及び担当課への質問を実施した。
- ・市の公表物等の内容を分析し、市の分析内容の妥当性及び施策内容の有効性を検討した。
- ・全校アンケートを実施し、現場の実態の把握を行った。

③結果及び意見

(ア) 講師の研修機会の充実の必要性（意見）

教育公務員特例法第21条第2項において正規教員に対する研修を実施しなければならない旨は定められているが、臨時的に任用されたものである講師についてはその限りではない。

全ての講師の指導力が問題となるわけではないが、新卒者や現場経験の無い者が講師として現場に赴任することもあるため、講師についてもその実践的指導力は一定程度のものが要求される。教育公務員特例法が講師についての研修を義務付けているわけではないが、こうした講師についても正規教員同様に担

任を持ち、教壇に立つ以上、教育を受ける側にとって両者の違いはなく、教育の質のレベルを一定以上に保たれていることが期待されている。

この点、市は臨時的任用教員研修を用意し、その指導力の向上を図る施策を実施している。しかし、臨時的任用教員研修では研修受講中の欠員補充が行われないため、実際に講師を臨時的任用教員研修に参加させるには一定のハードルがある。実際、小規模の学校では新任の講師のフォローアップをしきれないため、新任の講師の受け入れは難しい、という意見も全校アンケートや学校現地調査の中で確認できた。

ベテラン教員の大量退職に伴う若手教員の割合の増加という状況や、教諭（正規教員）に対する講師（臨時的任用職員）の割合が増加している状況も鑑みると、講師の研修機会の充実を図る必要がある。時間的余裕の確保を通じて学校長が講師を研修に送り出しやすくするとともに、講師に対する研修のフォローアップ体制の構築が求められる。

（イ）WEBを活用した研修環境の整備（意見）

現状、全教員必修の研修は無いが、大津市教育振興基本計画の内容や全国学力・学習状況調査結果の概要及びその対策等は全教員が理解し、教育の現場に生かすべき事項である。また、優良と認められる授業の内容・やり方等は教員の指導力向上に期待できるものであり、全教員が確認するに足る情報であると考えられる。

こうした全教員が知るに足る情報はその内容を研修として整理し、それを録画することで、教員共有システム上に公開する等の方法で全教員がいつでも、何度でも視聴できる環境を整備することができる。そうすることで、各教員のスケジュールを調整する必要なく、全教員が受講可能な研修を準備することができる。モデルとなる授業を何度でも視聴し、より深度ある授業研究を行うことも可能となる。また、こうした録画研修等を活用することで、へき地でも、小規模校でも多様な研修や考え方に触れる機会を提供できる点も期待できる。

現状の市のシステム環境では上記を実現することは難しいようであるが、今後のICTの活用はもっと推進されていくことは明らかであり、教員の研修環境についてもそういった環境変化を踏まえた対応を検討していくことが必要である。

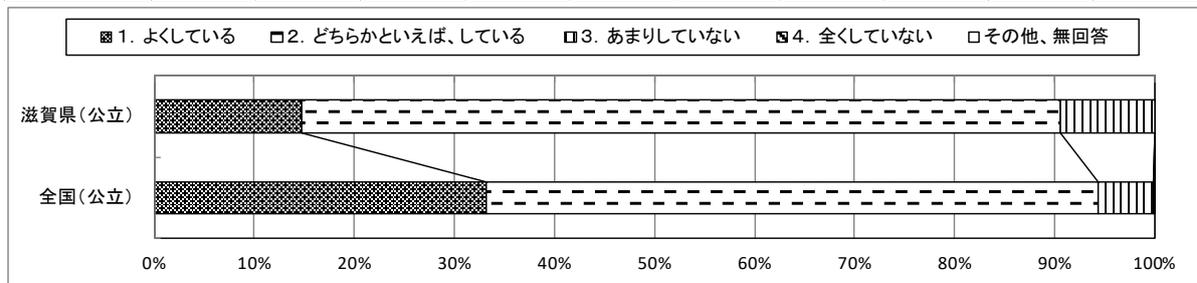
(ウ) 研修の重要性の再認識と受講機会の確保（意見）

全校アンケートを実施した結果、様々な対応業務に追われ時間の確保が難しいことや、教員の年齢構成の不均衡からミドルリーダー層への業務負荷の集中、日々のOJTによる研修の実施への弊害という問題が生じており、その結果として、これまでの経験知や優れた指導技術等の伝承に課題が生じ、学校運営そのものの困難さが顕在化していることが確認できた。

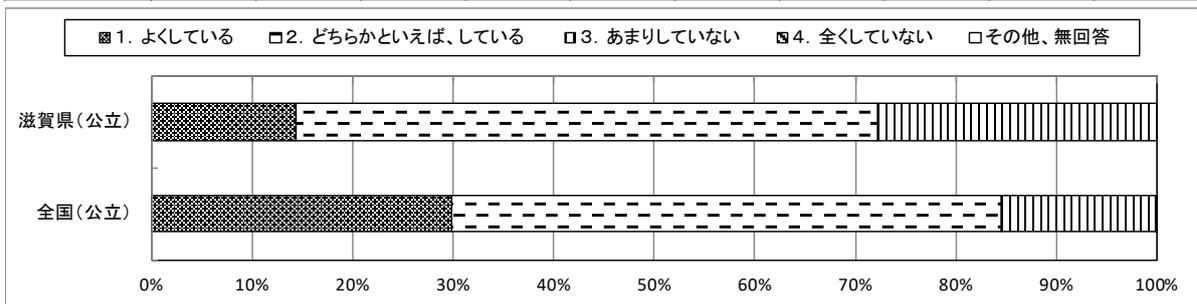
また、平成31年度（令和元年度）の学校質問紙調査の回答の中に下記の項目が含まれている。

上段は小学校、下段は中学校の質問紙調査の結果の抜粋である。

質問番号	質問事項									
(27)	教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させていますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
滋賀県(公立)	14.8	75.8	9.4	0.0						0.0
全国(公立)	33.2	61.2	5.5	0.0						0.1



質問番号	質問事項									
(27)	教員は、校外の教科教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加していますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
滋賀県(公立)	14.4	57.7	27.8	0.0						0.0
全国(公立)	29.9	54.6	15.3	0.1						0.1



(出典：「国立教育政策研究所ホームページ」より抜粋)

この質問項目では、教員の研修活動への参加状況や活用状況を示しており、滋賀県の肯定的な回答の割合は小学校、中学校とも全国平均より低いものとなっている。市についても同様の傾向があることを教育委員会へのヒアリングにより確認しており、市にも同様の課題があるといえる。

もちろん校内での研修で対応している場合もあるため、一概に悪いと断定できるものではないが、校内においても研修の時間の確保に苦勞している現状があることは全校アンケートでも確認したとおりである。

教員の学校教育の実践的専門家としての力量は、日々の教育実践や教員自らの研究と修養により向上するものであるため、今一度研修の重要性を再認識し、研修の受講機会の拡充を図る必要がある。個々の教員については、日々の事務手続のわずかな見直しや運用方法の変更等で研修時間の確保を図り、教育委員会はその実現を図るべく、教員のサポート及び仕組みの改定等を推進し、相互に協力してより良い研修環境を整備していくことを期待したい。

(エ) 若手教員の指導力強化に向けた取組（意見）

経験豊富なベテラン教員の大量退職に伴い、若手教員の採用が多い年が続き、教員の年齢構成の不均衡な状況が続くことが想定される。ミドルリーダー層となる40代前後の教員は全国的に不足しており、この層の教員を今後増やすことは難しい。

そのため、今後の学校運営を支えていくのは若手教員であり、若手教員に対する学校文化の承継、教育ノウハウの伝授が喫緊の課題である。

教員は皆授業を行っているため、若手教員が実際に指導している現場でリアルタイムに指導することは難しく、また、実際に対応しているところを見せることも困難で、ここに教育現場のOJTの課題がある、という現場の声が全校アンケートの中に見られた。

例えば、退職した教員に若手教員の指導を依頼し、実際に授業の様子をモニタリングし、適時助言指導を行う、ということや授業の様子を映像として記録し、録画内容を事後に確認することで事後フォローアップを行う、といったことも考えられる。

リソースは限られているが、若手教員の指導力向上が今後の教育現場の要となることから、若手教員はこの状況を理解し、自己の指導力の絶えまぬ研鑽を遂行するとともに、教育委員会は若手教員の育成にこれまで以上に注力し、研修体制の整備、業務環境の改善等を図ることを期待したい。

(2) 働き方改革

①実施した監査手続

- ・勤務時間の管理状況について担当課に対して質問を行った。
- ・学校現地調査において、勤務時間の管理状況について質問及び証憑閲覧を行った。

②結果及び意見

(ア) 勤務時間の管理・集計

i) 客観的方法による労働時間管理の徹底（意見）

第2. 監査対象の概要4. 教員の指導する力と働き方改革の項で記述したとおり、校長や教育委員会等は、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に従い、客観的方法等により勤務時間の管理をすべきとされている。

実際、長時間勤務を減少あるいは削減するためには、その前提として勤務時間の適正な把握・管理が必要であることは言うまでもない。

下記の文部科学省「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」によると、全国的には、都道府県単位では、①（ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している）66.0%、②（校長等の現認により客観的に把握している）12.8%、③（庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している）36.2%、④（③以外の方法による本人からの自己申告により把握している）2.1%となっており、市区町村単位では、①47.4%、②19.1%、③35.3%、④11.0%となっている。なお、これらは複数回答のため、合計が100%を超えている。

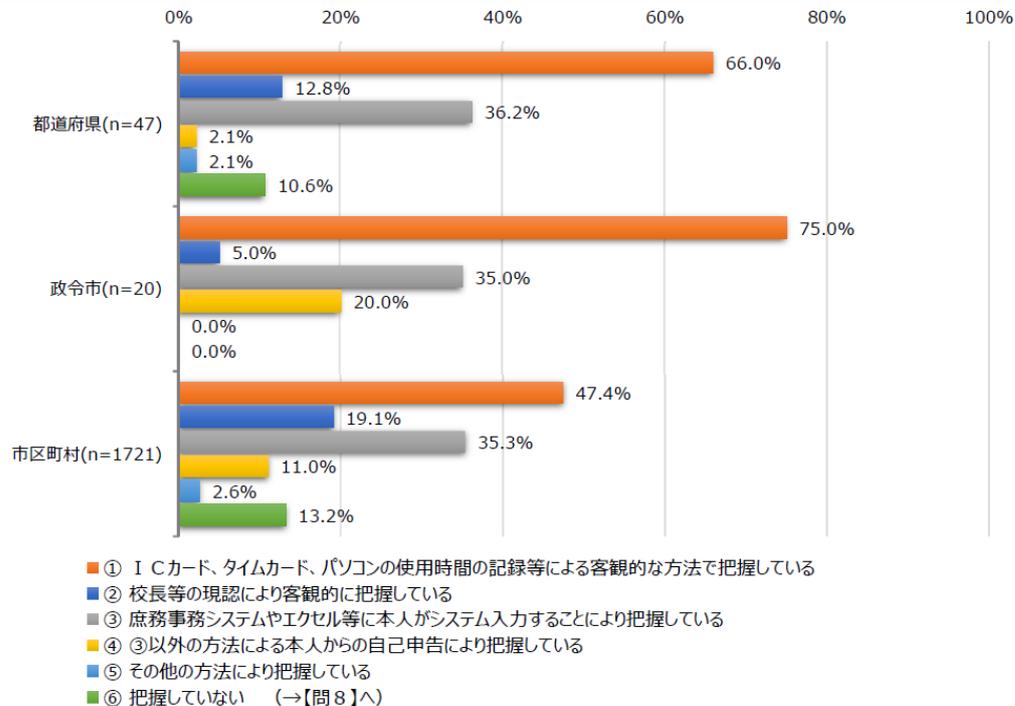
調査項目 1. 教育委員会における教職員の勤務実態の把握

【問1】域内の学校における「在校等時間」等※の把握の方法について、該当するもの（複数回答）

※「在校等時間」等：公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日：文部科学省）（以下「上限ガイドライン」）に定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会が把握している時間を想定。）

※参考…働き方改革推進法による改正（平成31年4月1日施行）後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による労働時間の状況の把握が事業者の義務とされたことを踏まえ、文部科学省が策定した上限ガイドラインにおいて、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測することとしている。

	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1721)
件数			
① ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している	31	15	816
② 校長等の現認により客観的に把握している	6	1	328
③ 庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している	17	7	608
④ ③以外の方法による本人からの自己申告により把握している	1	4	190
⑤ その他の方法により把握している	1	0	44
⑥ 把握していない（→【問8】へ）	5	0	228
割合			
① ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している	66.0%	75.0%	47.4%
② 校長等の現認により客観的に把握している	12.8%	5.0%	19.1%
③ 庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している	36.2%	35.0%	35.3%
④ ③以外の方法による本人からの自己申告により把握している	2.1%	20.0%	11.0%
⑤ その他の方法により把握している	2.1%	0.0%	2.6%
⑥ 把握していない（→【問8】へ）	10.6%	0.0%	13.2%



（出典：「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」より抜粋）

市では、パソコンの電源ON、電源OFFを基準に勤務時間を管理し、並行して各教職員に超過勤務申告書を作成・提出させている。

これは、パソコンの電源ONが教職員の勤務開始時間と連動しておらず、学校の始業時間が教職員の勤務開始時間と固定されているため、始業開始までの朝の勤務時間がデータ上認識されないほか、土日の勤務や持ち帰り時間もデータ

上管理できないことから、自己申告により勤務時間の管理を補充しているものである。

このように、市では、パソコンの使用時間の記録とエクセル等に本人がシステム入力する方法を併用して教職員の勤務時間を管理しているが、自己申告制はあくまで例外的に認められる方法であって、原則的には客観的方法等による勤務時間管理が求められていることから、パソコンの使用時間の記録等といった客観的方法による勤務時間の管理を徹底することが望まれる。

また、市が自己申告制併用を続ける場合であっても、前述のとおり、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」では、自己申告による場合にいくつかの事項を求めており、当該事項を遵守する必要がある。

ii) 持ち帰り時間の把握及び縮減に向けた取組（意見）

現在、市では、持ち帰り時間を超過勤務申告書に記入させているが、実態に合致していない可能性がある。

「天津市立学校園の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」では、「持ち帰り業務が行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取り組みを行うこと。」とされている。

この点、個人情報携出簿上、資料等を持ち帰っている教職員については自宅で業務を行っていると思われるが、それに比して明らかに超過勤務申告書上の持ち帰り時間が短い等といった場合、同方針に従って、実態把握を行うとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を行うことが必要と考えられる。

iii) 教育委員会への集計報告方法の改善について（意見）

各学校は、教育委員会に対して、3か月毎に教職員の勤務時間等を報告することとされているが、これは、基本的には、教育委員会からの要請に従い、パソコンの使用時間の記録に基づいた勤務時間に、超過勤務申告書上の朝の超過勤務時間と土日祝日の勤務時間を併せたものを集計して報告している。

しかしながら、超過勤務申告書上の朝の超過勤務時間と土日祝日の勤務時間については、教職員が作成した超過勤務申告書を手作業で集計しており、それなりに負荷がかかっているようである。

また、手作業で個別集計するのが負担ということもあり、パソコンの使用時間の記録による勤務時間合計に、朝の超過勤務時間及び土日祝日の勤務時間の

過去平均時間を合算している学校も見受けられたが、この方法では勤務時間の実態に合致しておらず、適切に管理しているとは言い難い。

この点、例えば、超過勤務申告書のデータを自動的に集計できるようなプログラムを組んで各学校に配布する等、各学校における超過勤務時間の集計・報告の負担・負荷を軽減する工夫が望まれるところである。

(イ) 長時間勤務の原因分析、改善に向けた取組（意見）

教職員の多忙さが深刻な問題となっており、長時間労働という問題が顕在化している。

下記の「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」によると、全国的には、直近の令和元年6月分では、小学校の教職員は、①（45時間以下）46.7%、②（45時間超～80時間以下）40.1%、③（80時間超～100時間以下）10.1%、④（100時間超）3.1%となっており、45時間超が過半数を超えている。

また、中学校の教職員は、①33.3%、②39.1%、③16.2%、④11.3%となっており、45時間超が3分の2を超えており、100時間超も1割を超えている。

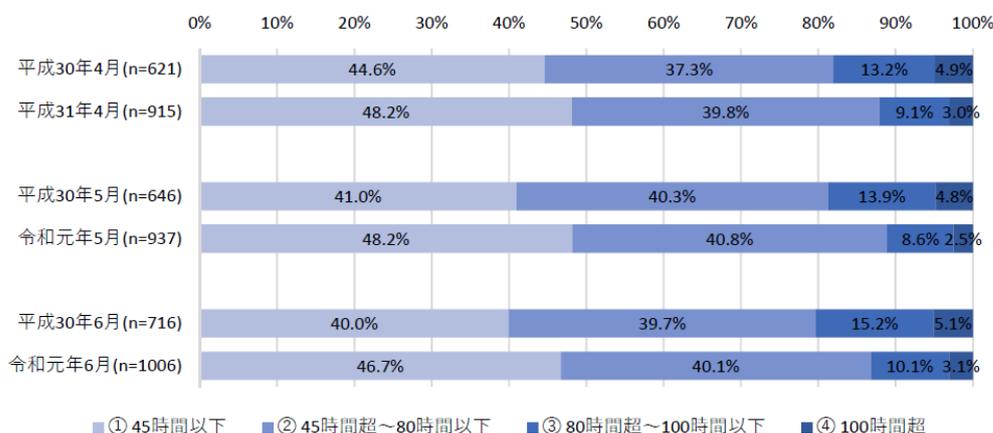
ちなみに、小学校、中学校ともに、平成30年分（4～6月）よりも令和元年分（4～6月）が①45時間以下、②45時間超～80時間以下の両方の項目で増加している一方、③80時間超～100時間以下、④100時間超の両方の項目で減少している。

【問3-1～3、6～8】域内の学校における教職員の、令和元年度及び平成30年度の4～6月の各月について、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間（参考値）

- ※ 問2で①と回答した場合はすべての学校の状況を、②の場合は、把握している学校のみ状況を回答
- ※ 回答時点において、教育委員会にデータが集約されておらず、各学校に確認しないと回答できない場合については、回答不要とした。
- ※ 今年度はプレ調査として実施したため、全数調査ではなく、あくまでも詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会（= n 値）の回答のみをもとに算出したもの
- ※ 回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの
- ※ 集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみデータであるため、あくまでも参考値として整理

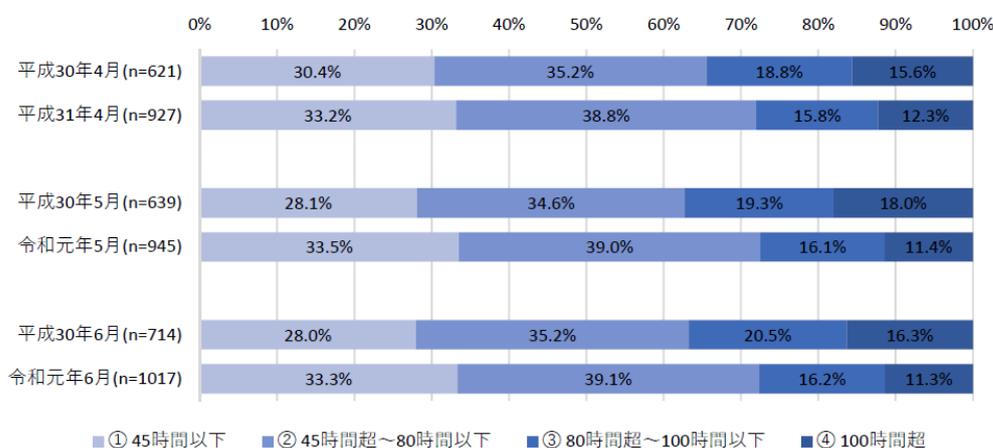
小学校（義務教育学校前期課程含む）

	平成30年4月 (n=621)	平成31年4月 (n=915)	平成30年5月 (n=646)	令和元年5月 (n=937)	平成30年6月 (n=716)	令和元年6月 (n=1006)
平均割合						
① 45時間以下	44.6%	48.2%	41.0%	48.2%	40.0%	46.7%
② 45時間超～80時間以下	37.3%	39.8%	40.3%	40.8%	39.7%	40.1%
③ 80時間超～100時間以下	13.2%	9.1%	13.9%	8.6%	15.2%	10.1%
④ 100時間超	4.9%	3.0%	4.8%	2.5%	5.1%	3.1%
回答者数(n)	621	915	646	937	716	1,006



中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程含む）

	平成30年4月 (n=621)	平成31年4月 (n=927)	平成30年5月 (n=639)	令和元年5月 (n=945)	平成30年6月 (n=714)	令和元年6月 (n=1017)
平均割合						
① 45時間以下	30.4%	33.2%	28.1%	33.5%	28.0%	33.3%
② 45時間超～80時間以下	35.2%	38.8%	34.6%	39.0%	35.2%	39.1%
③ 80時間超～100時間以下	18.8%	15.8%	19.3%	16.1%	20.5%	16.2%
④ 100時間超	15.6%	12.3%	18.0%	11.4%	16.3%	11.3%
回答者数(n)	621	927	639	945	714	1,017



（出典：「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」より抜粋）

市では、令和元年度の教員1人当たり月平均超過勤務時間は、小学校37校全てで45時間以下であり、その平均値は26.0時間であった。

また、中学校18校のうち、17校で45時間以下、1校が45時間超であり、その平均値は33.9時間であった。

このように、市の小学校、中学校いずれも、超過勤務時間が全国平均と比べても比較的少ないものと思われるが、長時間勤務が教員の教える力を低下させてしまう可能性に鑑みると、さらなる長時間勤務の削減が望まれる。

なお、その前提として、教職員の長時間勤務の原因を分析して改善につなげるためにも、どの業務にどの程度の時間がとられているか、また、どの業務が負担になっているか等といった分析が必要と思われる。

超過勤務時間の削減に向けては、学校支援システム（校支援）等のICTを活用した業務の効率化・省力化、教職員の業務の平準化のほか、現在、配置を拡充しているSSS（スクールサポートスタッフ）の有効な活用等が考えられる。

（ウ）働き方改革に向けた教職員の意識改革、教育・研修の充実（意見）

概要でも述べたように、教職員の多忙さが深刻な問題となっており、長時間労働という問題が顕在化しているが、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」でも「教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教師人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的」であるとされており、働き方改革を通じて教員の教える力を高め、それにより児童・生徒の学ぶ力も高まるという関係にあると考えられる。

この点、子どものためという使命感に基づき、長時間勤務を厭わないという考えがあるかもしれないが、同答申の「はじめに」で、「‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならないものである。」とされているように、働き方改革は子どものためにもなるという意識改革が必要であり、そのためにも教職員への研修等を通じた啓蒙が望まれる。

ところで、下記の「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」によると、全国的には、管理職については、都道府県単位では、①（既に実施した又は実施中）は93.6%であり、大半が既に実施した又は実施中であるのに対して、市区町村単位では、既に実施した又は実施中が半数に満たない状況であり、②（実施に向けて検討中）と③（特に取り組んでいない、取り組む予定はない）の合計が過半数となっている。

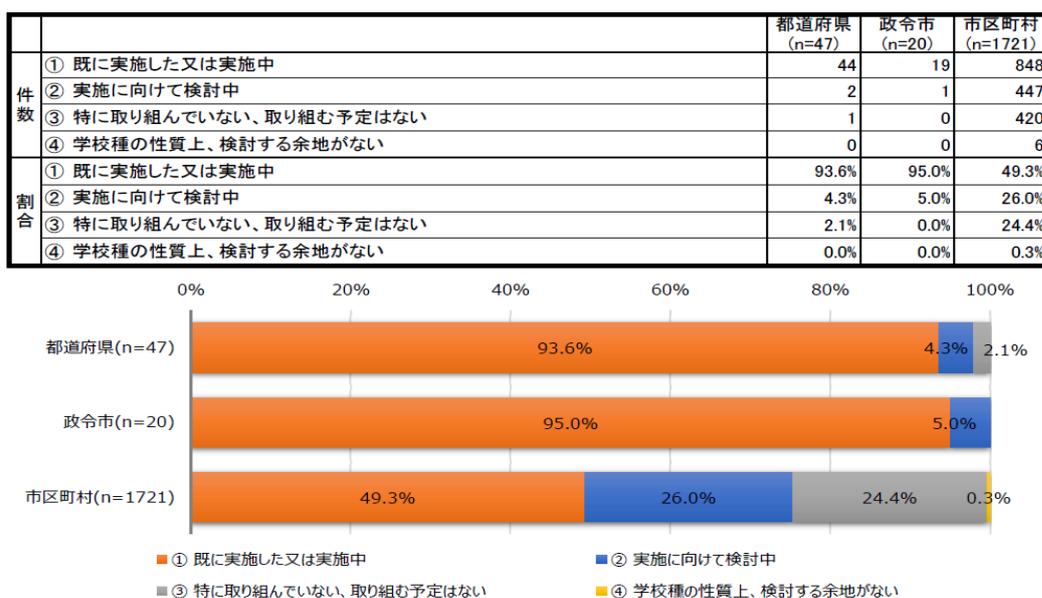
また、管理職以外の教員等については、都道府県単位では、①が63.8%と大きく下がっており、市区町村単位では、①が20.7%とさらに大きく下がり、②及び③がいずれも約4割となっている。

調査項目 2. 教育委員会における具体の取組状況

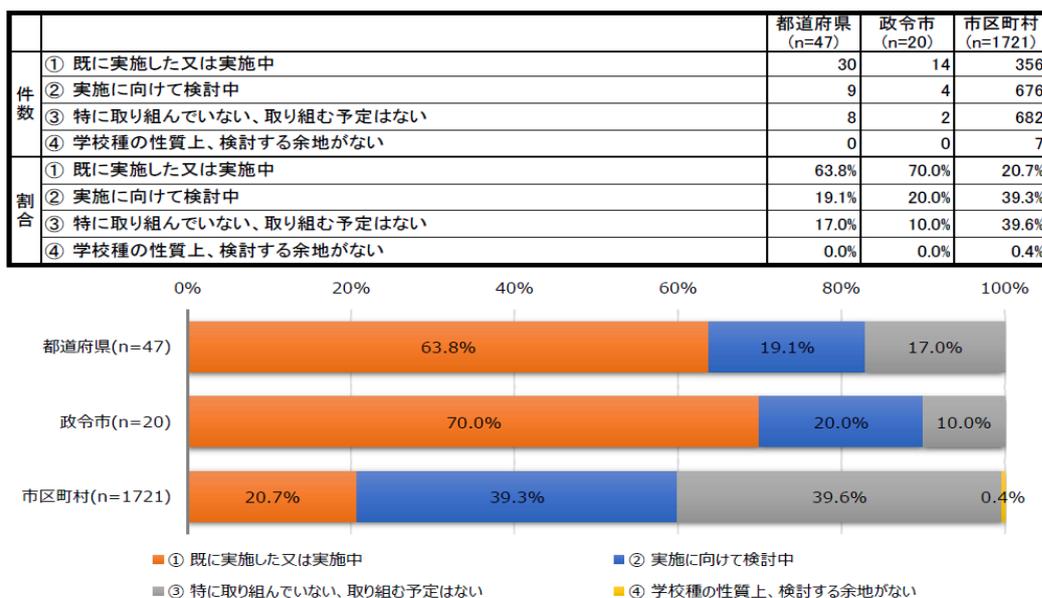
【問 1】取組状況

分野別 1：推進するための枠組みや体制がどれだけ整備できているか

分野1-⑦管理職に対して、働き方改革に関する研修を実施している



分野1-⑧管理職以外の教員等に対して、働き方改革に関する研修を実施している



(出典：「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」より抜粋)

市では、管理職だけでなく、管理職以外の教職員に対しても働き方改革に関する研修を実施しているが、引き続き研修を続けるとともに、その内容をさらに充実・改善させる取組が望まれる。

(エ) 教職員に対する面接指導の有効化対策（意見）

「長時間労働を行った大津市立小中学校教職員に対する面接指導等実施要項」に従って平成30年度及び令和元年度における面接指導を受ける必要があると判定された人数のうち、面接指導を希望した人数の割合は以下のとおりであった。

	平成 30 年度		令和元年度	
	面接指導を受ける必要があると判定された人数	面接指導を希望した人数（割合：%）	面接指導を受ける必要があると判定された人数	面接指導を希望した人数（割合：%）
小学校	68 人	2 人 (2.9%)	83 人	2 人 (2.4%)
中学校	79 人	0 人 (0.0%)	70 人	1 人 (1.4%)

（出典：実施したアンケートをもとに包括外部監査人が作成）

以上のように、面接指導を受ける必要があると判定された教職員のうちほとんどが面接指導を希望していない。

また、各学校が教育委員会に毎月提出している「時間外労働等を行った教職員に係る面接指導の実施結果等」を閲覧したところ、面接指導を希望しない理由として、疲労感がない、自己管理により健康を保っているため、休日等に休養をとることで疲労が回復できているため、疲労感はあるが体調に問題はなく、面接を受けるほどではない、等といったものが挙げられており、ほとんどの理由が同じようなものであった。

これは、学校の負担を軽減するために、同書類において予め定型的な理由を複数用意していることに起因するものと思われる。

実際のところ、こうした理由に基づいて面接指導を希望していない可能性も否定できないが、一部閲覧した範囲で、面接指導を受けても仕方がない、面接指導を受ける時間をもったいない、面接指導を受ける時間がない、過去に面接指導を受けたが何も効果がなかった、といった理由が挙げられていた。

仮に、教職員が特別休暇等で長期間休養した場合、他の教職員への負担が増大することになるし、長期間休養しない場合であっても、長時間労働が原因で教員の教える力が低下してしまうといったことは十分考えられる。

そこで、予防策としての面接指導を有効に活用すべく、教職員への周知・啓蒙等を行うとともに、教職員が面接指導を受けてもいいと思えるような工夫・取組が望まれる。

3. 学校施設と統廃合

(1) 実施した監査手続

- ・関連資料を閲覧するとともに担当者に対してヒアリングを行った。

(2) 監査の結果及び意見

①大幅に児童数が減少している学校の統廃合について

(ア) 検討が必要な学校

「第2. 監査対象の概要 5. 学校施設と統廃合 (3) 学校の統廃合」に記載の適正化ビジョンでは、市を7つのブロックに分け、地理的特性や各学校の児童生徒数、将来動向について詳細な検討が行われている。

また、学校規模等適正化について、教育的観点から検討が必要な学校が挙げられているが、包括外部監査人が同資料を確認し、そのうち以下の4校の小学校について現状を確認した。

4校の選定条件は、a) 児童生徒数がもともと少ない、又は急激に減少している学校のうち、b) 地理的に比較的近い場所に他の小学校が存在する学校である。なお、中学校については、生徒数の状況から、そこまで深刻な状況に至っている学校が見受けられなかったため、選定していない。

	学校全体の児童生徒数 (名)			近隣小学校 (カッコ内は学校からの距離)
	平成28年度実績	令和2年度予測	令和12年度予測	
小野小学校	146	107	70	真野、和邇 (各々約1.5km)
仰木小学校	83	82	64	仰木の里 (約1km)
日吉台小学校	157	128	95	坂本 (約1.5km)
上田上小学校	72	60	45	青山 (約2km)

※ 予測値は、大津市立小中学校規模等適正化ビジョンによる。

(出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋)

i) 小野小学校

a) 場所、特性、児童数の推移

小野小学校の校区は旧志賀町に属しており、もともとは和邇小学校に通学していたが、ニュータウンの開発に伴って児童生徒が急増することとなったことから、昭和55年度に設置されたものである。

ここ数年はニュータウンの高齢化に伴い、大幅な児童数減となっており、適正化ビジョンでは平成28年の146名から、令和2年には107名、令和12年には70名まで半減すると予測されている。

なお、令和2年度は実際には111名となっており、想定までの減少には至っていないものの、わずか4年で大幅な児童数の減となっている。

〈近隣の地図〉



(出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋)

地図上は、真野北小学校が一番近く立地しているように見えるが、山を迂回しないといけないため、真野小学校、和邇小学校の方が比較的通学が容易である。

b) 適正化ビジョンに対する地元の意見

平成29年1月17日に地元に対する説明会を実施している。

地元からの意見としては、

- ・地域のコミュニティの拠点として、地域に存続させる必要性
- ・将来の人口減少が実際にそのようになるのか、人口活性化策の必要性
- ・通学区域の適正化の必要性

等、様々な意見が出されている。

ii) 仰木小学校

a) 場所、特性、児童数の推移

仰木小学校は、市の北西部にある小学校であり、設置年度は明治6年である。市街地から離れたところにあるため、従来から比較的小規模な学校であった。

昭和60年頃から、JRおごと温泉駅北部の仰木の里地区にニュータウンが造成されたため、仰木小学校の校区を分割する形で仰木の里小学校及び仰木の里東小学校が新たに設置されている。仰木小学校から仰木の里小学校までは直線距離で約1kmの立地にある。

ここ数年はさらに児童数が減少しており、適正化ビジョンでは平成28年の83名から、令和2年には82名、令和12年には64名まで減少すると予測されている。

なお、令和2年度は実際には72名となっており、想定を上回るペースで児童数が減少していることが分かる。

〈近隣の地図〉



(出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋)

b) 適正化ビジョンに対する地元の意見

平成29年1月31日に地元に対する説明会を実施している。

地元からの意見としては、

- ・財政面ばかりを考えているように見られる
- ・地域の良さを生かせるように地域とともに進める必要性
- ・小規模特認校の制度

等、様々な意見が出されている。

iii) 日吉台小学校

a) 場所、特性、児童数の推移

日吉台小学校は、市の中北部地域、JR比叡山坂本駅の北側に位置している。その成り立ちは、小野小学校と似ており、日吉台地区のニュータウンの開発に伴って児童生徒が急増することとなったことから、昭和57年度に設置されたものである。

ここ数年はニュータウンの高齢化に伴い、大幅な児童数減となっており、適正化ビジョンでは平成28年の157名から、令和2年には128名、令和12年には95名まで減少すると予測されている。

なお、令和2年度は実際には121名となっており、想定を上回るペースでの児童数の減少となっていることが分かる。

〈近隣の地図〉



(出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋)

b) 適正化ビジョンに対する地元の意見

平成29年2月2日に地元に対する説明会を実施している。

地元からの意見としては、

- ・コミュニティ・スクールに関する取組について
- ・住み替えによる将来の人口増の可能性も考慮する必要性
- ・小規模学校のメリットと不安について

等、様々な意見が出されている。

iv) 上田上小学校

a) 場所、特性、児童数の推移

上田上小学校は、市の東部にある小学校であり、設置年度は明治6年である。市街地から離れたところにあるため、従来から比較的小規模な学校であった。

びわこ文化公園都市の居住地区として、青山地区、松が丘地区にニュータウンが造成されたため、上田上学区から分離する形で平成4年に青山小学校が新たに設置されている。上田上小学校から青山小学校までは直線距離で約2kmの立地にある。

ここ数年はさらに児童数が減少しており、適正化ビジョンでは平成28年の72名から、令和2年には60名、令和12年には45名まで減少すると予測されている。

なお、令和2年度は実際には77名となっており、想定と異なり、児童数は横ばい又は微増傾向で推移していることが分かる。その要因として、学校選択制を利用して校区外の児童が上田上小学校に通学しているケースもあるとのことであった。

〈近隣の地図〉



(出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋)

上田上学区は比較的面积が広く、南側は田上小学校に近い一方、北側は青山小学校に近い。

b) 適正化ビジョンに対する地元の意見

平成29年2月14日に地元に対する説明会を実施している。

地元からの意見としては、

- ・成り立ちからした近隣校との統合の抵抗感
- ・適正化ビジョンの検討・公表プロセス

・学校だけでなく、地域全体のまちづくりの観点からの議論の必要性等、様々な意見が出されている。

(イ) 学校統廃合に向けた検討について

i) 統廃合における教育的観点からの検討必要性（意見）

教育委員会では、適正化ビジョンにおいて3つの観点を掲げているが、各学校区における意見交換会等では、地域コミュニティにおける学校の役割の観点についての意見も多数あったとのことであり、同観点も重視している。そのため、上記の4小学校を含め、学校統廃合に向けた具体的な検討は行われていないとのことである。同観点につき、その重要性を否定するものではないが、教育的観点についての配慮が行えているといえるか、十分に検討する必要がある。小学校6年間でクラス替えができない、運動会で切磋琢磨できない、等は教育的観点からはやはり課題であり、様々な能力・才能をもった児童と交流し、自らを高める、また、様々なことに興味・関心を持つ機会を与えるうえで、一定程度の学校規模を確保することの重要性も、児童が少なくなった地域コミュニティに対して継続的に訴えていく必要があるのではないかと考える。

地理的に通学困難な状況に置かれているのであればまだしも、上記で取り上げた小学校は、通学範囲として常識的な範囲内に他の学校が立地しており、教育的観点を考慮した、学校の一定規模確保のための統合についても教育委員会として検討が必要である。

ii) 地元との十分な意見交換の推進（意見）

平成28年に適正化ビジョンが公表され、平成29年に実施された各学校区における意見交換会の後、どのような取組を地元に対して行っているのかを教育委員会に確認したが、具体的な協議は一部の学区を除き行われていないとのことであった。その理由は、適正化ビジョンにおいて統廃合は選択肢のうちの一つであり、各学校区において統廃合の機運が高まっている訳ではないとの理由から行っていないとのことであった。

適正化ビジョンの公表から4年が経過しているが、適正化ビジョンで示されたとおり、着実に児童数の減少が進んでいる状況にある。また、将来小学校に進学する乳幼児の数も市内で減少が続いており、適正化の必要性は高まっているといえる。

地元の意向に十分配慮することは言うまでもないが、iii) で記載する中長期的な課題解決の観点を踏まえつつ、丁寧かつ継続的な地元との対話を進める必要がある。

iii) 中長期的な観点からの検討の必要性（意見）

学校の統廃合は、本稿で取り上げた様々な課題・論点と密接に関係しており、中長期的な観点から検討が必要となることに留意が必要である。以下では、各課題との関係性について取り上げる。

まず、学校統廃合は、教員の負担軽減の観点から重要である。複数の小学校が存在すれば、単純に学級数が増加し、担任の数が増加するという面もあるが、各々の小学校で必ず必要となる役割（校長、教頭、生徒指導担当、いじめ対策担当教員等）がある。教員の定員数増加が難しい状況において、別項で記載している働き方改革とともに、学校統廃合によって、一つの小学校により多くの教員を配置することによって、教員一人ひとりが担う役割を緩和することができるのではないかと考える。

また、学校統廃合は、教員の大量退職への対応の観点からも重要である。市の教員の年齢構成は、20代～30代前半を中心とする若手層と、50代後半を中心とするベテラン層で大きな山を形成しており、50代後半のベテラン層が今後一斉に退職することになる。今後も同じ学校数を維持しようとした場合、退職した教員数と同じだけの新規採用を行わなければならないが、その場合、採用してから学校統廃合を進めたとしても、教員の人員を減らすことはできなくなる。短期的には小学校全体での35人学級対応のため教員数の増員が必要となるものの、少子化の改善が容易に想定されない中、教員数に大きな影響を与える学校統廃合は、ベテラン層の退職が進む今後10年間で戦略的に進める必要がある。

また、市は、学校施設の施設マネジメント方針（建替え・長寿命化・減築等）について、現在教育委員会で検討を進めているとのことであるが、長寿命化や建替えの意思決定を行った後は、当面は整備した校舎を使用し続けなければならないことになる。その後は、統廃合等の意思決定が行えないことになるため、そのような観点からも統廃合に向けた方針設定を先に進めておく必要がある。

また、学校統廃合は財政面の問題への対応といった側面もある。少子化により、ピークの昭和57年度から約21%児童が減少しているにも関わらず、学校数は37校のまま、教員数も増加傾向となっており、小学校における35人学級への

切り替えといった少人数学級等の国の施策を考慮したとしても、市の財政負担は明らかに高まっている。一方で、教育の質向上の観点（ICT教育の充実、ALTの増員等の予算捻出）から、今後更なる予算が必要になることが見込まれる。市財政全体を見た場合に、教育分野だけを聖域として予算を維持・拡大することはできない。

以上のように、学校統廃合の議論は、教育委員会が抱える様々な課題・論点と密接に関係しており、統廃合によって生み出される人的・物的・財政的な資源を有効活用することで様々な問題解決に繋げることができるといえ、その点を考慮したうえで検討の加速が求められる。

学校統廃合の議論において、地元の母校がなくなることに對する地元からの不満、喪失感は容易に想定されるものであり、難しい合意形成になることは避けられず、時間を要することは明白である。5年後、10年後に学校を統廃合するとしても、今から議論しておかなければ到底合意に至ることはできず、将来のタイムラインを意識した早め早めのコミュニケーション、グランドデザインの提示が重要である。

また、下記の守口市の例でみられるように、地域からの意見を丁寧に汲み取り、納得性のある合意を形成することも重要である。

（例）守口市 学校統廃合事例

守口市では、平成24年3月に「守口市学校規模等適正化基本方針」を公表して以降、5件の小中学校の統廃合を行っている。

下記の事例では老朽化した校舎の建替えとともに、小中一貫校の設置といった新たな取組を組み合わせている。また、地元PTA等が主体となる統合校連絡会から様々な提言書を受け付け、地元の意見を踏まえて在り方を検討している。住民理解のためのワークショップも数多く開催し、住民とともに新たな学校を作り上げる努力がなされている。

守口市立滝井小学校・春日小学校・第三中学校の統合経過（現 さつき学園）

年月	事項
平成24年3月	守口市学校規模等適正化基本方針公表
平成24年7月	守口市立滝井小学校・春日小学校・第三中学校 統合校連絡会設立
平成24年8月	守口市立滝井小学校・春日小学校・第三中学校 統合校連絡会だより発刊（以後平成26年12月まで12回発刊）

平成 24 年 12 月	守口市立滝井小学校・春日小学校・第三中学校 統合校連絡会 第一次提言書 提出
平成 25 年 2 月	守口市立小中一貫校施設整備実施計画策定
平成 25 年 4 月	守口市立滝井小学校・春日小学校・第三中学校 統合校連絡会 第二次提言書 提出
平成 25 年 10 月	守口市立滝井小学校・春日小学校・第三中学校 統合校連絡会 第二次提言書 提出
平成 25 年 10 月～ 平成 26 年 1 月	(仮称) さつき学園ワークショップ実施
平成 26 年 3 月	守口市立滝井小学校・春日小学校・第三中学校 統合校連絡会 第二次提言書 提出
平成 28 年 4 月	統合校 (さつき学園) 開校

(出典：「守口市ホームページ」より抜粋)

iv) 公共施設マネジメントと連動した学校統廃合の検討 (意見)

学校統廃合に当たっては、学校の統廃合のみに焦点を当てるのではなく、地域として必要となる公共施設は何かを考え、最適配置を考える、「公共施設マネジメント」の一環として検討すべきである。ニュータウンとして整備された地域は、どうしても年齢別の人口構成がいびつにならざるを得ず、古くは多摩ニュータウン等、他の市町村においても人口構成の変化に伴って公共施設の配置を見直してきた。上記で取り上げた4地域においても、小中学校に通学する児童生徒が減少している一方、高齢化は進展しており、高齢者のための福祉施設は逆に不足しているケースも想定される。単に学校をなくす、ということではなく、学校の代わりに必要となる公共施設の整備とセットで議論する等、学校統廃合を地域の在り方を検討する中での議論として捉えるべきである。

4. 学びの支援

(1) 学校給食

①実施した監査手続

- ・担当課に質問及びヒアリングを実施した。
- ・契約書等の関係書類を閲覧した。
- ・天津市内の小学校及び中学校へのアンケートを実施した。
- ・東部学校給食共同調理場を現地調査した。

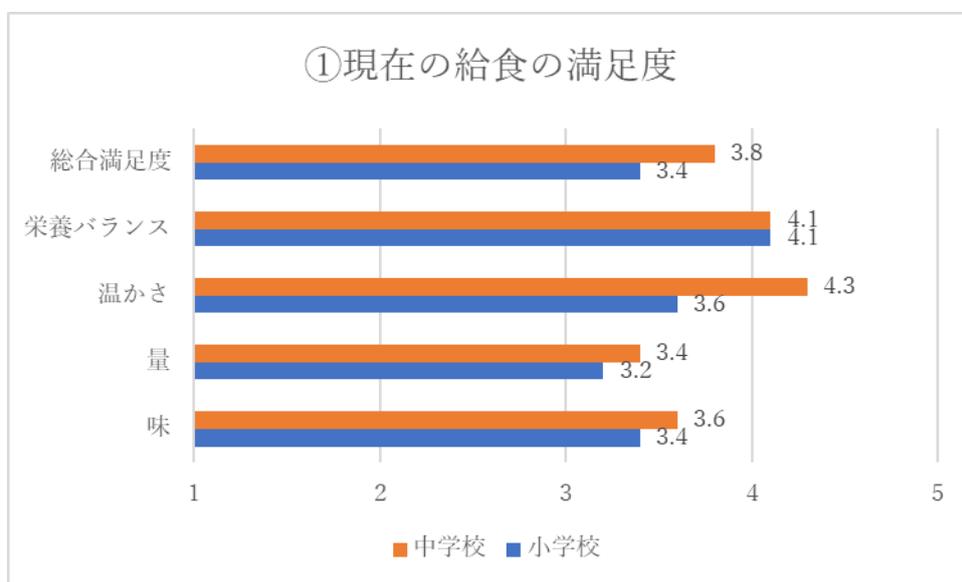
②結果及び意見

(ア) 実施したアンケートの結果及び分析内容

学校給食の満足度を調査するため、市内の小学校及び中学校へアンケートを実施した。

アンケートは、①現在の給食の満足度、②新旧東部学校給食共同調理場の比較評価について5段階で回答する形式で実施した。

なお、②新旧東部学校給食共同調理場の比較評価については、比較が可能な旧東部学校給食共同調理場から給食が配送されていた小学校に対してのみ実施している。



(1. 不満、2. やや不満、3. どちらでもない、4. やや満足、5. 満足)

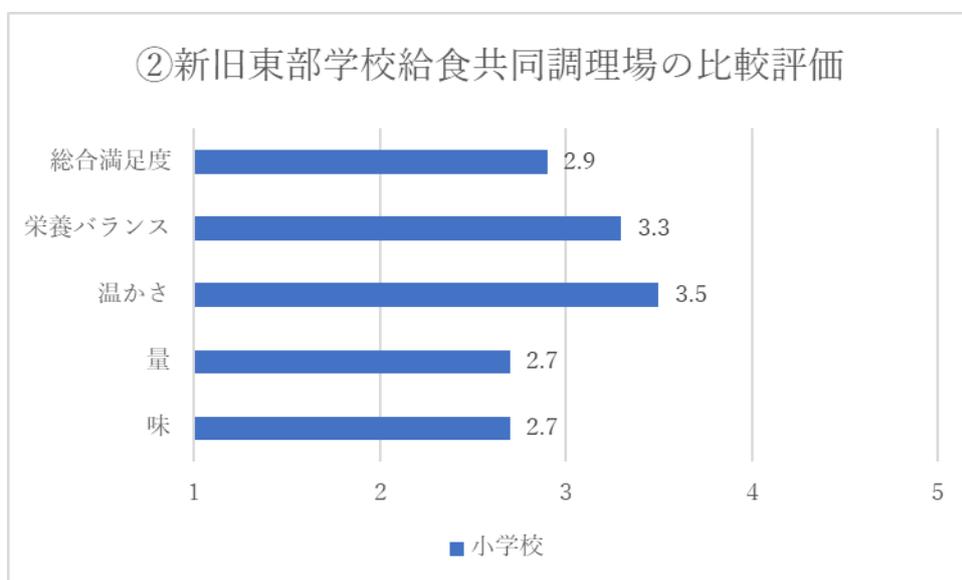
回答結果を見ると、①現在の給食の満足度では、全ての項目において、中学校の方が小学校よりも満足度が高くなっている。これは、従来給食のなかった

中学校において、新たに開始された学校給食が好意的に捉えられている結果であると考えられる。

特に「温かさ」の項目が最も高く、4.3ポイントとなっている。

中学校給食は令和2年1月より開始されたが、これに伴い食缶も保温機能の高いものを採用している。加えて、学校給食が開始される前は、弁当又はスクールランチ（個別注文による業者弁当の配食サービス）といった冷めることを前提とした昼食を取っていたため、中学校では温かさという点において、より学校給食の重要性を感じている結果ではないかと推測される。

また、小学校を含め、全ての項目において標準値である3.0を超えていることから、学校給食に対して概ね満足しているということが分かる。



(1.悪くなった、2.やや悪くなった、3.どちらでもない、4.やや良くなった、5.良くなった)

②新旧東部学校給食共同調理場の比較評価では、「総合満足度」が新旧で変化がないとする3.0ポイントをやや下回っているものの、「温かさ」では3.5ポイントと従来に比べ良くなったと評価されている。これは新東部学校給食共同調理場の新設と同時に食缶等が保温力の高いものに変更されたためと考えられる。

また、アンケートには自由記載欄を設けており、各校から様々な要望があったが、その中で多かった声として「米飯を主食とするメニューの増加」が挙げられる。

米飯を主食とするメニューの増加は、当該アンケート実施前より各校から希望があったため、令和3年度より米飯の割合を増やし、現在の米飯週3回、パン週2回から米飯週4回、パン週1回となることが決まっている。この点、教育委員会では各学校からの要望を踏まえ適切に対応していると考えられ、今後も引き続き各学校からの要望に適時適切に対応することが望まれる。

(イ) 再委託先の管理（結果）

東部学校給食共同調理場への現地調査を行った際に、委託業者以外の会社が業務に関わっているものと思われたため、再委託を行っている場合の契約書の規定について確認を行った。

まず、大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業にかかる契約の事業契約書（以下「事業契約書」という。）の第21条第1項において以下のとおり記載されている。

「事業者は、本件業務の全部又は一部の遂行を、提案書類に基づき構成企業又は協力企業に対して、委託し又は請け負わせるものとする（以下、委託又は請負を併せて「委託等」という。）。なお、事業者は、本件業務の全部又は一部の構成企業又は協力企業以外の者（以下「構成員等外者」という。）への委託等を行う予定について、予め事業計画書（第28条参照）にその旨明記（市が事業者との事前の協議により、当該業務の全部又は一部を当該構成員等外者へ委託等することを承諾した場合に限る。）する。」

この点、事業者は再委託を行っているものの、事前にその旨が明記された「2020年度 年次業務計画書」を市に提出しており、市も再委託を承認している。

しかしながら、事業契約書第21条第3項において、以下のとおり記載されているが、市は構成員等外者である運送会社と事業者との委託契約書の写しを再委託の承認時に入手していなかった。

「事業者は、構成員等外者委託契約が締結された場合（事業計画書に基づき委託等を行う場合を含む。）には、市に対して、締結済みの構成員等外者委託契約書その他これに付随し、又は関連する契約書及び法令上作成の必要な施工体制台帳等の写しをそれぞれ提出するものとする。」

その後、委託契約書を入手しているが、事業契約書第21条第3項は再委託における品質管理の観点から重要なものであるため、管理者として適時な資料の入手が必要であった。

(ウ) 自校方式の給食可否の継続的な検討（意見）

志賀中学校では大津市と志賀町の合併以前から自校方式による学校給食の提供が行われていた。そして、合併後においても、平成18年3月の大津市と志賀町の合併協定により、例外的に学校給食の提供が続いていた。

当該協定では「当面の間、現行のとおり」学校給食を続けることとされている。現時点で合併から15年近く経過していることからすると、「当面の間」は十分経過しているものと考えられる。

志賀中学校の自校方式の給食については、平成25年度の包括外部監査においても廃止を検討すべきとの指摘があったが、教育委員会において検討を行った結果、継続を決定したものである。

合併当時及び上記継続決定の際には大津市内では中学校給食が実施されておらず、志賀中学校の給食がなくなれば保護者の負担が増加する等の問題があったことを背景に、自校方式による学校給食を続けることで合意及び決定されたものと思われる。しかし、令和2年1月より、市内の全中学校において学校給食が実施されている現状においては、当該問題は生じないため、他の中学校と同様に学校給食共同調理場から給食を配送することが合理的であると考えられる。

一方、自校方式の給食を提供している志賀中学校に往査した際、関係者からヒアリングを実施したところ、自校方式のメリットとして配送の必要がないため、温かい給食を提供できる点や、それゆえの残食数の少なさが挙げられた。

したがって、市として改めて自校方式のメリット・デメリットを整理した上で、継続するか否か検討する必要がある。

(エ) 旧東部学校給食共同調理場の跡地利用（意見）

東部学校給食共同調理場が令和元年12月より開設されたことに伴い、旧東部学校給食共同調理場跡地は現在遊休地となっている。

令和2年度において老朽化した建物の解体設計業務が完了しており、令和3年度予算において解体を実施する予定であるが、跡地利用については検討が進んでいない状況である。

一般事業会社であれば、固定資産の減損に係る会計基準に従い、遊休地は減損の検討を行う必要があり、遊休地は利活用方法の早期の検討を行うことが通常である。

地方公共団体では、減損処理の検討は不要であるものの、早期に遊休地の利活用について検討を行っていく必要がある点については、一般事業会社と同様

である。令和3年度実施予定の解体業務と並行して跡地の利用方法について検討を進めていく必要があると考えられる。

今後については、教育委員会において、教育行政の行政財産目的で利活用の検討を行う必要がある。

【旧東部学校給食共同調理場跡地】



財産名	区分	所在	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)
東部学校給食 共同調理場敷地	土地・ 建物	大津市大將軍一丁目 694 番	4,522.26	1,469.47

(出典：「固定資産台帳」より包括外部監査人が作成)

(2) いじめ問題対策

①実施した監査手続

- ・ いじめ問題対策に関して、担当課に対して質問を行った。

②結果及び意見

(ア) 各委員会の役割整理 (意見)

大津市子どものいじめの防止に関する条例によると、「大津の子どもをいじめから守る委員会」の役割は以下のように定められている。

第14条 市は、相談等を受けたいじめ(いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。)について、必要な調査、調整等を行うため、市

長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。
- 4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

一方、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則によると、「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」の所管事務は、「教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校の児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案の係る事実関係を明確にし、及びその解決を図るために必要な事項について調査審議」することとされている（第2条）。

このように、大津の子どもをいじめから守る委員会と大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会とは、前者が市長の諮問に応じるとされていて、後者が教育委員会の諮問に応じるとされており、諮問する主体が異なるが、いずれも諮問機関であるとされている。

また、後者が「児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案」に限定されているのに対して、前者は「相談等を受けたいじめ」とされていて、特に「児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案」は除くとされていないことから、前者の対象が後者の対象を包摂している関係にある。

さらに、その権限は、前者が「事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整を行」い、また、「再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行う」とされており、後者が「事実関係を明確にし、及びその解決を図るために必要な事項について調査審議し、その結果を答申」とされており、両者の権限はほぼ同じであるといえる。

以上のとおり、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会の対象となるような児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案については、大津の子どもをいじめから守る委員会の対象から特段除外され

ていないことからすると、大津の子どもをいじめから守る委員会の対象内でもあり、かつ、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会の対象内でもあることになる。

また、その権限もほぼ同じであるため、両委員会が同じ事案を同じように調査等を行う可能性も否定できない。

その場合には、大津の子どもをいじめから守る委員会が調査した内容等を市長へ報告し、その一方で、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会が調査した内容等を教育委員会へ報告することになり、別の委員会が独自に調査した異なる内容を、それぞれ別の機関に報告するという事態にもなりかねない。

従って、それぞれの委員会の役割やその業務範囲・権限等を整理することが望まれる。

(イ) いじめ問題への対応における各学校の取組

i) 「いじめ対策委員会」について (概要)

各学校に設置されている「いじめ対策委員会」は、いじめに関する事案ごとに、管理職、主幹教諭、いじめ対策担当教員、生徒指導主任・主事、教育相談担当、養護教諭、当該学年の教員、スクールカウンセラー等を中心に構成されることになっている。

同委員会は、週に1回定期的に開催され、いじめの疑いが持たれる事案の集約、対応状況の確認、事後の見取り等が行われ、校内での情報共有が行われているが、それ以外にも、必要に応じて適宜開催されている。同委員会の開催状況は以下のとおりである。

いじめ対策委員会の開催回数 (年間平均)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校	95 回	171 回	227 回	293 回
中学校	88 回	113 回	151 回	174 回

(出典：児童生徒支援課作成「令和元年度 大津市立学校いじめ防止基本方針進捗状況年度末評価に係る二次評価」より抜粋)

この数字は各学校の開催回数の年間平均であり、令和元年度は、各学校平均して、小学校で293回、中学校で174回開催されているが、この回数を夏休み等も含めて平均すると、小学校で週に5回以上、中学校で週に3回以上開催されていることになる。なお、令和元年度における小学校の最多開催回数は853回、中学校で356回であった。

同委員会の役割は、いじめ事案に係る事実の把握、関係者への指導・支援・連携のほか、事後指導や再発防止に向けての取組等多岐に亘っている。

ii) 「いじめ対策担当教員」について（概要）

市では、学校におけるいじめ対処の中心的な役割を担う教員を「いじめ対策担当教員」として専任化しており、同教員は、概ね、以下の活動の中心的役割を担っている。

【未然防止】

児童会・生徒会と連携した児童生徒の主体的ないじめ防止の取り組みの推進

いじめ防止啓発月間（6月、10月）の取り組みの推進

【早期発見】

校内の巡回（登校時、朝読書、朝の会、長休み、昼休み、掃除、放課後）

年間3回以上のアンケートの実施

生徒指導、教育相談、道徳、人権等担当教員との連携

【組織対応】

いじめ対策委員会の開催

組織対応と指導後の見守り

保護者や地域、関係機関との連携

（出典：平成30年10月9日付け教育委員会作成の「第三者調査委員会報告書における提言に対する取り組みの平成29年度進捗状況報告書」より抜粋）

iii) いじめ問題への対応における教職員の事務負担の軽減（意見）

市では、各学校にいじめ対策委員会を設置し、いじめの端緒発覚の初期段階から複数の教職員でいじめ問題の対応にあたることとしている。

また、学校毎にいじめ対策担当教員を選び、同教員がいじめ問題対策の中心となって対応するような仕組みを設けている。

いずれもいじめ問題対策として評価すべき取組であるが、いじめ対策委員会の開催頻度が多く、また、関係者も多いといったこと等に鑑みると、教職員がいじめ問題への対応に向けた実質的な協議・検討に注力できるようにするためにも、報告や情報共有の方法等についてITを活用するなど事務負担を軽減する取組を検討することが望まれる。

5. 学校現地調査の結果

(1) 監査の概要（往査対象校）

全ての津市立小学校・中学校を対象としたアンケートを実施し、学校規模やアンケートの回答等を踏まえて、市内の小学校3校・中学校3校について、学校現地調査を行った。

(2) 実施した監査手続

実施した監査手続は以下のとおりである。

項目	監査手続の内容
学校徴収金	<ul style="list-style-type: none">➤ 概要ヒアリング➤ 質問➤ 学校徴収金に関する関連資料の閲覧
勤怠管理	<ul style="list-style-type: none">➤ 概要ヒアリング➤ 質問➤ 報告様式の確認➤ 超過勤務申告書の閲覧➤ 面接指導の結果の閲覧➤ 個人情報携出簿の閲覧➤ 在宅勤務に関する資料の閲覧
ICT	<ul style="list-style-type: none">➤ 概要ヒアリング➤ 質問➤ 実査※➤ 管理台帳の閲覧
貴重品・物品管理	<ul style="list-style-type: none">➤ 概要ヒアリング➤ 質問➤ 実査※

※資産が帳簿どおりに実在するか現物を実際に確かめる手続

なお、一部の学校では必要に応じて外国語教育及び学校給食に係るヒアリングを行っている。

(3) 監査の結果及び意見

①A 小学校

(ア) 結果及び意見

i) 学校徴収金

a) 学校徴収金の未回収金について（結果）

学校徴収金が滞納となっていて、一部回収ができていなかった。学校では教員、事務職員で何度も児童の家に訪問し、回収を図ったが、回収できていないため、継続的な回収努力が必要である。

ii) 勤怠管理

a) 持ち帰り時間の適正な把握・管理について（意見）

個人情報携出簿を見たところ、資料を持ち帰る教員はそれなりにいるが、超過勤務申告書上、持ち帰り時間に記入している教員がほとんどいなかった。

確かに、資料を持ち帰りはするものの自宅で作業はしなかった教員がいることは否定できないが、相当数の教員は、持ち帰って仕事をして、持ち帰り時間には記入していないと推察されるので、適切な労働時間把握・管理の観点からは、持ち帰り時間も実態に即して記入するよう要請する必要がある。

b) 長時間労働者に対する面接指導について（意見）

長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勧奨を受けても希望する教員が見当たらなかった。また、面接指導を希望しない理由が全て「疲労感はなく、体調に問題ない」というものであった。

全ての教員が、本当に疲労感がないという理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勧奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要である。

iii) ICT

a) ハードロッキーの現物と備品台帳の数の不整合について（結果）

ハードロッキーが、備品台帳では51個登録されていたのに対して、実物及び表計算ソフトの管理台帳では52個となっていた。確認したところ、校務用端末は52台であったことから、現物及び表計算ソフトの管理台帳が正しく、備品台帳が誤りであった。備品台帳と、現物及び表計算ソフトの管理台帳との間に差異が生じていた原因は、令和2年4月1日異動者のハードロッキーについて、備品台帳の異動の決裁の稟議の提出が適時になされていなかったためであった。

新型コロナウイルス感染症禍の影響で事務手続が遅れていたとしても、当該学校に往査したのは9月であり、十分な時間があったといえる。備品の異動については速やかに行う必要がある。

b) ハードロッキーの備品ラベルについて（結果）

ハードロッキーの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。

早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。

iv) 貴重品・物品管理

a) 備品の不存在について（結果）

現物実査のサンプルとして10件抽出したが、下記の備品について、現物が存在しなかった。令和2年4月に同種の新型機に更新したとのことであり、廃棄申請の決裁を取らずに旧型である当備品を廃棄してしまったものと推定される。廃棄は決裁を得て行う必要がある。

備品番号	品名	取得価格	取得日
00210688 2529-00862	知能検査器	125,900 円	平成 21 年 8 月 31 日

（出典：「備品台帳」より包括外部監査人が作成）

b) 未使用の備品について（結果）

下記の備品について、備品台帳上は同一の物が4台あるはずであるところ、確認できた現物は1台であり、シールが貼付されていないため4台の中のどの個体であるかが特定できなかった。

さらに、当該備品は未使用となっている備品であった。未使用となっている備品については必要としている他の学校等への所管替の検討や、使用に耐えなくなっている場合や不要である場合には廃棄申請を行うべきである。

備品番号	品名	取得価格	取得日
00210980 2529-00906	無線 LAN アクセスポイント	33,338 円	平成 22 年 7 月 15 日

（出典：「備品台帳」より包括外部監査人が作成）

②B 小学校

(ア) 結果及び意見

i) 学校徴収金

a) 現金集金時の管理簿について（結果）

学年費は口座振替を利用して回収しているが、一時的な未納者については後日、現金で学校に持参する運用となっている。口座引落で引き落とされなかった学年費を回収した現金について、預金口座入金前のものが金庫に入っていたが、現金の受け取り、払い出しの管理簿がなかった。

「学校徴収金要項」において、現金による集金については、出納簿に記帳し、整理保管することとされている。現金の受払いの管理簿を作成する必要がある。

b) 精算報告書の監査の実施について（結果）

学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっているものの、監査が実施されていなかった。

監査を受けることについて周知徹底が必要である。

c) 取扱業者等校内選定委員会の議事録の未作成について（結果）

「学校徴収金要項」において、契約金額が高額となる修学旅行、卒業アルバム制作及び制服等の学校指定物品等は、公正な競争や十分な説明責任が果たせるよう、取扱業者等校内選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設けて決定し、選定委員会の議事録を作成することとされている。

しかし、修学旅行選定委員会の議事録が作成されていなかった。情報提供を求められたときには説明責任が果たせるよう、議事録作成について周知徹底が必要である。

ii) 勤怠管理

a) 教育委員会への月 45 時間以上勤務者の報告漏れ（結果）

毎月、各学校の管理者は、月45時間以上の超過勤務を行った教職員に対し面談の必要の有無を確認し、「長時間労働等を行った教職員に対する面接指導の実施結果等について」（様式第7号）の所定の様式に従って報告をしなければならないことになっているが、当学校では、当該所定様式による教育委員会への報告を失念していた。

また、教育委員会所管課は、当該様式とは別に、年4回、3か月ごとに集計報告様式で45時間以上勤務者の報告を当学校から受けており、45時間以上勤務者がいたことは把握できていたはずであって、教育委員会所管課側から督促を行う必要があったと考えられる。

iii) ICT

a) ハードロッキーの備品ラベルについて（結果）

ハードロッキーの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。

早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。

iv) 貴重品・物品管理

a) 金庫の鍵の保管について（意見）

金庫の鍵が職員室の入り口近くの机の引き出しに保管されており、セキュリティの観点から望ましくないため、保管場所の変更が必要である。

b) ネットバンキングにかかるセキュリティについて（意見）

金庫の中ではネットバンキングのトランザクション認証用トークンとログインID、パスワード（共に一部伏字）が記載された用紙が一緒に保管されていた。これら2つが揃うとネットバンキングからの出金が行えてしまうため、不正出金のリスクを低減するために、それぞれ異なる場所で保管するか、パスワードについてはメモを残さないようにし、セキュリティの向上を図る必要がある。

③C 小学校

(ア) 結果及び意見

i) 学校徴収金

a) 精算報告書の監査の実施について（結果）

学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。

この監査は2名以上で行うこととされているが、ここでは1名で監査が行われていた。

2名以上での監査実施について周知徹底が必要である。

ii) ICT

a) PCのワイヤーロック漏れ（結果）

教職員室の校務用端末でワイヤーロックがなされていないものが複数見受けられた。

天津市立学校情報セキュリティポリシーでは、校務用端末はワイヤーで固定する旨の定めがあるため、ワイヤーロックを行う必要がある。

iii) 貴重品・物品管理

a) 備品ラベルの貼付漏れ及び保管場所の管理について（結果）

現物実査のサンプルとして10件抽出したが、下記のNo. 1の備品について、備品台帳に登録されているものと推測される現物は存在していたものの備品ラベルの貼付がなく、現物と備品台帳の突合ができなかった。

また、以下のNo. 1及びNo. 2の備品について、備品台帳の備考欄に記載されている保管場所と異なる場所に保管されていた。

備品棚卸に際して、備品ラベルの貼付の有無の確認及び保管場所の修正を行うべきである。

No.	備品番号	品名	備考（保管場所）
1	00203855 2527-01486	イージーコントローラー	図書室
2	00203567 2527-01465	電子黒板	図書室

（出典：「備品台帳」より包括外部監査人が作成）

④D 中学校

(ア) 結果及び意見

i) 学校徴収金

a) 精算報告書の監査の実施について（結果）

学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。

この監査は2名以上で行うこととされているが、ここでは1名で監査が行われていた。

2名以上での監査実施について周知徹底が必要である。

ii) 勤怠管理

a) 持ち帰り時間の適正な把握・管理について（意見）

個人情報携出簿を確認したところ、資料を持ち帰る教員はそれなりにいるが、超過勤務申告書上、持ち帰り時間に記入している教員は多くなかった。

確かに、資料を持ち帰りはするものの自宅で作業はしなかった教員もがいることは否定できないが、相当数の教員は、持ち帰って仕事をして、持ち帰り時間には記入していないと推察されるので、適切な労働時間把握・管理の観点からは、持ち帰り時間も実態に即して記入するよう要請する必要がある。

b) 長時間労働者に対する面接指導について（意見）

長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勧奨を受けても希望する教員が見当たらなかった。また、面接指導を希望しない理由がほとんど同じ（「自己管理により健康を保っているため」、「休日等に休養をとることで疲労が回復できているため」、「疲労感はあるが体調に問題はなく、面接を受けるほどではない」等）であった。

全ての教員が、本当にこれらの理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勧奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要である。

この点、前年度分を閲覧したところ、様々な理由が書かれており、その中には、面接指導を受けても仕方がない、面接指導を受ける時間をもたない、面接指導を受ける時間がない、過去に面接指導を受けたが何も効果がなかった、といったものがあり、これらを踏まえた上で対策を考える必要がある。

iii) ICT

a) 私物 PC の持ち込みについて（結果）

初任者指導員の教員は地域ごとに配置されており、所属学校から新任教員の指導のために地域の他の学校を来訪して指導を行う仕組みとなっている。

ここで、初任者指導員の教員も自身の貸与校務用端末を保有しているものの、自身の所属学校に貸与校務用端末を置いてきており、D中学校への教員指導に当たって、私物の端末を持参して、指導を行っていた。

大津市立学校情報セキュリティポリシーでは、教員は個人の私物の端末を持ち込んで情報処理を行うことは認められておらず、セキュリティポリシーに違反している。

セキュリティポリシーに沿った運用が必要である。

b) ハードロッキーの備品ラベルについて（結果）

ハードロッキーの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。

早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。

iv) 貴重品・物品管理

a) 備品の不存在について（結果）

現物実査のサンプルとして10件抽出したが、下記の2件の備品については廃棄済みとのことであり、備品台帳に記載の資産の確認ができなかった。

備品番号	品名	取得価格	取得日
00299966 2616-00203	パーソナルコンピュータ	386,662円	平成6年4月1日
00300642 2616-00603	車いす	52,000円	平成13年11月16日

（出典：「備品台帳」より包括外部監査人が作成）

廃棄した資産については適宜備品台帳からの削除が必要であり、備品棚卸の結果の適切な反映が必要である。

b) 備品ラベルの貼付漏れについて（結果）

現物が確認できなかった上記2件を除く残る8件のうち、6件について、備品台帳に登録されているものと推測される現物は存在していたものの備品ラベルの貼付がなく、現物と備品台帳の突合ができなかった。

天津市財務規則第139条では備品ごとに備品ラベルの貼付が必要であり、適切に備品管理を行う必要がある。

c) 棚卸結果の備品台帳への反映について（結果）

令和2年5月に現物棚卸が実施されており、現物棚卸を実施した教員からは、複数の物品について、現物所在不明の報告が事務職員に報告されていたが、所在不明の備品が、なお備品台帳に登録が残ったままの状態となっていた。

天津市財務規則第149条では、備品が亡失となった場合には物品の亡失を報告することを定めており、最終的には備品台帳から登録を抹消する必要があるが、その事務処理が適切に実施されていなかったものと推測される。

備品棚卸の結果を適切に反映するとともに、適切な事務処理を行う必要がある。

なお、監査時点では契約検査課に削除申請中であり、まだ承認処理が行われていなかったとのことであった。

d) 公衆電話料金収入に係る現金管理（結果）

約半数の学校には公衆電話が設置されている。

金庫の観察及び実査を行ったところ、公衆電話で収受された現金を預け入れるための校長名義の通帳が保管されていた。公衆電話料金は市の収受金であり、市の歳入歳出外現金として適切に処理する必要がある。

⑤E 中学校

(ア) 結果及び意見

i) 学校徴収金

a) 精算報告書の監査の実施について（結果）

学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。

この監査は2名以上で行うこととされているが、ここでは1名で監査が行われていた。

2名以上での監査実施について周知徹底が必要である。

ii) 勤怠管理

a) 超過勤務申告書の作成方法及び集計方法について（意見）

各教員は、超過勤務申告書という表計算ソフトの勤怠管理台帳を作成して管理者に提出し、管理者は、以下の方法で超過勤務時間を集計することとなっている。

また、1時間未満の端数が生じた場合は切り上げることとなっている（例：45.3時間の場合、46時間）。

A. PCにより把握した超過勤務時間＋B. 朝の超過勤務時間＋C. 土日祝日の勤務時間
『SKYSEA ClientView』の解析 『超過勤務申告書』 『超過勤務申告書』

当学校では、前年度の管理者は上記のAのとおり、端末の時間解析を用いていたが、今年度になって管理者が異動で変わってから現在の管理者は上記のAの時間についても『超過勤務申告書』で把握するようになっていた。なお、現在の管理者が上記のAの時間についても『超過勤務申告書』で把握している理由は、端末からログイン時間を出力する方法を知らないため、との回答であった。

また、『超過勤務申告書』の持ち帰り時間の表計算ソフトの合計時間の関数が破損しているのかそれとも値が直接入力されているのかはわからないものの、正しくない数字で表示されていたが、合計欄の数字が正しくないことに、管理者は気付いていなかった。なお、この関数が破損した持ち帰り時間合計欄を管理者は使用していなかったため、勤怠に影響はなかった。

さらに、1時間未満の端数が生じた場合は切り上げることとなっているが、前任の管理者は端数切り下げで計算していた。

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（厚生労働省、平成29年1月20日）では、自己申告よりも端末のログイン時間による勤怠時間の把握が例示されており、市の就業時間の把握方法についても厚生労働省のガイドラインに沿ったものであることから、管理者は規定どおりに勤怠時間を把握すべきである。また、管理者によって時間の集計方法が異なることは明らかに勤怠管理の公平性を欠いており、画一的な管理を行う必要がある。

よって、各学校の勤怠管理者に、勤怠管理の正しい運用の指導を、再度徹底する必要がある。また、例えばタイムカードや勤怠ICカードの導入等、より精度が高く、なおかつ恣意性の入らない画一的な勤怠管理の仕組みを構築することが望まれる。

iii) ICT

a) PCのワイヤーロック漏れ（結果）

教職員室の校務用端末でワイヤーロックがなされていないものが複数見受けられた。

大津市立学校情報セキュリティポリシーでは、校務用端末はワイヤーで固定する旨の定めがあるため、ワイヤーロックを行う必要がある。

b) ハードロッキーの保管ボックスが未施錠（結果）

当学校ではハードロッキーを保管ボックスに鍵がかかる仕様になっているものの、鍵をかける運用がなされていなかった。他の学校では、ハードロッキーの保管ボックスは施錠の上、さらにそのカギを鍵のかかる机に格納して施錠するという二重の物理セキュリティをとっていたことから、ハードロッキーの情報セキュリティ上の重要性を鑑みて、当学校でもハードロッキーの保管ボックスは夜間以降の勤務時間外は施錠する運用をすべきである。

c) ハードロッキーの備品ラベルについて（結果）

ハードロッキーの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。

早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。

iv) 貴重品・物品管理

a) 備品の不存在について（結果）

備品台帳よりサンプル10件を抽出し、実物との照合を行った。

10件中下記の4件については廃棄済みとのことであり、備品台帳に記載の資産の確認ができなかった。

備品番号	品名	取得価格	取得日
00235868 2601-00704	パーソナルコンピュータ	697,800 円	平成元年 10 月 1 日
00233487 2601-00003	16 ミリ映写機	424,033 円	平成元年 11 月 8 日
00233929 2601-00282	自動かんな盤	498,000 円	昭和 56 年 8 月 31 日
00233982 2601-00334	テレビ受像機	173,000 円	平成 5 年 11 月 4 日

（出典：「備品台帳」より包括外部監査人が作成）

廃棄した資産については適宜備品台帳からの削除が必要であり、備品棚卸の結果の適切な反映が必要である。

b) 棚卸リストの配布漏れ及び回収漏れ（結果）

備品台帳を担当科目ごとに振り分け、棚卸を実施していたが、担当科目の無い備品（机等共用備品）については棚卸リストの配布が適切になされていないものがあつた。

また、配布した棚卸リストが全て網羅的に回収できていなかった。

備品台帳を分割して配布し、棚卸を実施する場合はナンバリング等で枚数の管理を徹底することで、備品台帳の内容が網羅的に配布及び回収できるようにする必要がある。

c) 棚卸結果の備品台帳への反映について（結果）

棚卸の結果、実物が確認できなかったものが棚卸リスト上明示されていたが、その後特段の廃棄処理等実施されていなかった。実物確認できなかった資産に

については、別の場所に紛れていないか、廃棄済みであるか等確認の上、実際に所在が確認できなかったものは適宜廃棄処理する必要がある。

d) 備品廃棄手続の周知徹底（結果）

令和元年8月の備品棚卸の際に児童生徒用の机・椅子について、帳簿上の管理数と棚卸実数に大きな差が生じていた。帳簿上1,345個あるべきところ、実数は1,049個であり、296個の差が生じていた。

内容を確認したところ、教員が廃棄の適正な手続を経ずに、処分を行っていたため、差が生じてしまったとのことである。廃棄する場合は事務担当にその旨連絡することになっており、教員が適切な事務手続を徹底できていなかったため、差異が発生している。

備品の管理は備品担当事務だけの業務ではなく、各教員含め、学校全体で取り組むものであり、それぞれが適切な手続を理解し、徹底する必要がある。

e) 簿外の切手について（意見）

金庫の実査を行ったところ、管理簿に記録されていない簿外の切手があった。内容を確認すると、過去に寄附や景品で入手した切手がそのまま金庫に入れられており、購入したものではないため、管理簿で在庫管理されていなかった。

金庫の管理簿としては、金庫の中にあるものを網羅的に記載されるべきであり、簿外の資産があることは適切ではないため、管理簿と実物の整合を徹底する必要がある。

⑥F 中学校

(ア) 結果及び意見

i) 学校徴収金

a) 物品購入時の見積書の入手について（結果）

「学校徴収金要項」において物品の購入の際には、事前に見積書を添付し購入伺い書を提出して決裁を受けたうえで業者に発注をすること、及び10万円を超える支出については複数業者による見積合わせを行うこととしている。

しかし、見積書を入手せず、請求書を添付した支出伺い書による事後決裁にて支出していた。また、10万円を超える支出についての複数業者による見積合わせもなかった。見積書を添付した購入伺い書による事前決裁を受けること、

支出が10万円を超える契約については、複数業者からの見積り合わせを実施することの周知徹底が必要である。

b) 精算報告書の監査の実施について（結果）

学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっているものの、監査が実施されていなかった。

監査を受けることについて周知徹底が必要である。

ii) 勤怠管理

a) 長時間労働者に対する面接指導について（意見）

長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勧奨を受けても希望する教員がほとんどいなかった。また、面接指導を希望しない理由がほとんど同じ（「疲労の蓄積を感じていないため」等）であった。

全ての教員が、同じような理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勧奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要である。

b) 超過勤務時間の集計方法について（意見）

教育委員会へ報告している超過勤務時間については、パソコンのON（学校の始業時間と同じ）、OFFの時間を集計したものに、過去の全教員の朝の勤務時間の平均時間を加算したものとのものであった。

この方法では、少なくとも朝の勤務時間が実態と合致しておらず、適正に労働時間を把握・管理しているとは言えないため、実態に即した労働時間の把握・管理を行う必要がある。

iii) ICT

a) 故障したタブレットの管理について（意見）

F中学校が管理するタブレット41台のうち、7台について電源が入らない、タッチパネルが反応しない等の不具合が生じていた。

端末のリース契約上、不具合の修繕のためには追加的なコストや時間がかかるため、修繕の順番を待ちながら不具合のない端末での時間割の調整や使用ク

ラスの重なりが無いような運用により、支障がでないようにしているとのことであった。

また、故障している端末を学校で保管しても、管理スペースを徒に占用し、また紛失等が生じないように現物管理を行うことが必要となり、手間が生じることになる。

次回以降のタブレット契約に際しては、不具合発生時の修繕・交換もできるような契約とすることも検討することが望まれる。

b) ハードロッキーの備品ラベルについて（結果）

ハードロッキーの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。

早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。

iv) 貴重品・物品管理

a) 備品ラベルの貼付漏れについて（結果）

現物実査のサンプルとして10件抽出したが、うち2件について、備品台帳に登録されているものと推測される現物は存在していたものの、備品ラベルの貼付がなく、現物と備品台帳の突合ができなかった。

大津市財務規則第139条では備品ごとに備品ラベルの貼付が必要であり、適切に備品管理を行う必要がある。

b) 備品の処分について（結果）

現物実査のサンプルとして10件抽出したが、下記の備品について、備品ラベルは貼付されていたものの、現在は使用されていなかった。

備品番号	品名	取得価格	取得日
00308456	チャイム プログラムタ	270,400 円	平成10年1月27日
2618-00905	イマー		

（出典：「備品台帳」より包括外部監査人が作成）

未使用の備品を適時に処分しなければ使用中の備品の保管場所を圧迫することになるため、使用見込みのなくなった時点で廃棄が必要である。

c) 備品台帳の管理について（結果）

現物実査サンプルとして10件抽出したが、うち3件について、取得日が明治31年10月1日となっていた。

システム上、取得日が未入力であれば当該年月日が自動入力されるとのことであった。

備品台帳の管理の観点からは正しい取得日を入力する必要がある。

d) 金庫の管理体制について（意見）

金庫の観察及び実査を行った結果、金庫の鍵が担当職員の机の引き出しに保管されており、管理簿等も作成されていなかった。

金庫の適切な管理の観点から、金庫の鍵の管理簿等を作成し、鍵の管理は管理職が行うべきである。

⑦その他

(ア) 物理的セキュリティの確保について（意見）

敷地がフェンス等の物理的障壁で覆われていない学校が存在する。学校が物理的なフェンス等によって覆われていることは児童生徒の安全を確保するうえで基礎的な事項であると考えられることから、物理セキュリティの確保のためにも、フェンスの設置等を講じることが望ましい。

6. 物品管理

(1) 概要

物品管理について、地方自治法における物品の定義は以下のとおりである。

この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

（出典：「地方自治法第 239 条第 1 項」参照）

物品の分類は、大津市財務規則において、以下のとおりとされている。

物品は、その適正な出納及び管理を図るため、次の各号に掲げる 2 種に分類するものとし、その定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 備品 その品質又は形状を変えることなく、長期間にわたって使用することができる物品（次号において「長期耐用物品」という。）で、1 品又は 1 組の標準小売価格又は評価価格が 1 万円以上のものをいう。

(2) 消耗品 長期耐用物品で 1 品又は 1 組の標準小売価格又は評価価格が 1 万円未満のもの及び 1 回又は短期間の使用によってその品質若しくは形状を変え、又はその全部若しくは一部を消耗する物品をいう。

（出典：「大津市財務規則第 134 条」参照）

市では、適正に備品管理事務を行うため総務部契約検査課において「備品管理マニュアル」を作成しており、学校園の備品管理についても、一般事務と同様に共通事務システムを利用し、「備品管理マニュアル」に従って実施している。備品の購入もしくは寄付により備品を受納した際には、備品台帳に登録され、備品番号が印刷された備品ラベルが、貼付される。

また、備品台帳の正確性を確認するため、備品の棚卸を実施し、現在ある備品を主として備品台帳とチェックすることになっており、備品台帳は、各学校園で共通事務システムから出力し、教育委員会経由で、総務部契約検査課にて保管される。

(2) 監査の結果及び意見

①棚卸結果の文書化及び備品台帳への反映について（結果）

備品台帳と備品の突合については「備品管理マニュアル」に定められており、市の全学校園につき、実施が要求されている。また、確認の際の注意点において詳細に記載されており、備品台帳と備品の突合に差異がある場合は、各学校で差異内容を調査し、備品台帳が実際の備品の管理状況と整合するかを確認することとしている。

出力された備品台帳の内容が正しいかどうか確認するため、たな卸を行い、実際の備品と確認します。

(1) 確認にあたって

原則は、現在ある備品を主として台帳とチェックするようにします。台帳を主としてチェックすると台帳の掲載漏れを見落す可能性が高くなります。出力された備品台帳の内容が正しいかどうか確認するため、たな卸を行い、実際の備品と確認します。

また、所属が独立した施設で無い場合（本庁等）、今回問題となった共用部分である廊下等に備品を保管していると、どこの所管の備品なのかわからないため、確認にあたっては執務室以外の共用部分にも備品が無いか確認してください。

(2) 台帳に記載のない備品がある

考えられる原因としては以下のとおりです。①所管換えの手続きがされずに譲り受けている。②購入依頼の作成データが予算所属課となっている。いずれにしても、備品ラベルを確認して、その備品のデータが現在、どこの所管課であるか確認する必要があります

(3) 台帳に記載の備品がない

考えられる原因としては以下のとおりです。①既に他課へ譲り渡したが、所管換えの手続きが出来ていない。②不用となり処分したが、廃棄申請の手続きが出来ていない。③購入依頼の作成データが予算執行課で作成されている。

いずれにしても、安易に備品データを抹消するのではなく、調査することが必要です。なお、調査しても無い場合は「廃棄」ではなく「亡失」となります。

(出典：「備品管理マニュアル 第2ステップ」より抜粋)

備品台帳と備品の突合については、小学校37校、中学校18校で実施されていた。ただし、実施結果の保管については、そもそも規定がないためか、備品の棚卸（現物確認）実施結果の文書化については、小学校18校、中学校11校が実施しているとアンケートに回答があったものの、残りの小学校19校、中学校7

校については実施していないと回答があった。なお、学校側の作業が適正に実施されているかを確認する部署はない。

また、学校現地調査の結果、台帳に記載の備品がない場合に、備品台帳からの除却処理が適切に実施されていなかった。備品の突合結果を適切に備品台帳に反映する必要がある。

7. 学校徴収金

(1) 概要

学校徴収金とは、学校の教育活動上必要となる経費のうち、公費以外の経費で児童生徒に直接還元される性格の経費であり、受益者負担の考えに基づき保護者が負担している経費である。

学校徴収金について、教育委員会では、平成24年4月に「学校徴収金の取扱いに関する要項」（以下、「学校徴収金要項」という。）を作成し、また、平成31年3月には「学校徴収金 実務に役立つ事務処理Q&A」を作成し、学校徴収金の適正な管理を図っている。また、平成28年度より、学校徴収金業務を統合型校務支援システムに導入し、事務の効率化を図っている。

学校徴収金要項において、学校徴収金要項の目的、徴収するための条件及び本要項で適用する学校徴収金の分類は、次のとおりとされている。

なお、部活動費にかかる会計についても、原則、学校徴収金要項に沿って会計処理を行うこととされている。

①目的

学校徴収金は、保護者が負担することとされている経費等を保護者の協力のもとに学校長の責任で保護者から徴収している。そのため、その執行は公務として行われることから、公費に準ずる厳正な事務処理が必要である。学校徴収金は、教育活動に密接に関わるものであり、学校が関与することによって、適正かつ効率的な執行を心掛け、保護者に対し、十分な説明責任を果たさなければならない。

この要項は学校徴収金の適正な管理を図ることを目的とする。

②徴収するための条件

学校徴収金とは、本来児童生徒に直接還元される性格の経費であり、次の4つの条件に該当しなければならない。

- (ア) 学校長の明確な承認を受けていること。
- (イ) 学校が学校教育のために徴収したものであること。
- (ウ) 全校または全学級等の教育活動集団を単位として徴収したものであること。
- (エ) 定額を保護者から徴収したものであること。

③学校徴収金の分類

学校徴収金要項における学校徴収金は、以下のとおり、学校預かり金と学校指定物品に分類されている。

学 校 徴 収 金		
学校預かり金	学校預かり金とは、教育活動を円滑に行うために、または児童・生徒の便宜を図るために、あらかじめ学校長が保護者から徴収するものである。学校、学年、学級、教科等の徴収金で児童・生徒に直接還元する性格を持つ経費である。	学級費・学年費・教材費・修学旅行積立金・アルバム作成費・校外学習費・鑑賞費・生徒会費等
学校指定物品	学校指定物品とは、児童・生徒が個人の所有物として使用するものであり、本来は保護者が販売業者から直接購入する性質のものであるが、保護者が便利で安心して購入できるように、あらかじめ各学校が購入価格や販売業者を決めている物品である。	制服・体操服・カバン・上履き等

(2) 実施した監査手続

- ・ 全校アンケートにより実態を把握した。
- ・ 往査した学校の学校徴収金に関する関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

(3) 監査の結果及び意見

①口座振替による徴収について（意見）

学校徴収金については、合理化、事務負担の軽減、安全・確実な管理を図るため、現金による徴収でなく口座振替による徴収が有用である。学校徴収金要項においても、徴収方法として口座振替制度を勧めている。

全校に実施したアンケートによると、学年費や卒業旅行等の積立金については、2校を除き全て口座振替による徴収であった。

現金集金の当該2校によると、へき地校であり、金融機関が遠く、口座振替の利便性を感じないため現金にて集金しているとのことであるが、安全・確実な集金をするためにも口座振替制度の導入を検討されたい。

②ドリル・ワーク等の副教材の選定について（意見）

「第3. 監査の結果及び意見 5. 学校現地調査の結果」に記載のとおり、修学旅行、卒業アルバム制作及び制服等の学校指定物品は、選定委員会を設け

て決定し、議事録を作成することとされているが、学年費の主たる使途であるドリル・ワーク等の副教材の決定については、特段の記載はない。

ドリル・ワーク等の副教材の学年費に占める金額的割合は高く、その選定については説明責任を果たせるようにすべきであると考え。これらは各学校の各教科の教員により議論して選定されているが、その選定過程を記録した議事録等は、往査した学校のいずれも作成されていなかった。

保護者への説明責任を果たせるよう、ドリル・ワーク等の副教材についても選定過程を記録して残すことが望まれる。

③ドリル・ワーク等の副教材の購入手続及び内容の統一化について（意見）

ドリル・ワーク等の副教材は各学校で選定し、各学校で購入している。また、選定した副教材を含め教育関連の物品については、見積書の入手、購入伺いの作成、請求書の入手及び支出伝票の作成等の購入手続を教員が担っているケースも多い。教員の事務負担を軽減し、教育活動に専念できるよう、選定までは教員が行い、その後の購入手続は事務職員が行うことも検討されたい。

また、選定したドリル・ワーク等の副教材については、各学校より一覧表を教材使用届として作成し、教育委員会に提出している。これらを取りまとめ、全校で統一し、各学校では地域の特殊性を有するもののみ選定し購入することで、各学校の教職員の事務負担を軽減できないか、教育委員会において検討されたい。

例えば、市では、大津市内の全小学校において、義務教育で定められた授業以外に、小学校1年生から英語教育を行うという先進的な取組を行ってきた。その英語教育のために使用するテキストは教育委員会で選定し、全校統一して使用している。また、先進的な取組として公費で支出されているものである。

学年費の主たる費用であるドリル・ワーク等の副教材においても、これらの英語教育のテキストと同様に、全校で統一化することができれば、後述する学校徴収金の公会計化への取組も検討でき、教職員の事務負担や保護者の経済的負担の軽減、学習の機会の公平性の確保もできるのではないかと考える。

④保護者への監査担当の協力依頼について（意見）

「学校徴収金要項」において、監査は保護者を含めた構成で行うことが望ましいとされているが、PTA等多忙な様子の保護者に対し、依頼しづらいという学校の意見もあった。

一方、PTAの中には、役員の役割分担に学校徴収金の精算報告書の監査担当を決めているところもあるとのことである。このような事例も参考に保護者に協力を求めるよう努力されたい。また、教育委員会においても、監査の趣旨等を記載した標準の依頼文を作成して学校に配布する等、保護者への協力を依頼するための学校への支援が望まれる。

⑤学校徴収金の保護者負担の軽減の取組について（意見）

学校徴収金については、年度当初に、前年度の実績を踏まえ、各学校で1年間の支出計画を立てて徴収金額を決定し、保護者に説明したうえで徴収している。また、年度末に残金がある場合は、修学旅行積立金等の積み立ての終期がまだであるものを除き、精算して返金されているが、その徴収金額は学校によってばらつきがある。例えば、令和元年度の小学校の6年生の学年費では、最も少ない学校で年間9,130円、最も多い学校で年間36,000円である。

各学校では、学校徴収金要項に従い、学校徴収金の使途について、年度当初に計画を立て、最低限必要な教材等だけを購入することや、複数業者より見積書を徴収すること等により、保護者負担の軽減への取組が図られているところではある。往査した学校のなかでも、複数業者より見積書を徴収することにより従来よりも安価に発注できた事例や、文化祭の催しにおいて、従来は学校の体育館にて音響設備を賃借して実施していたが、外部の音楽ホールを賃借することで、従来よりも却って安価に実施できたという事例もあった。また、保護者の経済的負担を考慮し、制服を廃止し、標準服とした学校もあるとのことである。

一方で、上述のとおり、複数業者より見積書を徴収し、比較検討すべきところ実施できていない事例も見られる等、取組不足も感じられた。また、児童生徒数の少ない小規模校において、割高となりがちな校外学習や修学旅行において、小規模校同士一緒に実施する等の取組も実施されたい。

引き続き更なる保護者負担の軽減を図ることが望まれる。

⑥部活動費について

(ア) 学校徴収金要項における部活動費の位置付けについて (結果)

学校徴収金要項において、部活動費にかかる会計についても、原則、学校徴収金要領に沿って会計処理を行うこととされているが、同要項に沿うべき部活動の範囲が明示されていない。

往査した3中学校において、事務担当者が部活動顧問より報告を受け、その収支報告書を管理している部活動費の範囲は、以下に記載のとおり、まちまちであった。

<往査した学校の部活動の収支報告書の作成状況>

- ・部活動費を定期的に徴収している部活が対象（大会遠征費等のために集めている費用は含まない。）。
- ・部活動費として通帳を持っている部活が対象（それ以外の部活は必要な都度集金しているため、対象にしていない。）。
- ・部活動費として定期的に徴収しているもの、大会遠征費等都度徴収しているものも含めて対象にしている。

部活動費も保護者から学校が徴収する限りは、説明責任を果たし、情報提供ができる必要がある。学校徴収金要項に沿うべき部活動費の範囲を明確にするとともに、原則という曖昧なものでなく、部活動費についても学校徴収金として捉え、各種資料の管理と適正な保管を徹底させることが必要である。

(イ) 部活動費の徴収方法について (意見)

全校アンケートの結果、部活動費を振込みにより徴収している1校1部活動を除き、全て現金回収にて行われている。現金による徴収は部活動顧問である教員が行っているケースがほとんどのようであるが、往査した中学校では、徴収が間に合わず、部活動顧問が立替払いしているケースも見られた。事故防止及び教員の負担軽減のために、振込入金や口座振替による徴収を検討されたい。

(ウ) 部活動費の縮減について（結果）

上述のとおり、学年費や積立金の学校徴収金については、学校徴収金要項に従い、年度当初に支出計画を立てて徴収金額が決定され、終期が来ていない積立金等を除き、余剰がでた場合には精算して保護者に返金されている。

一方、学校徴収金要項では、部活動費についても原則学校徴収金要項に沿うとされているものの、往査した学校の部活動費について、年度当初に支出計画を立てて徴収すべき額を計算している部活動はほとんどなく、前年度の金額を踏襲して徴収しているところが多かった。

また、年度末の余剰残高については精算されず、次年度へ繰り越しされているが、3月末付近におけるボールやシャトル、Tシャツ等の購入等、残高消化ともみられる支出も散見された。

部活動費についても、学年費等の学校徴収金同様、支出計画を立て、計画に沿った最低限必要な部費のみを徴収すべきである。臨時的な費用の発生などにより、資金不足が発生した場合には都度保護者に説明して必要額を徴収するなどの措置を行い、また、もし余剰が出た場合には精算して保護者へ返金することとされたい。なお、その場合、吹奏楽部等楽器を保有しているために修繕費や更新費用を積み立てる必要がある部活動については、通常使う部費と積立金を区別し、通常部費の余剰は精算して返金し、積立金にあてる部費は繰越処理をする等の対応が必要と考える。

⑦学校徴収金要項の周知徹底について（意見）

平成25年度に実施された包括外部監査において、「平成24年度に「学校徴収金の取扱に関する要項」を各学校に通知し、私費会計の部分についても基本的なルールが示された。ただし、現在のところ不十分な点も見受けられる。」との意見を受け、教育委員会は、「平成25年度 包括外部監査の結果に基づく措置状況（平成26年4月30日現在）にて、今後は毎年度10校程度を目安に同会計の執行状況について調査、点検を実施し、それらの結果を踏まえ、学校側への情報提供等連絡を密にしながら、より一層適切な会計処理に向け取り組むとともに、公費・私費の区分の適正化にも努める。」としている。

そこで、その後の教育委員会の各学校の調査、点検状況を確認したところ、平成27年度22校、平成28年度23校、平成29年度18校、平成30年度17校、令和元年度20校について、学校徴収金等の執行状況の確認が行われ、検査結果がまとめられていた。また、平成30年度からは、検査結果に対する改善状況を、各学

校に「学校徴収金等の執行状況等確認に係る改善報告書」にまとめて報告を求めるようにされており、周知徹底への取組について改善が認められた。

しかし、今回の学校現地調査の結果、上述のとおり、学校徴収金要項の周知徹底がなされていないケースが見られた。教育委員会によると、指摘、指導後は改善がみられるが、各学校の教職員の配置換え等により周知が図られていない面も大きいとのことである。過去には初任者研修に学校徴収金をテーマにした研修も実施されていたとのことである。

各学校にて教職員の配置換えに関わらず、学校徴収金要項が周知徹底できるよう図られたい。また、研修に当たっては、学校徴収金の会計には専門的な面もあるため、初任者でなく中堅者を対象にして、中堅者を通じて初任者に教授するのも一案であると考えます。

⑧教職員の負担軽減への取組について（意見）

「第3. 監査の結果及び意見 5. 学校現地調査の結果」に記載した内容及び上述のとおり、学校徴収金について改善すべき課題が見られるが、その解消のためには人員不足による課題も大きいと考えられた。事務職員の職務として公費を取扱う業務に加え、学校徴収金の事務があるが、現在、市の学校の事務職員は、各学校の児童・生徒数の規模等に基づき公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）により、1名または2名が県費により配置されている。しかし、部活動の有無や学校行事も含め、児童・生徒数の規模によらず、事務に一定の負荷がかかるものも多く、1名配置か2名配置の境界線上にある規模で1名配置の学校では特に事務職員の負荷が多いように感じた。

滋賀県教育委員会の配置基準は、教職員の働き方改革が推進される前と変わっていないとのことである。

滋賀県教育委員会に対し、人員の加配を要望するとともに、市において、実情に応じた独自の基準を作り、市費での人員配置も検討されたい。

また、学校徴収金の事務について、文部科学省は、学校給食の公会計化の取組の推進に加え、徴収・管理事務についても地方自治体の業務とすることや、学校徴収金の徴収・管理については、本来は、地方公共団体が担うことが望ましく、学校以外が担うべき業務であるという通知を出している。

市においては、平成27年度に学校給食費を公会計化しているが、これらの通知を踏まえ、学校給食費と同様、学校徴収金の徴収・管理についても教育委員会で担うことができないか検討されたい。

特に、学校給食費が公会計化されてからは、口座振替による給食費の徴収は市で実施し、同じく口座振替の学校徴収金の徴収は学校で行っている。教育委員会においては、中学校全校に学校給食を取り入れているため、口座振替のための手続が、給食費と学校徴収金とで二度手間になっているといえる。また、往査した学校によると、学校徴収金の滞納者は給食費も滞納されているとのことであり、滞納している場合はどちらも滞納していることが多い傾向にあるならば、督促の手続についても一括する方が、効率性が図れるのではないかと考える。

給食費と学年費等の学校徴収金の徴収業務を口座振替により一括徴収している他市の事例もあり、教育委員会においても、学校徴収金と給食費の徴収業務を一括することで、事務負担の軽減が図れないか検討されたい。また、学校徴収金と給食費の徴収業務について、アウトソーシングするほうが合理的であればアウトソーシング化することも一案であると考え。

⑨滞納金への対策について（意見）

学校徴収金に滞納が生じた場合、徴収していない児童生徒に対しても副教材等が提供されているため、当該児童生徒の保護者に対し債権が生じることになるが、回収できなかった場合、その分は、他の児童生徒の保護者からの徴収金で賄われることになり、保護者間で不公平が生じる。

現在、各学校では、滞納が生じた場合、滞納リストを作成し、教職員による督促状の送付や電話連絡、家庭への訪問を行いながら、生活保護費や就学援助費からの充当の申請なども行い、回収努力がなされている。

また、平成24年に施行された児童手当法の一部を改正する法律により、受給資格者の申出により、児童手当から学校給食費等（注）の徴収等が可能となったことから、一部の自治体では児童手当を活用した滞納金対策が図られている。

滞納金対策として、学校徴収金を児童手当から徴収できることは、過年度分も含めた滞納金額の減少及び教職員の督促業務の負担軽減の面で大きな効果があるようである。

教育委員会においても、学校から相談を受け、滞納金を児童手当から徴収した事例があるものの、件数としてはまだ少ない。

例えば、千葉市では、滞納金対策として、滞納が発生した場合のみでなく、児童生徒全員の保護者から、入学当初に、学校徴収金に関する同意書及び学校徴収金が滞納した場合に児童手当から支払うことの申出書の提出を依頼し、入手している。それにより、滞納が生じた場合の児童手当からの徴収が比較的スムーズに行えているとのことであり、効果的な方法であると考える。

教育委員会においても、滞納が発生した場合の教職員の督促業務の負担の軽減及び徴収の確実性を図るための対策を検討されたい。

(注) 学校給食費等とは

- ・ 学校給食費
- ・ 幼稚園または特別支援学校の幼稚部の保育料
- ・ 義務教育諸学校の学用品の購入費用
- ・ 放課後児童クラブの利用料
- ・ 義務教育諸学校、幼稚園、特別支援学校の幼稚部の学校教育に伴って必要な費用（学級費、児童会費、生徒会費、修学旅行費など）
- ・ 保育所、幼保連携型認定こども園の保育料
- ・ 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の利用料
- ・ 子育て短期支援事業の利用料
- ・ 一時預かり事業の利用料
- ・ 病児保育事業の利用料
- ・ 延長保育事業の利用料 等

(出典：内閣府ホームページより抜粋)

⑩準公金としての取扱いについて（結果）

市の総務部コンプライアンス推進室が定める準公金事務処理要領（以下「準公金事務処理要領」という。）においては、準公金を以下のように定義している。

(定義)

準公金とは、大津市財務規則（平成9年規則第73号）の適用の対象とならない現金及び一時預り金等で、業務の関係上本市職員が出納保管する次のものをいう。

- (1)外部団体等現金 日本赤十字社、各種協会、協議会、実行委員会等の団体の会計に属する現金

- | |
|--|
| (2)施策・政策的準公金 市民が自らの金銭を管理することが困難であり、かつ、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業等の施策を利用することができない等の理由により、やむを得ず保管する現金 |
| (3) その他の現金（以下「その他現金」という。） 募金、共済掛金等の外部団体等の所有に属さない現金 |
| (4)親睦会等現金 職員が出納又は保管する所属単位又は部局単位の親睦会の会計に属する現金 |

また、「準公金事務処理要領」とは別に、所属ごとに準公金を取扱う手順を「準公金取扱いマニュアル」に記載して処理することとされている。

学校徴収金は、この準公金事務処理要領における準公金の定義の(3)その他の現金に当てはまり、教育委員会が定めた学校徴収金要項においても、「学校徴収金は保護者から信託された準公金である」としている。また、学校徴収金要項は、その取り扱う手順を記載した「準公金取扱いマニュアル」に該当することである。

一方、準公金事務処理要領では、準公金の出納保管責任者は、年度当初に準公金取扱状況一覧表を作成し、所管部局長及び総務部長（コンプライアンス推進室長）に報告するものとするとしているが、学校徴収金についてはなされていないため、この報告が必要である。

また、準公金事務処理要領において、各部局のコンプライアンス推進員は、あらかじめ職員を指名し、毎年1回以上準公金の取扱いを検査させなければならないとされている。現状では、教育委員会において、毎年20校前後の小中学校を対象に、学校徴収金を含めた準公金の執行状況を点検しているが、全校に対して毎年1回以上の実施が必要である準公金事務処理要領には則していないといえる。準公金事務処理要領に則した検査の実施方法を検討する必要がある。

⑩各学校の学校徴収金以外の準公金について（結果）

学校現地調査において、外部団体である教育振興会を設置し、その通帳と印鑑を預かり、出納管理を学校が行っていた中学校があった。当該外部団体は、中学校区内の住民及び法人、団体、区外在住の同窓生、その他の有志をもって組織されており、会費を徴収し、主に学校の部活動の費用補助に支出されているが、これは、前述の準公金事務処理要領における準公金の定義の(1)外部団体等現金に当てはまる。

また、現地調査を行った学校を含め全校に実施したアンケートによると、教職員から親睦会費を定期的に徴収し、その預金通帳を出納保管している学校が、小学校で37校中26校、中学校で18校中9校あり、これらについては、準公金事務処理要領における準公金の定義の(4)親睦会等現金に当てはまる。

準公金事務処理要領によると、毎年1回、準公金について所管部局長及び総務部長（コンプライアンス推進室長）に報告しなければならないとされているが、これらの準公金についてはなされていない。準公金事務処理要領に従った処理が必要である。

さらに、準公金事務処理要領において、準公金について、以下のように記載されている。

準公金は、本来、団体が自ら取り扱うべき性格のものであり、現在市が処理しているものであっても、団体の自主運営を育成するなどして、その取扱いを極力減らすことが重要である。ただし、真にやむを得ず準公金として取り扱わざるを得ないものについては、公金と同様、厳正な取扱いを行わなければならない。
--

（出典：「準公金事務処理要領」より抜粋）

よって、上述の外部団体の預金については、本来、その団体が自ら取り扱うべき性格のものである。また、学校が真にやむを得ず取り扱わざるを得ないものとは考えられない。さらに、当該預金を管理する事務職員や学校長等の責任・負担も大きいと考える。準公金事務処理要領にあるように、団体の自主運営を育成することで、学校では預からず、団体自らが取り扱うように図っていく必要がある。また、親睦会費についても、定期的に徴収せず、必要時に徴収するなどして、その取扱いを極力減らしていくことが必要である。

第4. 総括意見

昨今の高度情報化やグローバル化の進展と社会の多様化を反映した新学習指導要領が平成30年度（2018年度）からの移行期間を経て、小学校は令和2年度（2020年度）から、中学校は令和3年度（2021年度）から全面実施となる。新学習指導要領では、小学校における英語教育の教科化やプログラミング教育、特別の教科としての道徳等の新たな課題に対応した新たな学びが必要となっていることなどから、「教育事業に関する財務事務の執行及び管理について」を、令和2年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定したところである。

今回の監査では教育現場が抱える課題を明らかにするため、市の全小中学校55校に対して実施したアンケートを分析した結果、児童生徒の学ぶ力、教職員の働き方改革と教員の指導力、及び給食施設等の児童生徒の学ぶ力を支えるものについて重点的な監査を行い、加えて学校現地調査も実施した。

この結果、認められた市教育行政の課題は以下のとおりである。

1. 児童生徒の学ぶ力

新学習指導要領に基づく児童生徒の学ぶ力については、ICT教育、国際理解教育・外国語教育の取組について監査を行った。

ICT教育については、国のGIGAスクール構想にさらに新型コロナウイルス感染症への対応が重なって、ICT端末の児童生徒一人一台の整備が急がれており、端末の急速な普及に対する管理などでの課題が見受けられた。

令和元年度に施行された学校教育の情報化の推進に関する法律に基づく学校教育情報化推進計画の策定も急務となっている。

国際理解教育・外国語教育については、市では新学習指導要領を先駆けて、平成28年度から、小学校1年生からの外国語活動が全ての小学校で実施されている。

その成果もあり、中学生の英語力は全国の平均を上回っているが、話すスキルについては全国平均を下回っており、課題も見られる。今後実践的な英語教育のためにALTの更なる活用が期待されるが、中学校を中心に稼働率が低い学校があり、稼働率の向上のためのALTの最適配置に取り組む必要がある。

2. 教員の指導力の強化と教職員の働き方改革

教員の指導力の強化については、ベテラン教員の大量退職を受けて、近年では若手教員の採用が増加している。その影響で、新卒大学生が講師の教員として現場に赴任することもあるため、市では臨時的任用者を対象とした研修を実施している。

しかしながら、教育公務員特例法では、正規教員である教諭にのみ研修の法的義務が課されており、臨時的任用者である講師については正規教員ほど充実した研修内容や研修受講体制が整備されていない。

教諭も講師も教壇に立てば同じ「先生」であることから、講師に対する研修内容の更なる充実や受講体制の整備の拡充について課題が見受けられた。

また、教員のアンバランスな年齢構成は顕著であり、学校の中心的存在であるミドルリーダー層の不足による学校運営の課題も見受けられた。

今からミドルリーダー層の教員を増やすことは困難なため、これからの未来を担う若手教員に対する指導環境の整備や指導力強化に向けた取組を充実させていく必要がある。

教職員の働き方改革については、働き方改革に伴う関連法等の制定・改正により、長時間労働の改善や超過勤務時間の短縮が求められており、また、新型コロナウイルス感染症禍でテレワークの推進やICT化、業務の効率化等も求められているところである。

教員について国が勤務時間の上限に関するガイドラインを定めたことを受けて、市では令和元年度に在校等時間の上限を設けるとともに、教職員につき、より適切かつ客観的に勤務時間管理ができるよう取組を進めているところであるが、そのためには教職員の働き方に対する意識改革が必要であり、適切な勤務時間の管理・把握及びその対応を進める必要がある。

3. 児童生徒の学ぶ力を支えるもの

児童生徒の学ぶ力を支えるものとして、児童生徒の学びの場である学校施設や学びの支援となる学校給食施設等の検討を行った。

学校給食では、市では令和2年1月より全ての中学校で給食を開始し、小学校37校、中学校18校で完全給食を実施している。基本的には市内に3カ所ある給食センターから配食されているが、葛川小・中学校及び志賀中学校については例外的に単独調理が実施されていた。

志賀中学校について単独給食が提供されているのは、旧志賀町との合併当時の協定によるものであった。協定書には事業継続の時期を「当面の間」と定めているが、旧志賀町と合併して既に15年近くが経過しており、改めて単独給食のメリット・デメリットを整理した上で継続するか否か検討する必要があると考えられた。

また、令和元年度から、新たに東部学校給食共同調理場をPFI方式で稼働させているが、廃止された旧東部学校給食共同調理場跡地の今後については、地元の方と意見交換を行い、要望を十分に把握したうえで、まずは、教育委員会において、教育行政の行政財産目的で利活用の検討を行う必要がある。

学校施設については、少子化が進む中、学校施設の統廃合について市の検討状況の確認を行った。

学校統廃合は、集約化による教員の負担軽減と、統廃合によって生み出される人的・財政的・施設的な余剰を活用することで様々な課題の解決につながると考えられ、その点を考慮したうえで学校統廃合の検討の加速が求められる。

なお、学校統廃合に当たっては、学校の統廃合のみに焦点を当てるのではなく、地域として必要となる公共施設は何かを考え、最適配置を考える、「公共施設マネジメント」の一環として検討すべきである。

4. 学校現地調査

小学校3校・中学校3校を対象に行った学校現地調査では、特に学校徴収金について、統合型校務支援システムの整備・導入などにより学校徴収金業務の効率化が図られているところであるが、保護者の経済的負担の軽減・公平性の確保、教職員の事務負担の軽減や会計事務の透明性を図る点において課題が認められた。

5. まとめ

新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現を目指しており、全国学力・学習状況調査の教科に関する調査で測られる学力はアクティブ・ラーニングを進めるうえでの基本的な知識・技能であり、その先の思考力・判断力・表現力の基礎となるものである。できる、わかるという経験が学びの原点になるといえるため、「学力」についてはいつの時代も重要な要素である。

この点について、市教育行政においても教育の課題としてとらえており、適切に対応しようとしているものと認められる。

同時に、監査の結果、ICT教育や国際理解教育といった児童生徒の学ぶ力の育成、教員の指導力の確保、教職員の働き方改革、そして学ぶ環境を取り巻く各種施設、学校統廃合など、いくつもの課題を抱えていることも判明した。

市教育委員会に、引き続きこれらの課題の解決に前向きにかつ意欲的に取り組み、次代の子どもたちの教育に邁進し続けることを期待したい。

以上